

資料 6

2020/3/4 時点

第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画

新・すこやか未来アクションプラン

第2期計画

案

令和2年3月  
新潟市



# 目 次

序 論 .....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	2
1－1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
1－2 子ども・子育て支援施策の動向について .....	3
第2章 計画策定の基本事項 .....	5
2－1 計画策定の基本事項 .....	5
2－2 計画の策定方法 .....	7
総 論 .....	9
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題 .....	10
1－1 子ども・家庭・地域の状況 .....	10
1－2 計画策定にあたっての課題（ニーズ調査結果のポイント） .....	18
1－3 第1期計画の分析・評価 .....	27
第2章 計画の基本的な考え方 .....	43
2－1 基本理念 .....	43
2－2 施策方針 .....	46
2－3 施策の体系 .....	48
各 論 I .....	51
第1章 子ども・子育て支援施策の展開 .....	52
施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える .....	52
施策1－1 ▶ 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保小連携 .....	52
施策1－2 ▶ 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進 .....	54
施策1－3 ▶ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実 .....	56
施策1－4 ▶ 子ども・若者の健全育成と自立支援 .....	59
施策1－5 ▶ 配慮が必要な子どもへの支援 .....	61
施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える .....	64
施策2－1 ▶ 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実 .....	64
施策2－2 ▶ 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実 .....	67
施策2－3 ▶ 経済的負担の軽減のための支援 .....	69
施策2－4 ▶ ひとり親家庭への自立支援 .....	71

施策方針3　すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える.....	74
施策3－1▶子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成....	74
施策3－2▶地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援 .....	76
施策3－3▶児童虐待防止と要保護児童等対策.....	78
施策3－4▶社会的養護体制の充実.....	80
<b>各 論Ⅱ.....</b>	<b>83</b>
第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 .....	84
1－1 教育・保育の提供区域の設定.....	84
1－2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策 .....	85
1－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策.....	87
第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項.....	102
2－1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	102
2－2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保.....	103
2－3 指針に基づく任意記載事項に係る事業 .....	104
第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画.....	106
3－1 次世代育成支援対策行動計画との整合について .....	106
3－2 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画 .....	107
3－3 市立保育園配置計画に関するもの .....	111
<b>各 論Ⅲ.....</b>	<b>113</b>
第1章 推進体制 .....	114
1－1 計画の推進に向けて .....	114
<b>資料編 .....</b>	<b>117</b>
1 施策体系・関連事業一覧 .....	118
2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料.....	127
3 用語集 .....	133

# 序論

---

## ● 内容

---

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画策定の基本事項

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化、就労形態の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童問題や児童虐待の深刻化など、子ども・子育てをめぐっては困難な課題もあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この新制度に基づき、平成27年度から平成31年（令和元年）度の5年間を計画期間とする「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「第1期計画」という）を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を計画的に実施してきました。

令和元年度が、同計画の終了年度にあたることから、これまでの進捗状況等を評価・検証するとともに、国の指針等を踏まえて、令和2年度から6年度までの5年間における就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要な需給量と取り組むべき施策の基本的な方向性を示した「第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン第2期計画）」を策定しました。

この計画により子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことで、本市の少子化対策と併せ、子どもと家庭を地域や社会全体で支えていくまちづくりを進めていきます。

## 1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

### (1) 「子ども・子育て関連3法」成立と「子ども・子育て支援新制度」の実施

国では、少子化対策基本法（平成15年）等に基づき、総合的な少子化対策を講じてきましたが、その中で次世代育成支援対策推進法（平成15年）の制定により、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付け、次世代育成支援の推進を図ってきました。

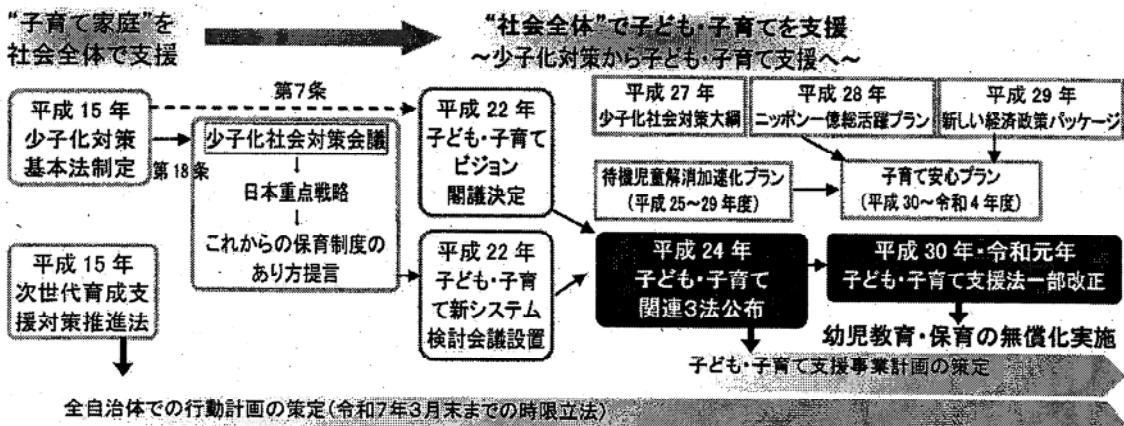
その後、子どもや子育てをめぐる社会環境等の現状と課題に対応するため、平成22年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、同月に公布されました。

この関連3法は、すべての子どものすこやかな育ちを保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としており、平成27年4月から『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』を目指し「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

### (2) 新たな国の動向

国は、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定等を踏まえ、平成29年に待機児童の解消と女性の就業率の向上（M字カーブの解消）を目指し、保育の受け皿の拡大と質の確保といった方向性を示した「子育て安心プラン」を発表するとともに、平成30年に子ども・子育て支援法を改正し、市区町村の待機児童解消等の取り組みにおける国の支援等を示しました。

さらに、令和元年には「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものとすること」が子ども・子育て支援法の基本理念に追加され、同年10月から幼児期の教育・保育の無償化が始まりました。



### (3) 新潟市の子ども・子育て支援に関する動向と主な施策の取り組み状況

年度	動向・主な取り組み (★…計画策定に関すること ■…取り組みに関すること ●…その他市の動向)
平成 17 年度	★すこやか未来アクションプラン（次世代育成支援対策行動計画）前期計画を策定
平成 19 年度	●政令指定都市へ移行 ■児童相談所の開設
平成 20 年度	■こんにちは赤ちゃん訪問を全戸訪問事業として開始 ■男性の育児休業取得奨励金の開始
平成 21 年度	■にいがたっ子すこやかバースポート事業の開始
平成 22 年度	★すこやか未来アクションプラン後期計画を策定 ■子育てなんでも相談センター「きらきら」の開設支援 ■地域子育て支援センターを全市域で実施
平成 23 年度	■こども医療費助成の所得制限廃止 ■食育・花育センターが開館 ■全 1 歳児を対象にブックスタート事業を開始 ■若者支援センター「オール」を開設
平成 24 年度	■ファミリー・サポート・センターの全市展開 ■保育所における保育士配置 1 歳児おむね 3 : 1 など市独自基準を条例化
平成 25 年度	■こども創造センター、動物ふれあいセンターが開館 ■多子世帯（3 人以上）のこども医療費助成対象を高校 3 年生まで拡大 ■療育教室、専門医による発達相談を全区で実施
平成 26 年度	■幼稚園、保育園における第 3 子以降の保育料の無償化対象を拡大 ■子どもの学習支援を全区対象に実施（対象者は住民税非課税世帯等）
平成 27 年度	★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）を策定 ■市立児童発達支援センター「こころん」を開設 ■市立乳児院「はるかぜ」を開院 ■放課後児童クラブで小学校 4 年生以上の受け入れを開始 ■こども医療費助成の対象を入院で高校 3 年生まで拡大（すべての世帯） ●「にいがた子育て応援アプリ」をリリース ●18 歳未満の子どもがいる家庭の共働き率が 59.5% で政令市中 1 位（国勢調査結果）
平成 28 年度	■全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置 ●平成 28 年出生数が 5,936 人となり、6,000 人を下回る
平成 29 年度	■12 年ぶりに年度当初の待機児童が発生（2 人）、以降、毎月の待機児童状況を公表 ■全区にマタニティナビゲーターを配置
平成 30 年度	★新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を策定 ★新潟市立保育園配置計画を策定 ■子どもの学習支援の対象者に児童扶養手当受給世帯を追加 ■芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」が開館
令和元年度	■こども医療費助成の対象を通院で中学 3 年生まで拡大（すべての世帯） ■病児・病後児保育施設を全区に設置 ■幼児教育・保育の無償化

※平成 27 年度から 30 年度まで（新・すこやか未来アクションプラン）の主な取り組みは P28~41 に詳しく記載しています。

## 第2章 計画策定の基本事項

### 2-1 計画策定の基本事項

#### (1) 計画の位置づけ

- ア) 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるものです。
- イ) 本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）」、「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」を含むものとします。
- ウ) 本計画は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を最上位計画とした、子ども・子育て支援施策に関する分野別計画として策定します。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の内容のうち必要な項目を盛り込んでいるほか、「新潟市子どもの未来応援プラン－新潟市子どもの貧困対策推進計画－」の方向性を反映するとともに、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の福祉・健康・教育分野をはじめとした様々な関連計画（※）との連携・整合を図ります。

##### ※関連する計画

- ・新潟市地域福祉計画・各区地域福祉計画
- ・新潟市立保育園配置計画
- ・新潟市教育ビジョン
- ・新潟市健康づくり推進基本計画
- ・新潟市子ども読書活動推進計画
- ・新潟市障がい福祉計画・新潟市障がい児福祉計画
- ・新潟市男女共同参画行動計画
- ・新潟市生涯歯科保健計画
- ・新潟県社会的養育推進計画

#### <本計画の根拠となる法の基本理念等>

##### 子ども・子育て支援法（一部抜粋）

###### （基本理念）

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

###### （市町村子ども・子育て支援事業計画）

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 計画の対象

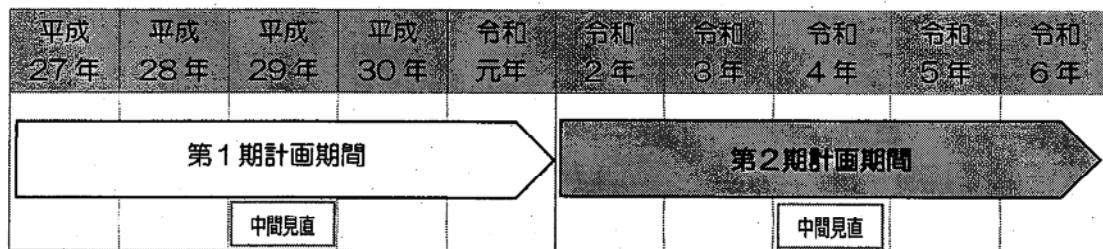
本計画では、すべての子どもとその家族、並びに地域、教育・保育施設、企業、行政を含む子育てに関わるすべての市民や団体を対象とします。なお、本計画における「子ども」とは、生まれる前から乳幼児期を経て学童期を主とした、おおむね18歳までの子どもとします。

なお、主に義務教育段階以降の子どもの教育に関する施策については、「新潟市教育ビジョン」により実施、推進します。

## (3) 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年に見直しを行うものとします。



## 2-2 計画の策定方法

### (1) 新潟市子ども・子育て会議

本計画は、「新潟市子ども・子育て会議」の意見等を踏まえて策定しました。(開催経過等についてはP128参照)

### (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

#### <目的>

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活の状況や子育てに関する意識などを把握するとともに、教育・保育所施設等及び子ども・子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施。

#### <調査方法と実施期間>

調査方法：郵送配布、郵送回収

実施期間：平成30年12月7日～31日

#### <回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5歳児（保護者）	4,400 票	2,016 票	45.8 %
2	小学生調査	6～11歳児（保護者）	4,400 票	1,740 票	39.5 %
計			8,800 票	3,756 票	42.7 %

### (3) パブリック・コメントの実施

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくため、令和元年12月23日から令和2年1月22日までパブリック・コメントを実施しました。



# 総 論

---

## ● 内 容

---

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第2章 計画の基本的な考え方

# 第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

## 1-1 子ども・家庭・地域の状況

### (1) 人口の推移

#### ① 総人口の推移

本市の総人口は、平成2年の776,775人から増加しており、平成12年以降は80万人を上回って推移しています。しかし、平成17年以降減少傾向に入り、令和12年には769,821人を見込んでいます。特に年少人口については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行する見込みとなっています。

<図表1>

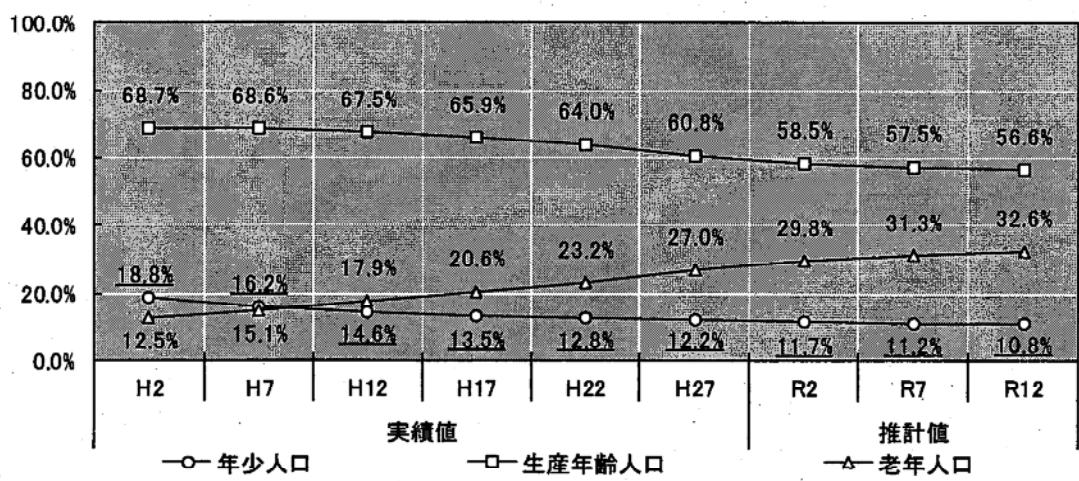
(人)	実績値						推計値		
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
合計	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	803,157	788,987	769,821
年少人口	145,809	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	94,239	88,654	83,377
生産年齢人口	532,316	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	469,788	453,594	435,552
老人人口	96,913	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	239,130	246,739	250,892

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

#### ② 3区分別人口構成の推移

少子高齢化の進行に伴い、本市の人口構成も、年少人口の割合は令和12年に約1割であるのに対し、老人人口は約3割を見込んでおり、平成2年と比較すると人口構成比が大きく変化しています。

<図表2>



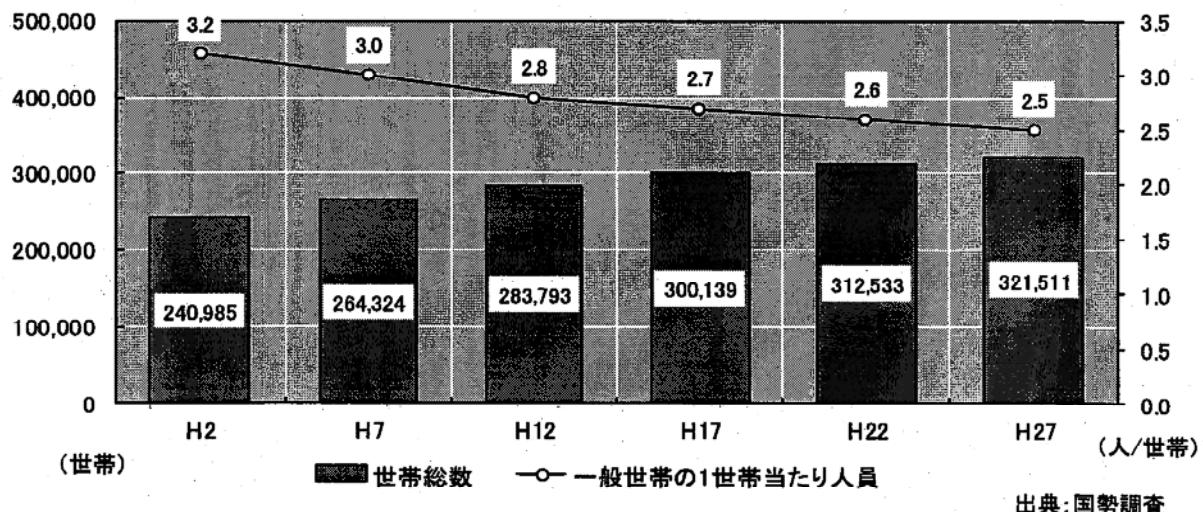
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

## (2) 世帯数の推移

### ① 世帯数と世帯構成人員の推移

本市の世帯数は平成2年の240,985世帯から平成27年には321,511世帯まで増加していますが、世帯構成人員は平成2年の3.2人から平成27年には2.5人まで減少しています。

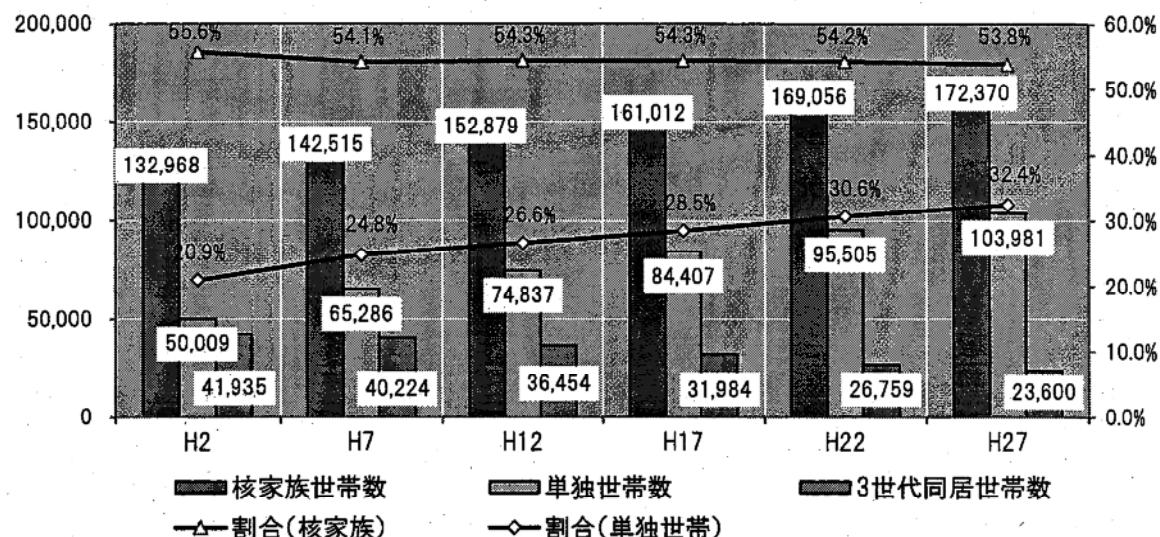
<図表3>



### ② 一般世帯の世帯類型の推移

本市の世帯類型は、核家族世帯数が平成2年の132,968世帯から平成27年の172,370世帯へ増加していますが、全体における割合は大きく変わっていません。また、単独世帯数は平成2年の50,009世帯から平成27年の103,981世帯まで増加しており、実数も割合も増加しています。3世代同居世帯数は、平成2年の41,935世帯から平成27年の23,600世帯まで減少しています。

<図表4>



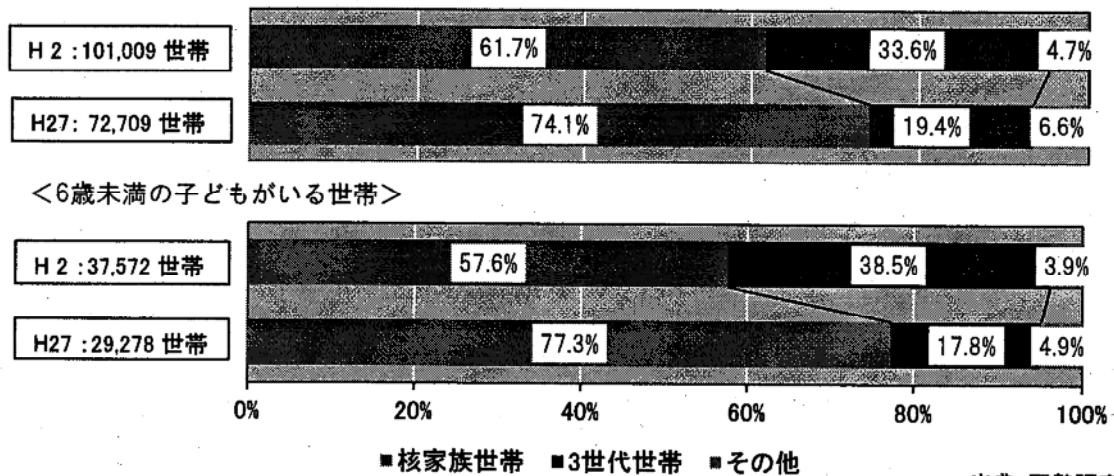
出典:国勢調査

### ③ 子どものいる一般世帯の世帯構成の割合

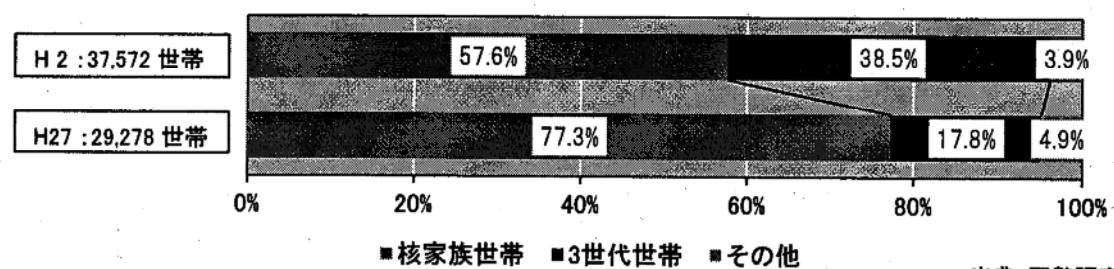
子どものいる世帯数は平成 2 年から平成 27 年までの 25 年間に 18 歳未満の子どもがいる世帯、6 歳未満の子どもがいる世帯いずれの区分でも 20% 以上減少しており、また、構成としては核家族世帯の割合が増加、3 世代同居世帯は減少しています。

<図表 5>

<18歳未満の子どもがいる世帯>



<6歳未満の子どもがいる世帯>



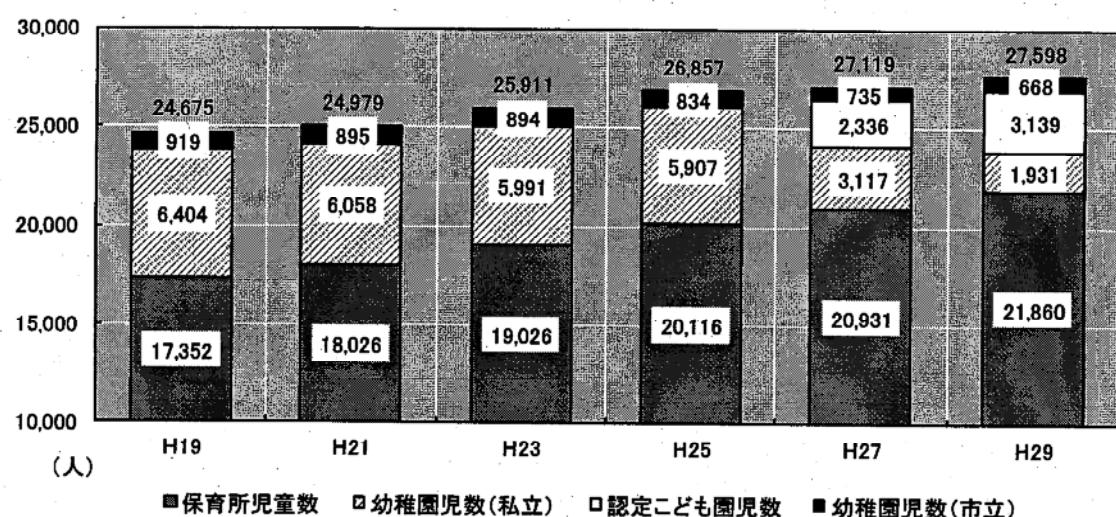
出典:国勢調査

### (3) 子どもの数の推移

#### ① 保育園、幼稚園の児童数の推移

平成 27 年の子ども・子育て支援新制度施行以降、多くの幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、幼稚園児数が減少し、認定こども園児数が増加しています。また、保育園児童数については一貫して増加傾向にあります。

<図表 6>

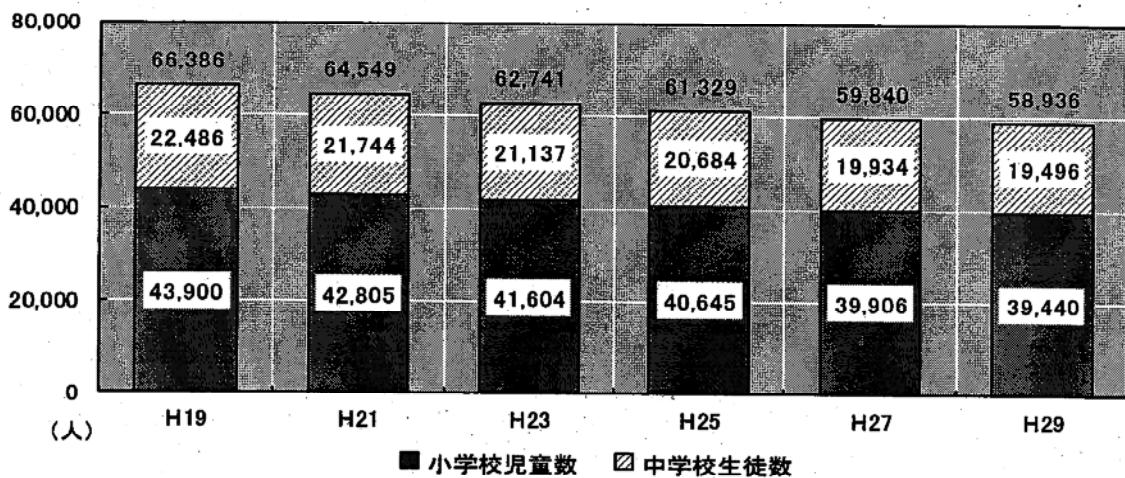


出典:新潟市保育課、学校支援課(各年 5 月 1 日現在)

## ② 小学校、中学校の児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、少子化に伴い平成 19 年の 66,386 人から平成 29 年に 58,936 人まで減少しています。平成 27 年に小学校児童数は 4 万人、中学校生徒数は 2 万人を下回って推移しています。

<図表 7>

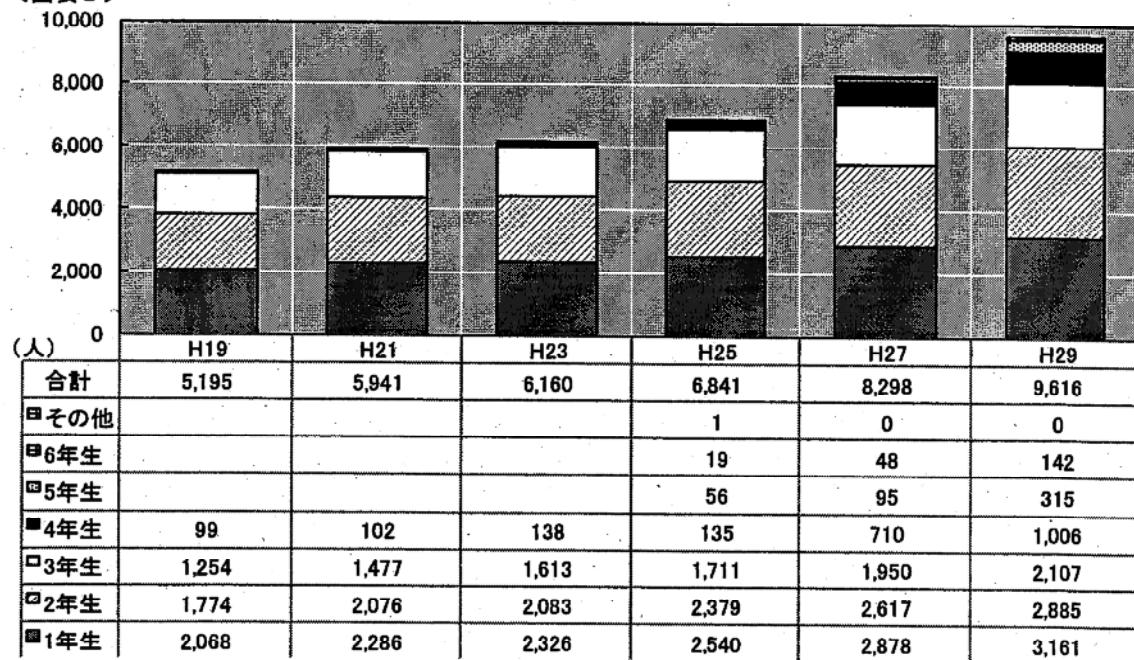


出典:新潟市教育委員会事務局(各年 5 月 1 日現在)

## ③ 放課後児童クラブの利用人数の推移

放課後児童クラブの利用状況は、1 年生から 3 年生の利用が多くを占めていますが、近年では 4 年生以上の利用も増加傾向にあり、総数としては一貫して増加し、平成 19 年の 5,195 人から平成 29 年に 9,616 人まで増加しています。

<図表 8>



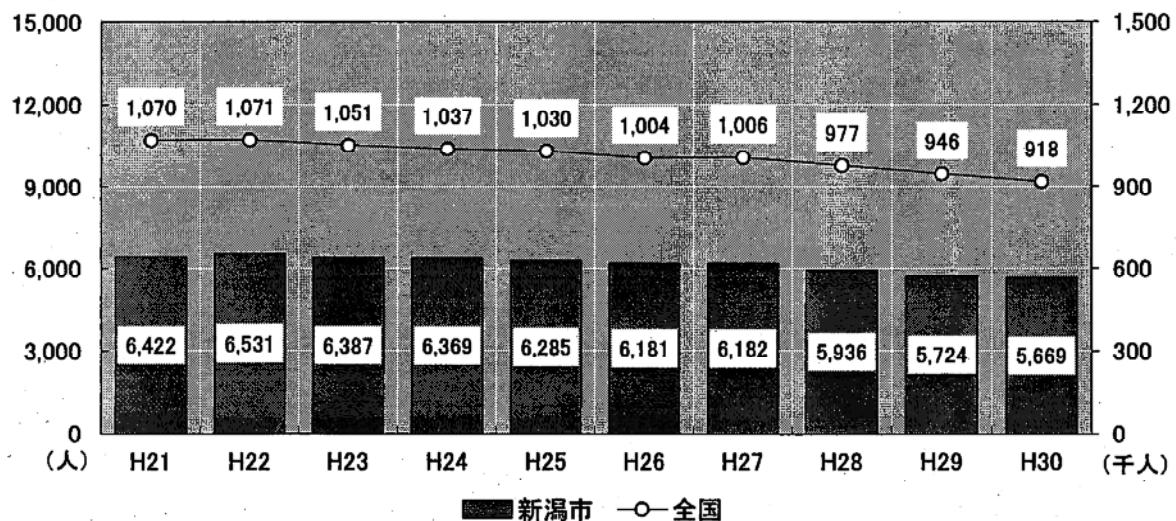
出典:新潟市こども政策課(各年 5 月 1 日現在)

## (4) 出生数の推移

### ① 出生数の推移

本市の出生数は、全国と同様に減少し、平成 21 年の 6,422 人から平成 30 年には 5,669 人に減少しています。

<図表 9>

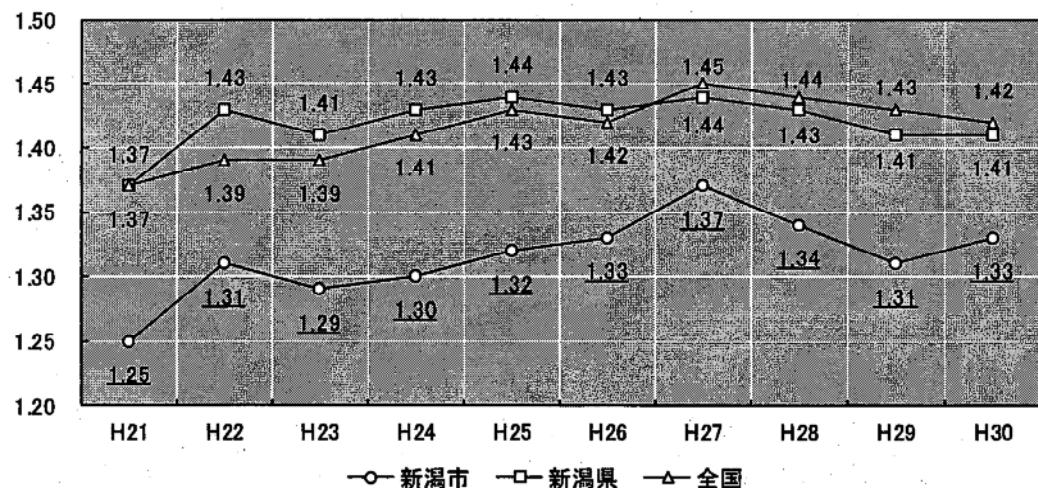


出典: 人口動態統計

### ② 合計特殊出生率

全国・県の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）に対し、本市は低い推移を示しており、平均的に約 0.1 ポイント下回る水準で推移しています。

<図表 10>



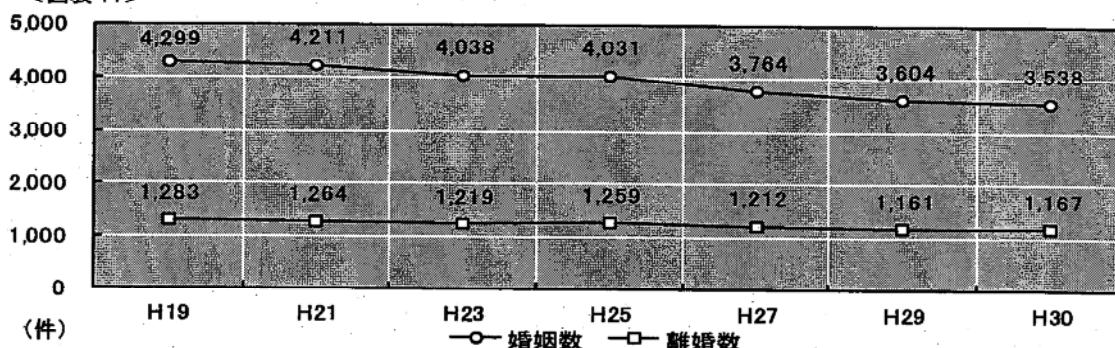
出典: 人口動態統計

## (5) 婚姻、離婚件数の推移

### ① 婚姻、離婚件数の推移

本市の婚姻数は平成 19 年の 4,299 件から年々減少しており、離婚数も平成 29、30 年は 1,100 件台と緩やかな減少傾向にあります。

<図表 11>

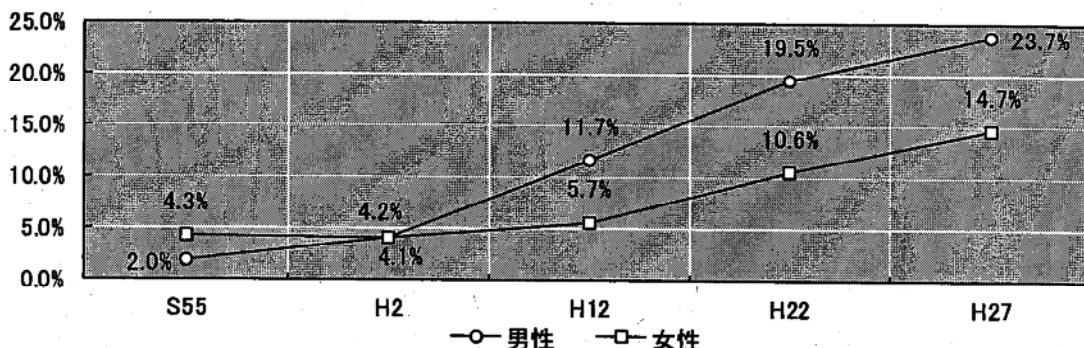


出典：新潟市市民生活課

### ② 50 歳時未婚率の推移

近年、50 歳時未婚率（45～49 歳及び 50～54 歳の未婚率の平均値）は男女とも増加しており、平成 27 年の男性平均が 23.7%、女性平均が 14.7% となっています。

<図表 12>



出典：国勢調査

### ③ 平均初婚年齢と第 1 子の平均出生時年齢

本市の平均初婚年齢は男女とも徐々に年齢が上昇しています。

また、第 1 子の平均出生時年齢も同様に上昇しており、平成 23 年からは女性も 30 歳を上回って推移しています。

<図表 13>

(歳)	夫(父親)					妻(母親)				
	H21	H23	H25	H27	H29	H21	H23	H25	H27	H29
平均初婚年齢	30.6	30.6	30.6	30.9	31.0	28.8	29.1	29.2	29.6	29.4
第 1 子平均出生時年齢	31.6	31.9	32.3	32.8	32.8	29.8	30.2	30.5	31.0	31.0

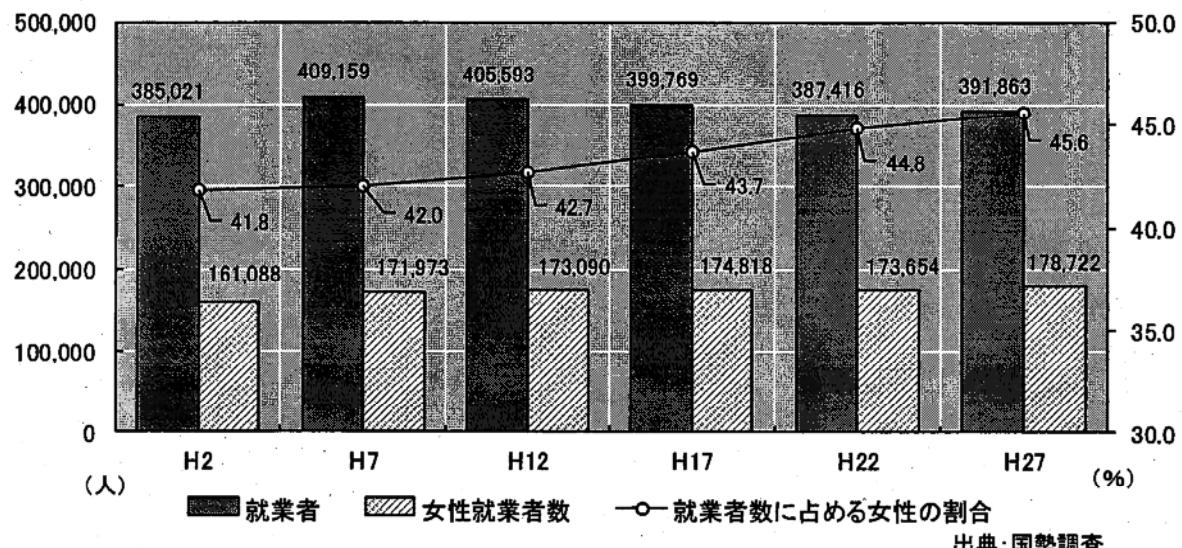
出典：人口動態統計

## (6) 就労状況

### ① 就業者数、女性就業者的人数・割合

本市の就業者数は平成 7 年以降減少傾向にありましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては増加に転じています。また、就業者全体に占める女性就業者的人数・割合も同様に増加しており、平成 2 年の 161,088 人 (41.8%) から平成 27 年には 178,722 人 (45.6%) となっています。

<図表 14>

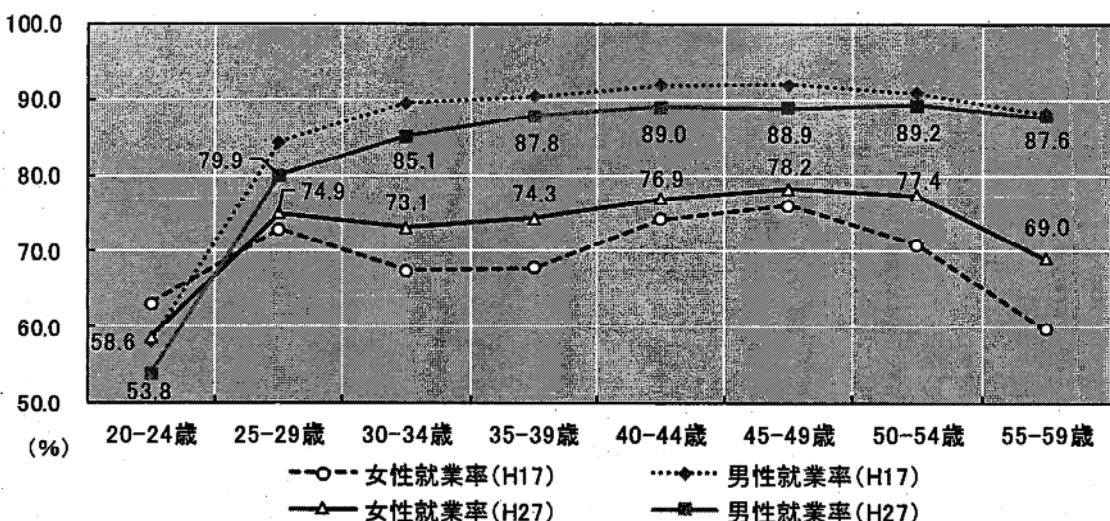


出典:国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率

女性就業率は、平成 17 年には 30~39 歳の就業率の低さから M 字カーブを描いていましたが、平成 27 年には女性の就業率が全体的に上昇し、M 字カーブが緩やかになっています。

<図表 15>

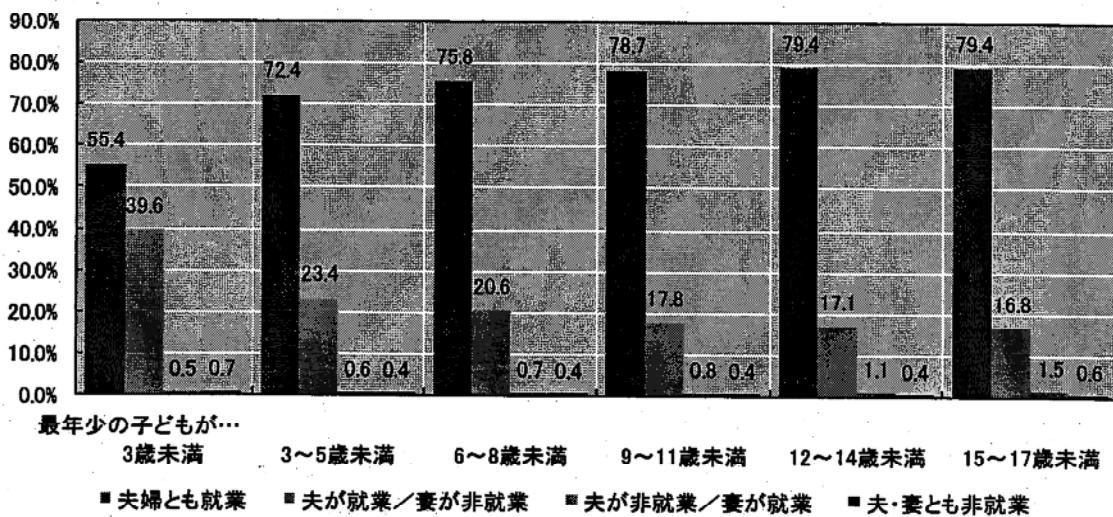


出典:国勢調査

### ③ 子どもの年齢別夫婦の就業状態

最年少の子どもの年齢別の夫婦の就業状態について、「夫婦とも就業」の割合は3歳未満で55.4%となっていますが、年齢があがるにつれて増加する傾向にあり、9歳から17歳未満ではおよそ8割となっています。

<図表16>



出典：国勢調査

### ④ 子どもがいる世帯の共働き率

政令指定都市における18歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は、すべての都市で平成22年から増加しており、最大値は新潟市の59.5%、増減数の最大は川崎市の6.9ポイント増となっています。

<図表17>

(%)	H22	H27			H22	H27	
			増減数				増減数
新潟市	55.7	59.5	3.8	さいたま市	44.1	47.7	3.6
浜松市	52.6	56.6	4.0	仙台市	43.5	48.6	5.1
静岡市	52.2	55.2	3.0	千葉市	43.0	47.3	4.3
岡山市	50.1	55.3	5.2	大阪市	43.0	45.9	2.9
広島市	49.7	53.6	3.9	神戸市	42.1	46.7	4.6
京都市	47.8	51.6	3.8	横浜市	41.8	46.0	4.2
名古屋市	47.2	50.6	3.4	札幌市	41.6	44.8	3.2
北九州市	46.0	49.4	3.4	堺市	41.2	46.7	5.5
福岡市	45.5	48.6	3.1	川崎市	40.7	47.6	6.9
相模原市	45.2	48.3	3.1				

出典：国勢調査

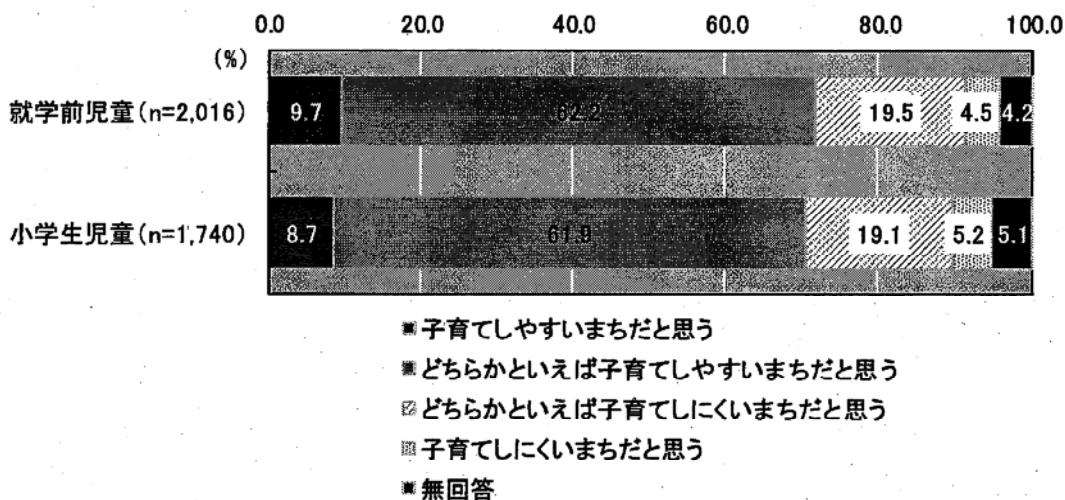
## 1-2 計画策定にあたっての課題（ニーズ調査結果のポイント）

### （1）子育てのしやすさの評価（「就学前児童調査」「小学生調査」）

本市の子育てのしやすさの評価については、就学前児童・小学生ともに同様の結果となっており、「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を足した割合が7割強となっています。一方で、「子育てしにくいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」を足した割合は2割半ばと、およそ4人に1人の割合となっています。

また、子育てについて「楽しいと感じること」の割合は就学前児童と小学生の半数以上が「多い(4と5の合計)」と回答していますが、就学前児童に比べて小学生でやや割合が低くなっています。地域の子育て支援や子育て環境については、中間の「3」が最も多く、就学前児童と小学生で同様の結果となっています。

#### ■子育てしやすいまちだと思うか（就学前児童【問39】／小学生【問25】）



#### ■子育てや子育て支援の実感度合（就学前児童【問43】／小学生【問30】）

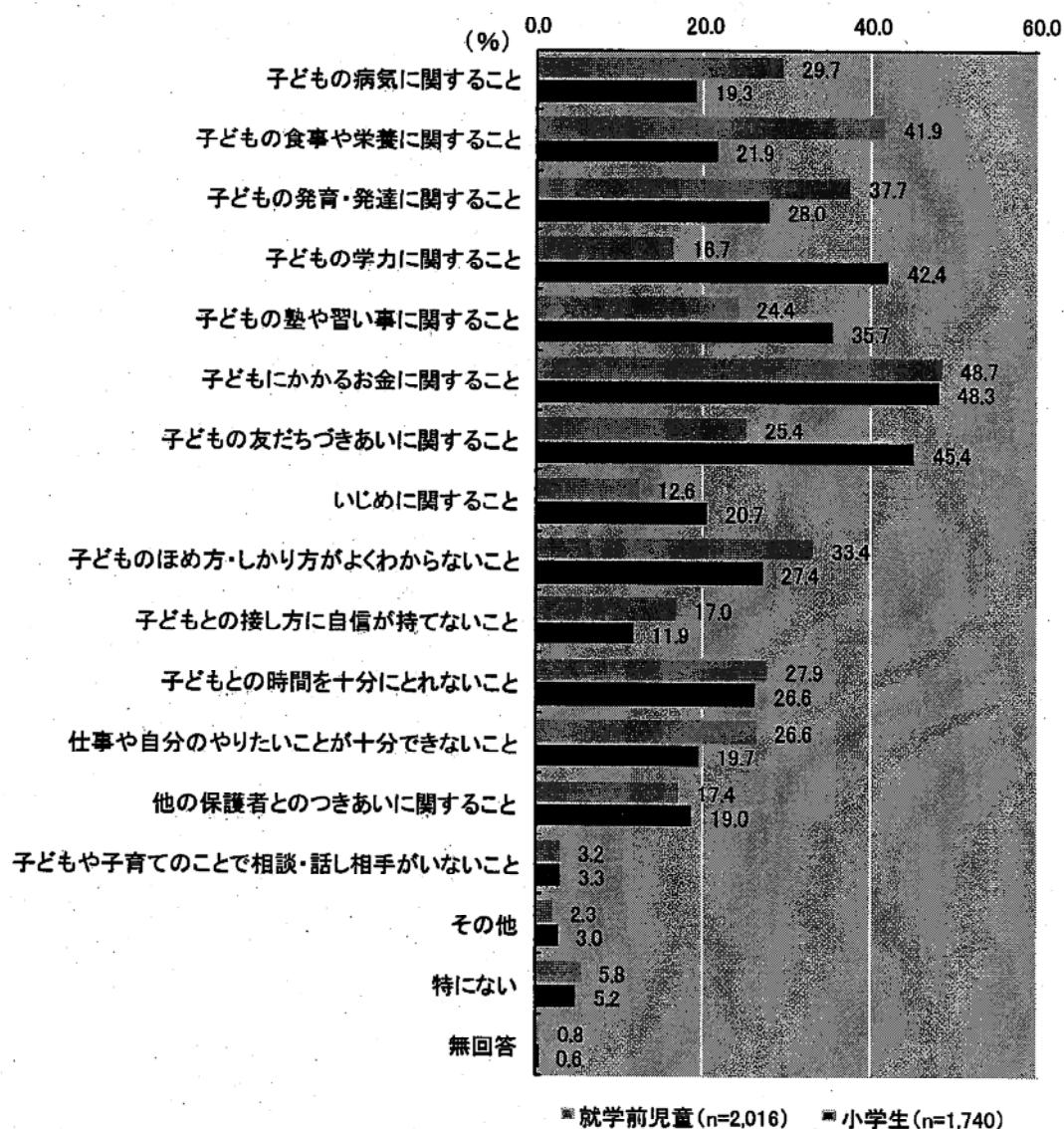
表示：%		少ない ← → 多い					無回答
(就学前児童n=2,016／小学生n=1,740)		1	2	3	4	5	
A   楽しいと感じることが	就学前児童	1.1	3.2	15.9	37.8	41.3	0.7
	小学生	2.8	4.4	26.9	34.5	30.4	1.0
B   負担と感じることが	就学前児童	10.9	22.6	35.3	22.8	7.7	0.8
	小学生	11.1	19.0	40.2	21.0	7.7	1.0
C   不安を感じることが	就学前児童	13.4	25.2	34.2	19.2	7.0	0.9
	小学生	12.3	18.4	38.3	20.2	9.7	1.1
		不十分 ← → 十分					無回答
		1	2	3	4	5	
D   住んでいる地域の子育て支援について	就学前児童	9.9	21.4	46.1	18.3	3.4	0.9
	小学生	11.0	22.2	49.0	13.9	2.6	1.3
E   住んでいる地域の子育て環境について	就学前児童	7.4	21.0	46.0	20.6	4.0	0.8
	小学生	8.4	17.9	46.9	21.4	4.3	1.1

## (2) 子育てで日ごろ悩むこと、気になること（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育てで日ごろ悩むこと、気になることについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもにかかるお金に関すること」が5割近くで最も多くなっています。

また、両調査の結果で差がみられた項目としては、就学前児童では「子どもの食事や栄養に関すること」が小学生よりも20ポイント近く高く、小学生では「子どもの学力に関すること」と「子どもの友だちづきあいに関すること」が20ポイント以上高くなっています。

### ■子育てや子育て支援の実感度合（就学前児童【問13】／小学生【問13】）



\* 就学前児童(n=2,016) □ 小学生(n=1,740)

### (3) ソーシャルサポートで期待できる方の有無（「就学前児童調査」）

相談・子育ての手伝い・家事の手伝い・子どもの預かりについてサポートを得られる人の有無をみたところ、いずれの項目も「配偶者」や「実母・義母」の回答が多くなっています。

また、市外での出産や子育て経験の有無別でみると、「子育ての手伝い」、「家事の手伝い」、「子どもを預ける」において、市外の出産・子育て経験がある方の「実母・義母」の割合がやや低くなる傾向がみられます。一方、「友人・知人」の項目においては、市外での出産・子育て経験の有無による差はみられませんでした。

#### ■各項目（A～D）でソーシャルサポートを期待できる方〔市外での出産・子育て経験別、主な選択肢を抜粋〕（就学前児童【問11】）

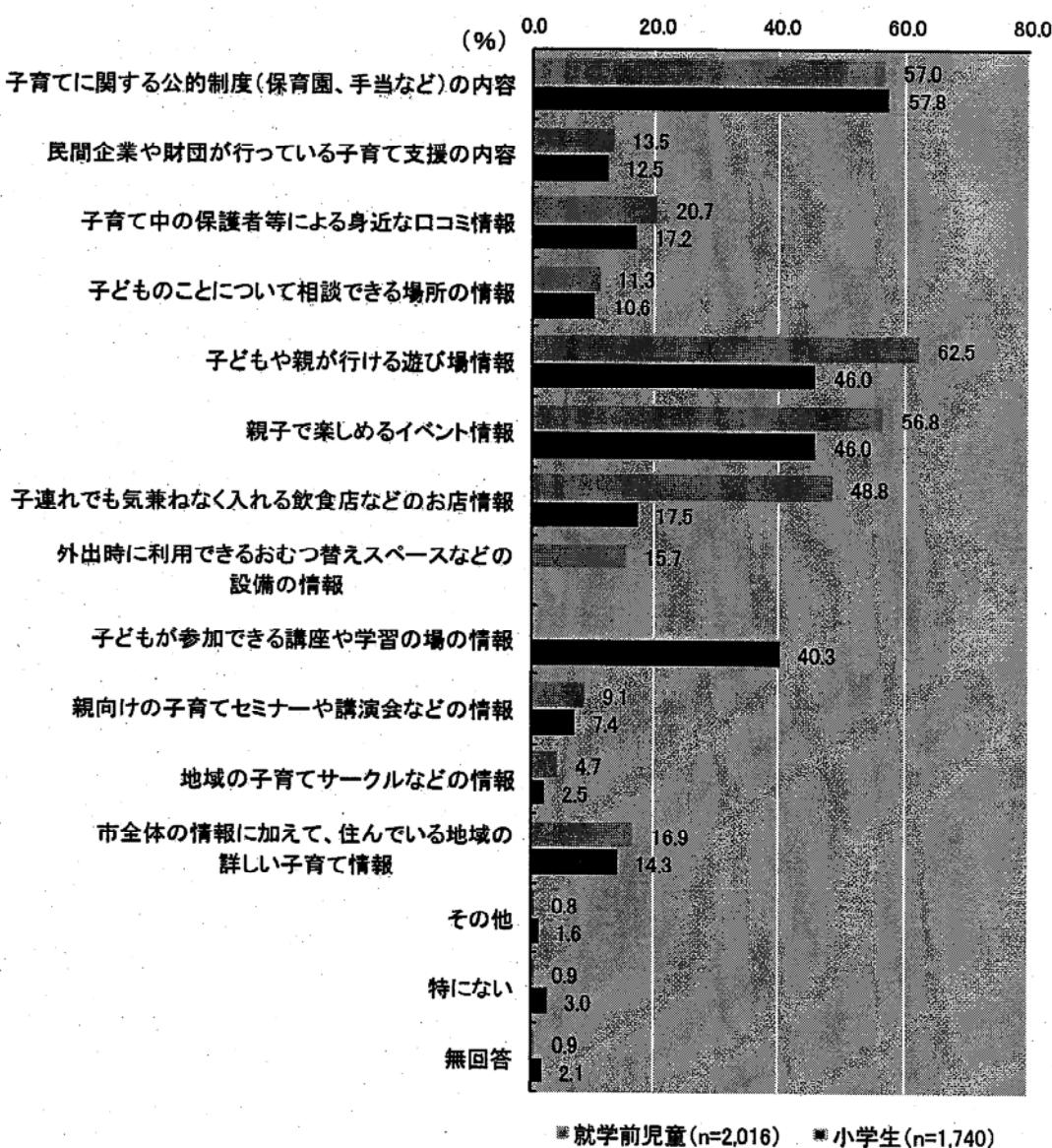
問11A 子育ての相談	n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での出産経験	全体	2,016	38.5	29.2	78.7	71.2
	ある	490	38.3	28.4	78.5	72.9
	ない	1,461	38.3	29.5	79.5	70.8
問10②市外での子育て経験	全体	2,016	38.5	29.2	78.7	71.2
	ある	405	38.2	25.4	78.0	72.1
	ない	1,525	38.3	30.2	79.5	71.8
問11B 子育ての手伝い	n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での出産経験	全体	2,016	38.4	40.6	74.9	5.0
	ある	490	38.5	35.1	62.2	4.1
	ない	1,461	38.3	42.4	71.9	5.1
問10②市外での子育て経験	全体	2,016	38.4	40.6	74.9	5.0
	ある	405	38.5	33.6	65.2	4.7
	ない	1,525	38.3	42.4	71.7	5.0
問11C 家事の手伝い	n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での出産経験	全体	2,016	38.1	11.2	43.2	0.5
	ある	490	38.6	6.9	31.0	0.0
	ない	1,461	38.3	12.4	47.2	0.6
問10②市外での子育て経験	全体	2,016	38.1	11.2	43.2	0.5
	ある	405	38.1	9.4	35.6	0.5
	ない	1,525	38.0	11.7	45.0	0.5
問11D 子どもを預ける	n数	配偶者	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での出産経験	全体	2,016	64.9	39.0	80.2	4.8
	ある	490	63.1	34.3	77.8	5.9
	ない	1,461	65.6	40.9	84.4	4.3
問10②市外での子育て経験	全体	2,016	64.9	39.0	80.2	4.8
	ある	405	60.7	35.3	79.9	6.9
	ない	1,525	66.4	40.7	83.3	4.3

#### (4) 子育て情報で欲しい内容（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育て情報で欲しい内容については、就学前児童では「子どもや親が行ける遊び場情報」が6割以上で最も多く、そのほか「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」、「親子で楽しめるイベント情報」、「子連れでも気兼ねなく入れる飲食店などのお店情報」が4割以上で多くなっています。

小学生では、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が6割弱で最も多く、そのほか「子どもや親が行ける遊び場情報」、「親子で楽しめるイベント情報」、「子どもが参加できる講座や学習の場の情報」が4割台となっています。

##### ■子育て情報で欲しい内容（就学前児童【問36】／小学生【問24】）



■就学前児童(n=2,016) ■小学生(n=1,740)

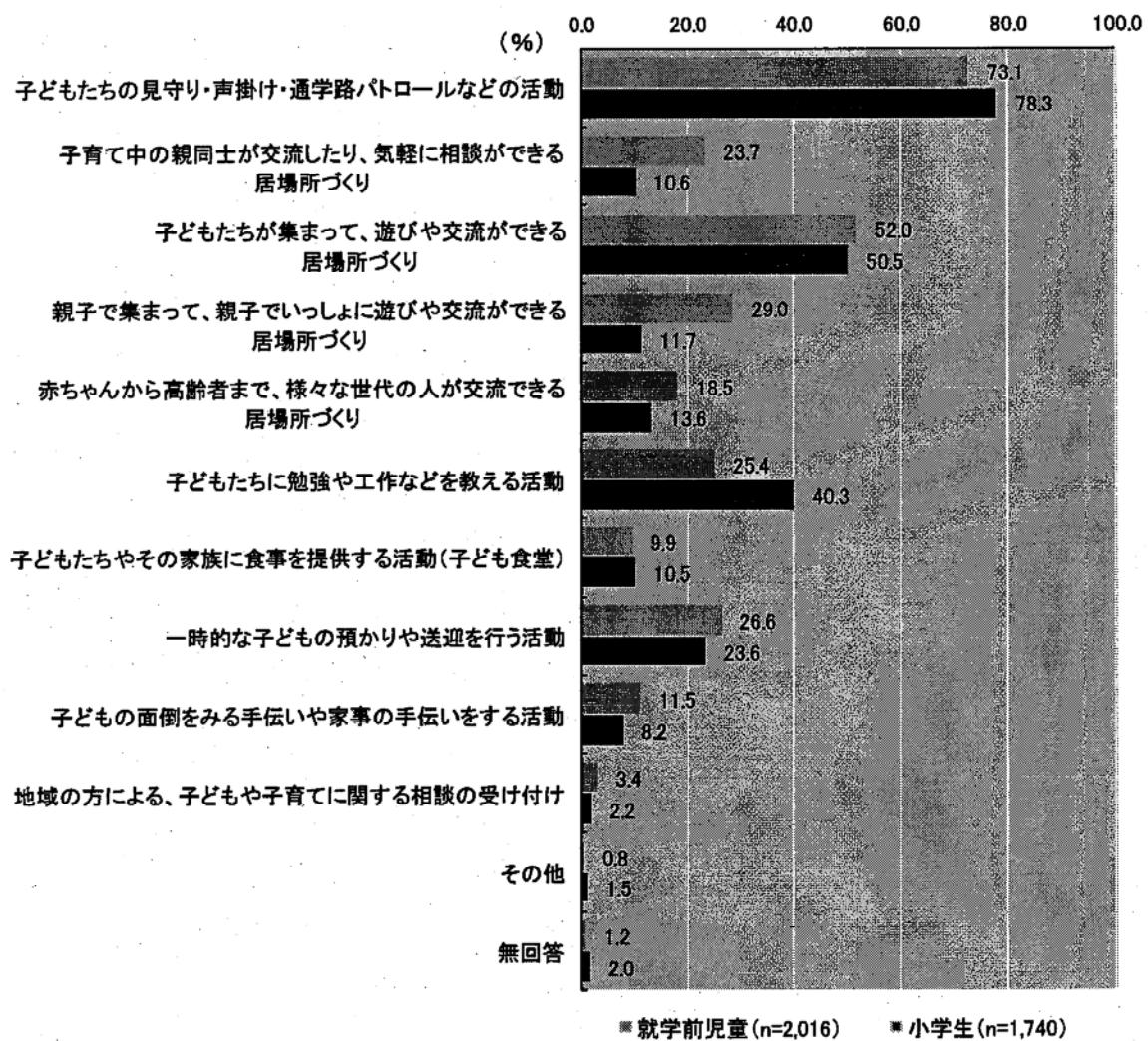
※「外出時に利用できるおむつ替えスペースなどの設備の情報」は就学前児童のみ、「子どもが参加できる講座や学習の場の情報」は小学生のみの項目。

## (5) あつたらよいと思う地域主体の活動（「就学前児童調査」「小学生調査」）

地域主体の子育て支援活動としてあつたらよいと思うものについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が7割台で最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」が5割台となっています。

また、就学前児童では、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談ができる居場所づくり」や「親子で集まって、親子でいっしょに遊びや交流ができる居場所づくり」が2割台で小学生よりも10ポイント以上高くなっています。一方で、小学生では「子どもたちに勉強や工作などを教える活動」が就学前児童に比べて10ポイント以上高くなっています。

■あつたらよいと思う地域主体の子育て支援活動（就学前児童【問42】／小学生【問29】）



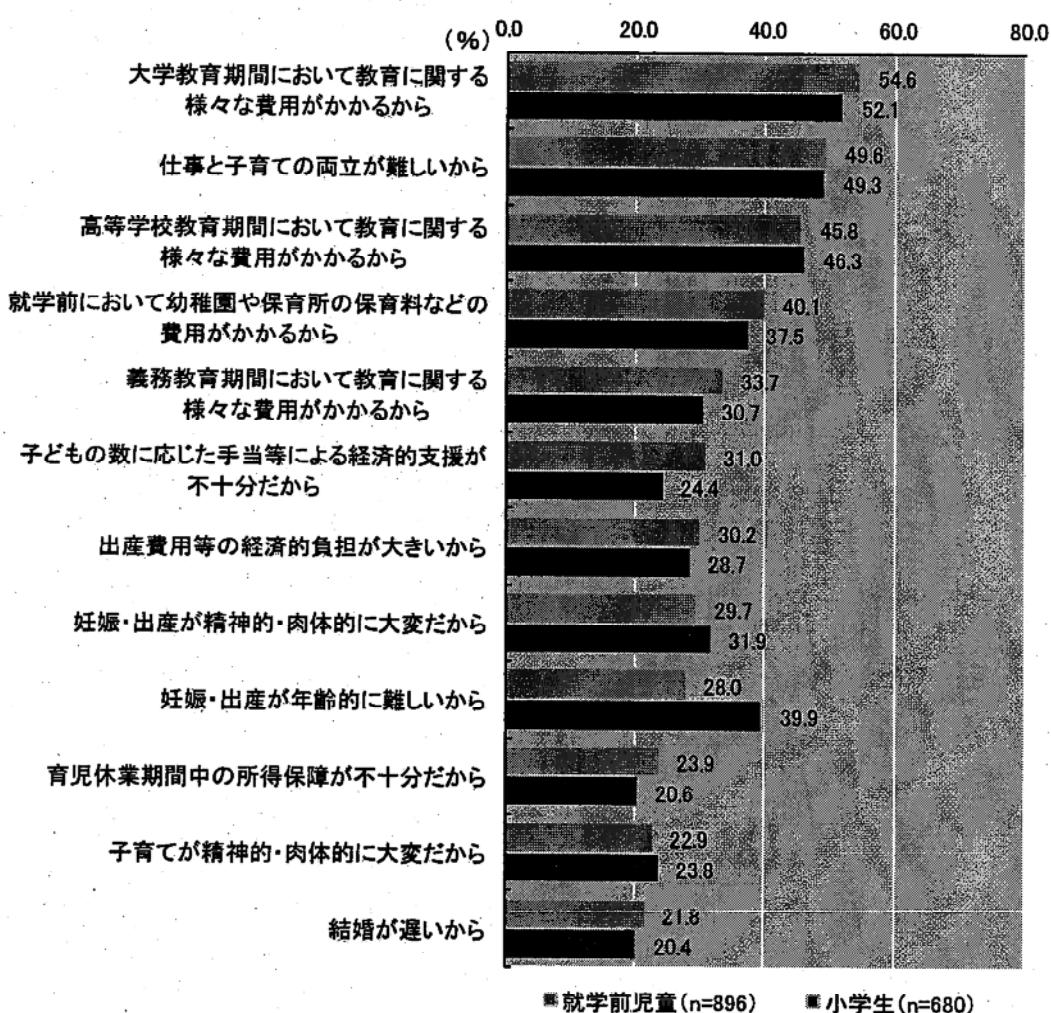
## (6) 子どもの数が理想よりも少ない理由（「就学前児童調査」「小学生調査」）

実際にもつ子どもの数と理想とする子どもの数には 0.39 人の差があり、実際にもつ子どもの数が理想よりも少ない理由をうかがったところ、就学前児童と小学生のいずれも上位 3 項目は共通しており、「大学教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」、「仕事と子育ての両立が難しいから」、「高等学校教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」で 4 割以上の回答となっています。

上位 3 項目以下も、保育料などの費用、教育に関する費用、経済的支援が不十分、出産費用等の経済的負担など、経済的な理由が続いています。

### ■子どもの数が理想よりも少ない理由（20%以上の回答があった項目のみ）

（就学前児童【問 9】／小学生【問 9】）



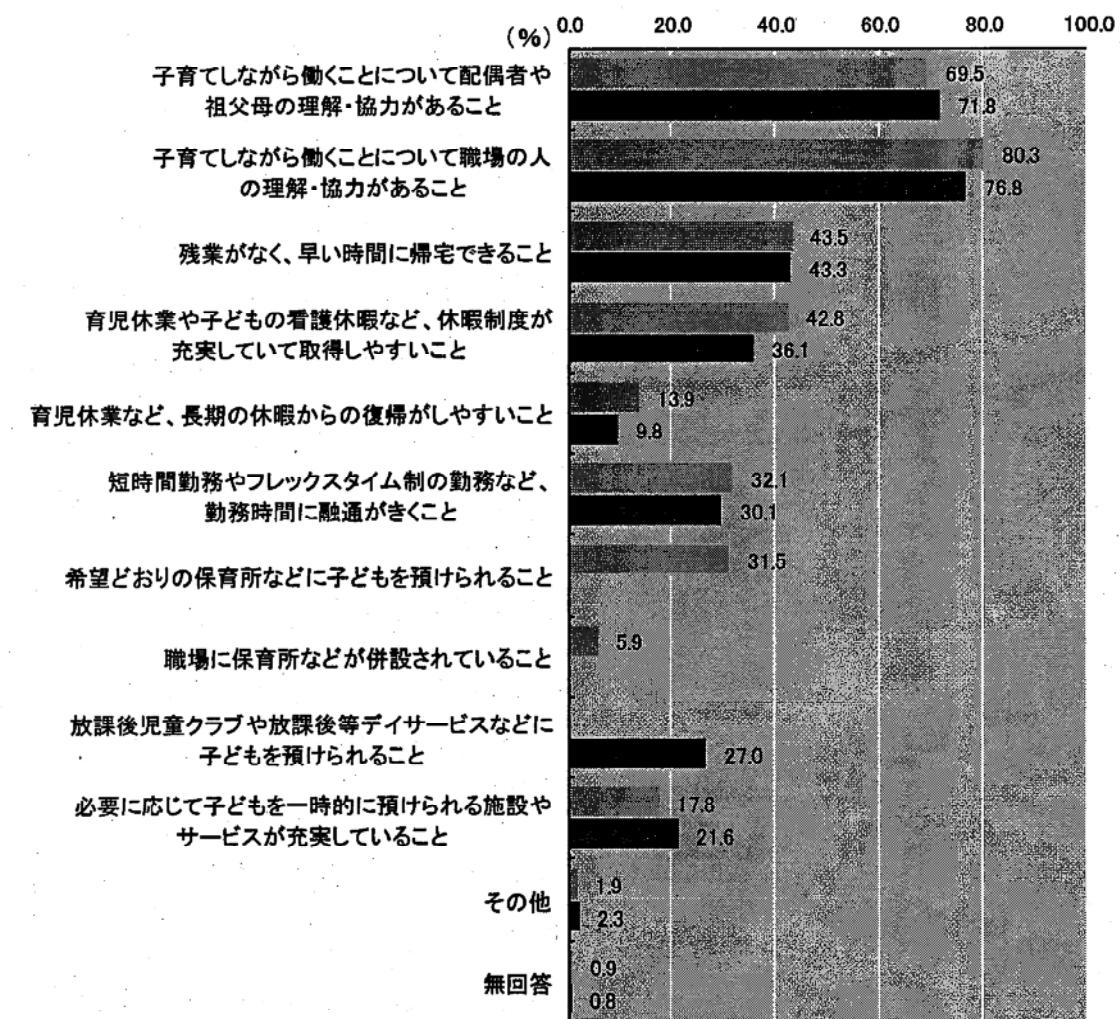
## (7) 仕事と子育ての両立て必要なこと（「就学前児童調査」「小学生調査」）

仕事と子育ての両立てに必要なことについては、就学前児童と小学生のいずれも「子育てしながら働くことについて職場の人の理解・協力があること」がおよそ8割で最も多く、次いで「子育てしながら働くことについて配偶者や祖父母の理解・協力があること」がおよそ7割となっています。

また、就学前児童では「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」に、小学生では「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」におよそ3割の回答があります。

以上より、職場環境の整備や働き方に関する理解という面と、保育サービスなどの基盤整備の両面を充実させていくことが求められているといえます。

### ■仕事と子育ての両立て必要なこと（就学前児童【問16】／小学生【問16】）



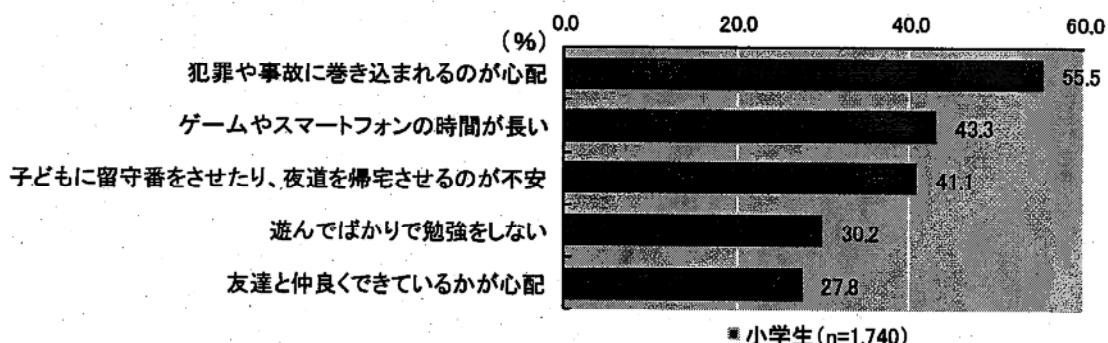
\*就学前児童(n=2,016) ■ 小学生(n=1,740)

※「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」及び「職場に保育所などが併設されていること」は就学前児童のみ、「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」は小学生のみの項目。

## (8) 放課後の過ごし方で心配なこと（「小学生調査」）

放課後の過ごし方で心配なこととして、「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」が5割半ばで最も多く、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」が4割強と、防犯に関する項目への回答が多くなっています。

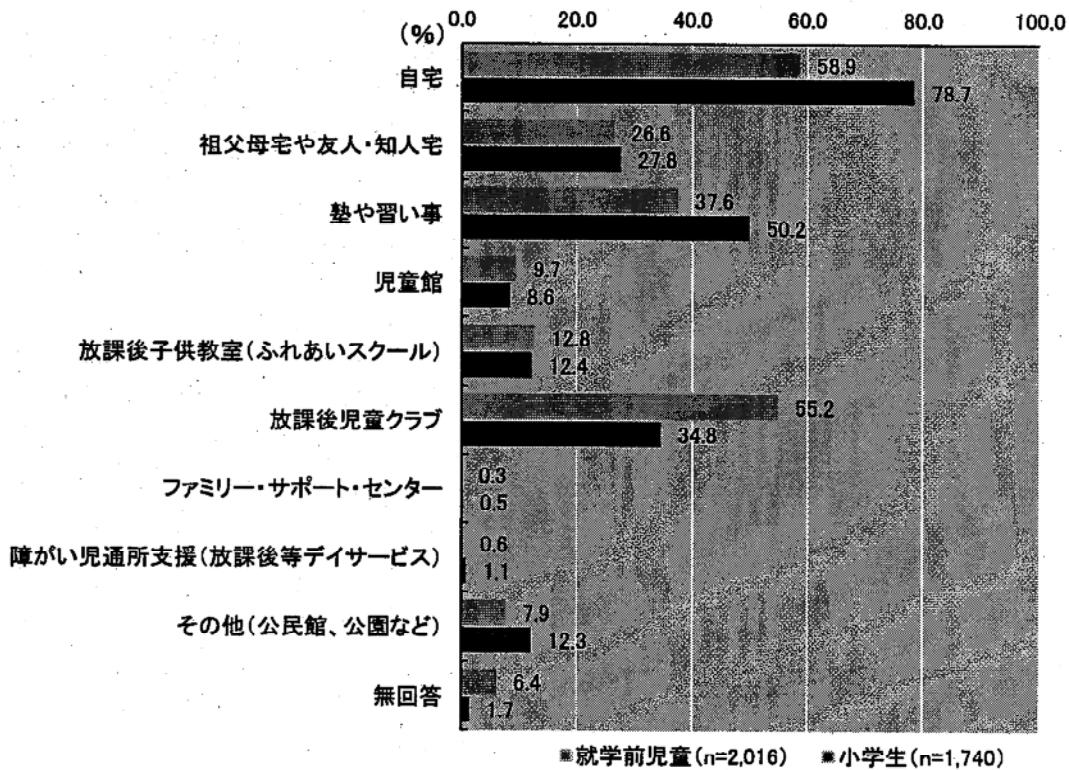
### ■放課後の過ごし方で心配なこと（上位5項目）（小学生【問19】）



## (9) 放課後に過ごさせたい場所（「就学前調査」「小学生調査」）

放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「自宅」が最も多くなっていますが、就学前児童は6割弱であるのに対して、小学生では8割弱と20ポイント差があります。一方で、「放課後児童クラブ」は就学前児童では5割半ばですが、小学生では3割半ばで20ポイントの差が生じています。

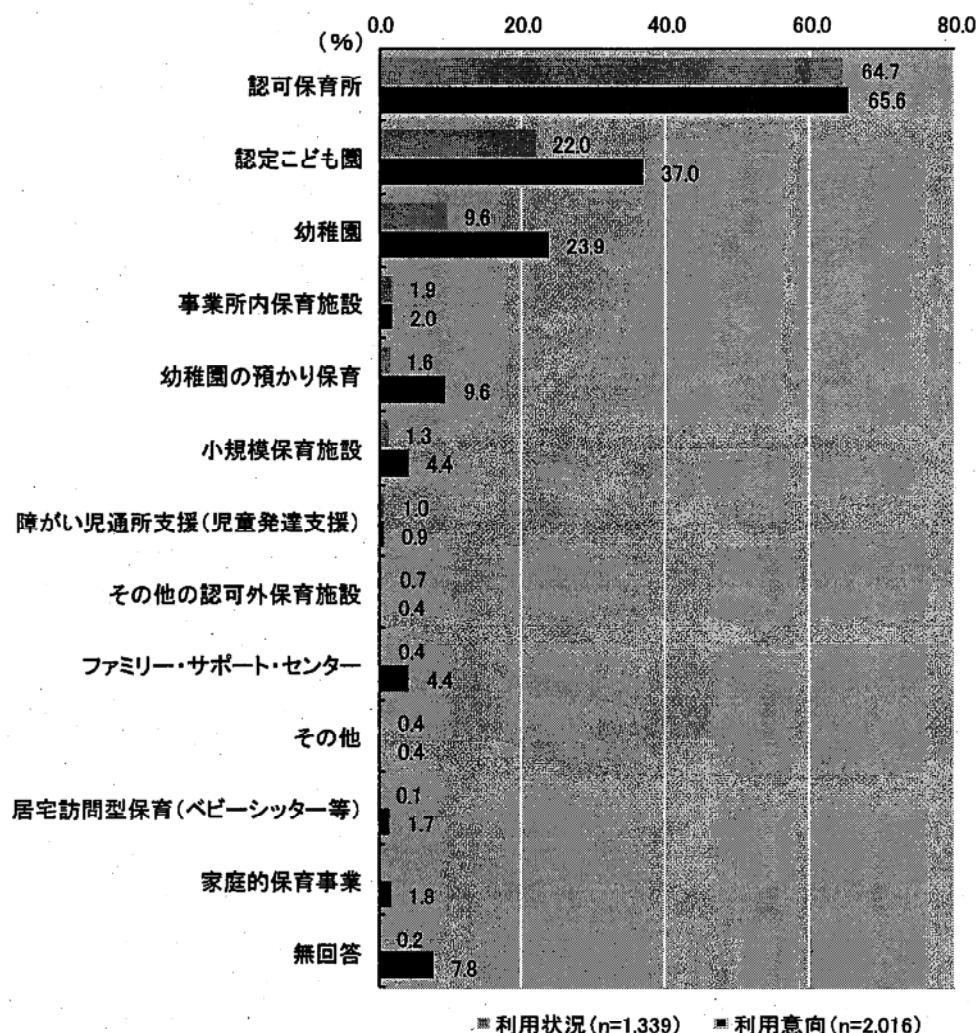
### ■放課後に過ごさせたい場所（就学前児童【問33】／小学生【問17】）



## (10) 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向（「就学前調査」）

定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・利用意向については、「認可保育所」がいずれも高くなっています。

### ■定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向（就学前児童【問17-A、問18】）



※「家庭的保育事業」は利用意向のみで聞いた項目。

## 1-3 第1期計画の分析・評価

### (1) 第1期計画の概要

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期計画は、下記に掲げる3つの施策分野と10の基本施策で構成されています。

#### ◇第1期計画の施策体系

##### 施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

基本施策2 放課後対策の総合的な推進

基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

##### 施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

基本施策4 妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健の充実

基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実

基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

##### 施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成

基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進

基本施策10 社会的養護体制の充実

本項では、第1期計画の進捗評価として、上記の10の基本施策及び第1期計画に掲げた成果指標の達成状況等について掲載します。

## (2) 主な取り組みの成果

### 施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

#### 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

##### 【乳幼児期の教育・保育と幼保小連携】

- ・教育・保育施設の定員拡充や認定こども園の設置推進、地域型保育事業の受け入れ児童（主に0～2歳児）の卒園後の連携施設の確保に努めました。
- ・保育士、幼稚園・小学校教員を対象とした研修や就学前連絡会などを行い、幼保小の連携を図りました。

##### 【教育・保育サービスの充実】

- ・1歳児に対する保育士配置基準を国基準より手厚く（国基準：おおむね6:1 ⇒ 市基準：おおむね3:1）することで、保育の質向上に取り組んできました。
- ・平成27年度から30年度の間に増改築を含め合計26園の私立保育園等の整備を行い、保育定員の拡充を図り、年度当初の待機児童ゼロを維持してきました。（平成29年度当初に待機児童が2人出たが、その後ゼロに回復）
- ・延長保育の全施設での実施、休日保育施設の拡充やすべての施設で障がい児の受け入れを可能とするなど、多様な保育ニーズに対応するサービスを提供しました。
- ・平成30年度に「新潟市立保育園配置計画」を策定し、老朽化・狭隘化の進む市立保育園の環境改善や、地域の実情に応じた適正配置を計画的に進めることとしました。
- ・食育や農業体験学習を実施し、子どもたちに体験を通じた学びの機会を提供しました。

#### 基本施策2 放課後対策の総合的な推進

##### 【放課後児童クラブ全体の質の向上】

- ・放課後児童支援員や補助員の適切な人員配置を行うとともに、研修や処遇改善を行い、質の向上を図りました。
- ・基準を満たす面積を確保するため、新たな施設の整備や改修を行い、児童が過ごす環境の改善を図りました。
- ・公設・民設クラブの事業者・職員に対し研修や情報交換会を実施し、情報共有を行いました。

#### **【放課後児童クラブの整備】**

- ・ひまわりクラブにおいて、平成 27 年度から高学年の受け入れを開始するとともに、平成 27 年度から 30 年度の間に、41 クラブ約 2,900 人分の整備を行い、受け入れ環境の充実を図りました。
- ・学校施設の活用を基本とした、ニーズ量に対応する放課後児童クラブの整備を行いました。

#### **【子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携】**

- ・子どもふれあいスクールの運営スタッフと放課後児童支援員との合同研修会を行うとともに、平成 30 年度までに 13 施設で一体型の運営を行うなど、連携を進めました。

### **基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実**

#### **【障がいの予防と早期の気づき・早期の支援、相談体制・支援体制の整備】**

- ・乳幼児健康診査等の実施による早期の気づきに努めたほか、専門的な相談や療育教室の実施、関係機関との連携により保護者の気づきを促し、親子に対し早期の支援を行いました。
- ・平成 30 年度までに 407 名の発達支援コーディネーターを養成し、市立の保育施設では 1 名以上の配置を達成しました。(市立私立幼児教育・保育施設全体では配置率 79.1%)
- ・本市の中核的な支援機関として、平成 27 年度に児童発達支援センター「こころん」を設置し、身近な地域での支援の強化に努めました。

### **施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり**

### **基本施策4 妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健の充実**

#### **【安心して妊娠・出産ができる環境の整備】**

- ・妊婦健康診査について、平成 28 年度に子宮頸がん検査等を追加し、国が推奨するすべての検査項目に対応した助成を行うとともに、出産前の妊婦に対しては、安産教室を行いました。
- ・特定不妊・不育症の治療にかかる医療費助成の充実を図りました。
- ・全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置し、助産師等専門職がマタニティナビゲーターとして妊娠期からの支援に努めるとともに、医療機関等との連携により子どもを産み育てやすい環境の整備を図りました。
- ・産後ケアにかかる助成額を所得等に応じて拡充し、より利用しやすくしたことで、利用実績が増加し、産後の心身の回復や育児不安の解消に努めました。

### **【安心して子育てができる環境の整備】**

- ・乳幼児健康診査や歯科健診、こんにちは赤ちゃん訪問、育児相談など機会を捉えて、母子の状況把握に努めるとともに、医療機関や助産師、民生委員児童委員等の関係機関や民間団体等との連携を推進しました。
- ・地域子育て支援センター等へ保健師などが出向き健康教育・健康相談等を実施しました。
- ・発達相談・療育教室の実施により発達に課題を抱える子どもの早期発見とその親子への早期支援に努めたほか、慢性疾患のある子どもとその家族の支援の充実を図りました。

### **【健康に過ごすための環境の確保】**

- ・乳幼児健康診査の実施とともに、学校との連携による小児期からの生活習慣病予防、また、むし歯予防事業・フッ化物塗布事業・フッ化物洗口事業等の実施により、むし歯予防を推進しました。
- ・安産教室等を通じ、妊娠中の適正な食生活、体重管理、禁酒・禁煙の啓発を行ったほか、離乳食・幼児食講習会を実施し、保護者へ適切な情報を提供することで乳幼児の成長発達及び適切な食習慣の形成を促進しました。
- ・予防接種に関する正しい知識の普及及び効果的な周知を図りました。

### **【思春期の保健対策の強化】**

- ・今後子どもを産み育てる世代がライフプランを描くために、妊娠や出産、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行ったほか、学校や医療機関、助産師等の地域の様々な関係者と連携した健康教育などを推進しました。
- ・心の問題についての相談事業の実施・周知を図りました。

## **基本施策⑤ 精神的負担、不安を軽減する支援の充実**

### **【安心して子どもを育てることへの支援】**

- ・ファミリー・サポート・センター事業について、会員数と活動件数を増加させ、受け入れ拡大を図りました。
- ・専任保育士や専用保育スペースを確保した一時預かり拠点保育施設を整備しました。
- ・未設置となっていた北区・南区・西蒲区での病児・病後児保育事業の実施を決定しました。
- ・子どもショートステイでのレスバイト（休息）を理由とした受け入れを開始し、子育ての負担や不安の軽減を図りました。
- ・子育て世代包括支援センターとして、全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置し、妊娠期から子育て期の相談等にワンストップで対応する窓口を整備しました。
- ・公民館等では、出産前から思春期まで子どもの成長に合わせた家庭教育や祖父母への孫育ての学習機会の提供、世代間交流を図る取り組みを行いました。

### **【子どもに関する相談体制の充実】**

- ・子育てなんでも相談センター「きらきら」の相談件数は平成27年度から30年度までの平均で約1,900件にのぼり、気軽に相談できる窓口として活用が図られました。
- ・母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談など様々な相談の機会を設け、保護者の子育てに対する不安の軽減を図りました。
- ・各区の家庭児童相談室や児童相談所では、子どもの養育や発達、人間関係など様々な相談に対応し、適切なアドバイスや支援を行いました。

### **【子育て支援情報の充実】**

- ・子育て応援パンフレット「スキップ」、市報、ホームページ、スマートフォンやタブレットを活用した「にいがた子育て応援アプリ」による情報発信を行いました。
- ・母子健康手帳交付時や、妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査など様々な機会を活用し、市の制度やサービスに加え、地域の子育て支援情報等の提供を行いました。

### **【安心して過ごせる居場所の整備、多様な体験の機会の提供】**

- ・こども創造センター、地域子育て支援センター、児童館、公民館など様々な施設では、子どもの年齢や興味関心に応じて、ものづくりや親子レクリエーション、体験教室など多様な遊びを通じた体験の場を提供したほか、保護者同士の交流や情報交換のための居場所としての活用も図されました。

## **基本施策⑥ 経済的な負担軽減施策の充実**

### **【子育て家庭の経済的な負担の軽減】**

- ・子ども医療費助成について、平成 27 年 10 月から通院助成を小学 6 年生まで、入院助成を高校 3 年生まで拡大するとともに、通院助成について多子世帯に対する減免を実施しました。その後、平成 31 年 4 月から通院助成を中学 3 年生までに拡大しました。
- ・障がいの程度の軽減などを目的とした手術や未成熟なまま生まれた新生児、国の定める特定疾患にかかった子どもの医療費の一部を助成しました。
- ・特定不妊治療費について、平成 28 年から国の制度を上回る市独自の助成を開始しました。
- ・中学生までの子どもを養育している方へ、児童手当を支給しました。
- ・保育料について、多子世帯など保護者の負担を考慮し、平成 30 年度は国が示す基準に対し 35.4% を軽減しました。
- ・平成 30 年度にひまわりクラブ利用料の見直しを行い、多子減免を導入しました。
- ・平成 29 年度に「新潟市子どもの未来応援プラン（新潟市子どもの貧困対策推進計画）」の策定にあたり、ひとり親家庭を含む子ども・若者のいる世帯の状況等に関するアンケート調査を行い生活状況等を把握し、必要な支援を実施することとしました。

## **基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援の推進**

### **【子育て・生活支援】**

- ・一時的に生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、日常生活支援を行いました。
- ・ひとり親家庭の経済面での問題解決を支援し、生活の自立と安定を図るため、専門家による養育費などに関する講習・相談会を開催しました。
- ・生活困窮世帯等に対する子どもの学習支援において、平成 30 年度に对象をひとり親家庭にも拡大しました。

### **【就労支援】**

- ・ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、新潟県と共同でひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、専門の相談員による就労支援や生活相談を行いました。
- ・専門の相談員がひとり親家庭の父母に対して自立に向けたプログラムを策定し、ハローワークにつなぐなど就労支援を行いました。
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格や経済的自立に効果的な資格を取得するための費用の一部、又は資格取得期間の生活費の負担軽減のための給付金を支給しました。

### **【経済的支援】**

- ・ひとり親家庭の父母等に対し、児童扶養手当の支給や医療費助成を行うことで、経済的負担の軽減を図りました。
- ・一時的な資金を必要とするひとり親家庭の父母等に対し資金を貸し付けることで、経済的自立の支援と生活意欲の助長を図りました。
- ・未婚の母子・父子家庭に対し、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなし所得額を算定し、各制度に適用させることで経済的負担の軽減を図りました。

### **【養育費確保支援】**

- ・県と共同で設置したひとり親家庭等就業・自立支援センターや市母子寡婦福祉連合会に委託したひとり親家庭生活支援講習会において、専門の相談員や弁護士による養育費相談を行いました。

## **施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり**

### **基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成**

#### **【ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の見直し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備】**

- ・様々な立場の市民にワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供するため、各種広報・啓発活動を実施しました。
- ・育児休業を取得した男性労働者が勤務する市内中小企業の事業主及び本人へ奨励金を支給しました。

#### **【仕事と子育ての両立のための基盤整備】**

- ・保育園や放課後児童クラブ等の整備のほか、延長保育、休日保育を実施するとともに、全区に病児又は病後児保育施設を設置できるよう小児科医会、医療機関、教育・保育施設等と連携、調整を行いました。
- ・マザーズ再就職支援セミナー（ハローワーク共催）、再就職支援講座を実施しました。
- ・「すべての働く人のためのハンドブック」を作成し、働き方に関する制度や相談窓口等の周知啓発に努めました。

#### **【子ども・子育てを応援する機運の醸成】**

- ・平成29年度から「スマイルプラス運動」に取り組み、子育て応援の機運醸成を図りました。
- ・「にいがたっ子すこやかバスポート」については、平成30年度から発行の対象を「妊娠・中学生以下」に拡大しました。また、令和元年度から聖籠町、田上町との広域連携により、相互利用を開始しました。

## **基本施策⑨ 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進**

### **【発生予防】**

- ・育児不安の軽減や、子どもとの接し方などの子育て支援を目的とした講座・講演会を開催しました。
- ・母子健康手帳交付時にすべての妊婦と面接し、妊娠期の状況を把握するほか、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査等の機会を捉え親子の状況の確認に努め、必要な支援を実施しました。
- ・オレンジリボンキャンペーンなど、各種広報・啓発活動を通じ、児童虐待防止に関する市民の意識向上や相談先の周知に努めました。

### **【早期発見・早期対応】**

- ・児童虐待発生時の速やかな相談・通告につなげるため、広報誌への掲載や啓発ポスター、チラシの配布等による通告義務・通告先の周知を図りました。
- ・要保護児童等の適切な保護や支援を図るために要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携するほか、担当職員や関係機関を対象とした研修を実施し、資質向上を図りました。

### **【保護・支援】**

- ・児童虐待などが疑われる場合の適切な一時保護の実施のほか、養育に困難を抱える家庭に対する子どもの保護、養育支援、親子関係の再構築のための家庭への支援、児童の自立支援を行いました。
- ・平成28年度から養育支援訪問事業を開始し、特に支援が必要な家庭に対し、保健師による専門的な相談・支援や養育支援ヘルパーによる家事・育児援助を行いました。

## **基本施策⑩ 社会的養護体制の充実**

### **【社会的養護体制の充実】**

- ・児童虐待の未然防止及び早期対応による児童の安全確保のため、児童相談所（県・市）と県警で「児童虐待事案に係る情報共有に関する取り決め」を締結するなど、関係機関との連携強化を図りました。
- ・児童相談所の機能及び体制強化のため、人員配置の拡充と研修等による職員の専門性向上を図りました。
- ・養育に困難を抱える母子家庭については、母子生活支援施設への入所により生活指導や就労指導を通して母子の自立を支援しました。
- ・里親制度について継続的に普及啓発活動を実施し、登録里親数の拡大を図りました。
- ・平成27年度に市立乳児院「はるかぜ」を設置し、保護者の適切な養育を受けられない子どもを家庭的な環境で養育しました。

### (3) 成果指標の達成状況と各施策の進捗状況

第1期計画に定める成果指標についての進捗状況は次のとおりとなります。

#### ① 計画全体に係る成果指標等

No.	指 標	H26	H30	H31 目標
1	住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度 5段階評価の平均値 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	2.9 ※1	2.9 ※2	3.5

※1 H25年度数値

※2 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

#### 【分析と評価】

計画全体の成果指標である【No.1 本市の子育て環境や支援への満足度】は目標には達しないものの横ばいで推移しており、子育て環境や支援に対する満足度としては一定水準を維持していると考えられます。一方、依然として経済的支援や多様な働き方・職場環境の整備を希望する回答も多く、子どもの教育や保育等にかかる費用や子育てと仕事の両立に負担を感じている方も一定数います。

今後も引き続き、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、サービスの質の向上と多様なニーズに応じた施策の検討・実施が必要といえます。

② 施策分野1. 子どもがすこやかに育つ環境づくり に係る成果指標等

No.	指標	H26	H30	H31 目標
2	「自分にはよいところがある」と思う児童の割合 <文部科学省「全国学力・学習状況調査」>対象: 小学6年生	79.8%	86.9%	82.4%
3	待機児童数	0人	0人	0人
4	放課後児童健全育成事業を利用する児童数	7,375人	10,185人	10,831人
5	子どもふれあいスクールの週当たり開催日数	1.93回／週	43日／年	53日／年
6	子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの一体型実施か所数	1か所	13か所	20か所
7	発達支援コーディネーター養成研修修了者	151名 (配置率 52.4%)	407名 (配置率 79.1%)	各園1名以上 (配置率 100%)

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
(1) 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進	28	22	5	0	0	1
(2) 放課後対策の総合的な推進	7	3	3	0	0	1
(3) 障がいのある子どもへの支援の充実	15	1	14	0	0	0
計	50	26	22	0	0	2

### 【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.2 自分にはよいところがあると思う児童の割合】において目標を達成しており、学校教育において子ども自身が自分を評価する仕組みや、総合的な学習の時間の中で体験活動を通して様々な経験や他者との触れ合いを持つことが定着した結果、子どもの自己肯定感が上昇していると考えられます。

また、【No.3 待機児童数】は年度当初においてゼロを維持しているほか、【No.4 放課後児童健全育成事業を利用する児童数】については、受け入れ体制の拡充等により、年々増加するニーズに対応しています。

一方、【No.5 子どもふれあいスクールの週当たり開催日数】及び【No.6 子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの一体型実施か所数】は目標に届きませんでしたが、「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、今後も引き続き子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの連携を進めていく必要があります。

【No.7 発達支援コーディネーター養成研修修了者】については、目標の配置率 100%には届かないものの、市立の保育施設では各園 1 名以上を達成しており、早い段階での全施設への配置に向け、引き続き発達支援コーディネーターの養成を進めていく必要があります。

「施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり」については、年々増加する幼児期の教育・保育、及び放課後の居場所に対する量的なニーズに応えるとともに、保育士等の研修を継続して行い、質の充実を図ることで、教育・保育施設と学校教育との連携の取り組み等を着実に行っており、「基本方針（1）子どものすこやかな育ちを守り、支える」ことにつながっていると評価できます。

③ 施策分野2. 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり に係る成果指標等

No.	指 標	H26	H30	H31 目標
8	保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値 5段階評価の平均値 <新潟市「子育て市民アンケート」>対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	3.2	3.5	3.4
9	妊娠11週以下の妊娠届出率	93.2% ※1	95.8%	現状より向上
10	こんにちは赤ちゃん訪問などでの把握率	100%	100%	100%
11	ファミリー・サポート・センターの会員数	918人 ※2	2,573	2,400人
12	実際に持つもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合 <新潟市「子育て市民アンケート」>対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	38.4%	39.3% ※3	減少させる
13	実際に持つもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「子どもの医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合 <新潟市「子育て市民アンケート」>対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	22.4%	13.9% ※3	減少させる
14	母子家庭等就労支援事業の就労者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合	20.0%	20.0%	28.0%

※1 H25年度数値

※2 H25年度末数値

※3 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
(4) 妊娠、出産、子育てのための切れ目ない母子保健の充実	30	14	16	0	0	0
(5) 精神的負担、不安を軽減する支援の充実	25	12	12	1	0	0
(6) 経済的な負担軽減施策の充実	10	7	3	0	0	0
(7) ひとり親家庭の自立支援の推進	16	12	4	0	0	0
計	81	45	35	1	0	0

## 【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.8 保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値】においては、助成制度や減免制度等の経済的支援、また、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援のための相談・支援体制の充実や情報発信のほか、子育てを応援する機運醸成などに総合的に取り組んできた結果、目標を達成したと考えられます。

【No.9 妊娠 11 週以下の妊娠届出率】及び【No.10 こんにちは赤ちゃん訪問などの把握率】は目標を達成しており、妊娠期から乳児期において母子の状況を適切に把握し必要な支援につなげています。

【No.11 ファミリー・サポート・センターの会員数】は年々増加し、目標を達成していますが、依頼会員に比べ提供会員の増加が鈍いという課題もあるため、ファミリー・サポート・センターの体制整備と併せ、他のサービスの充実も総合的に進め、安心して子育てできる環境を提供していく必要があります。

【No.12 実際にもつつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合】については、平成 27 年度以降増加していた割合が平成 30 年度に減少しましたが、平成 26 年度水準より減少させる目標を達成できませんでした。保育料について、保護者の負担を平成 30 年度は国基準比で 35.4% 軽減したほか、多子減免制度の基準も国基準よりも手厚くするなど継続的に取り組みを続けており、負担の軽減を図っています。

【No.13 実際にもつつもりの子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由として「子どもの医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合】は目標を達成し、助成対象を拡充したことや多子減免制度などにより、保護者の負担感の軽減が図られたと考えられます。

【No.14 母子家庭等就労支援事業の就労者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合】については、自立支援プログラムを利用した就労者が減少したこともあり、目標達成には至りませんでしたが、ひとり親家庭の自立支援は、生活・経済・就業支援を継続的に行っていく必要があります。

「施策分野 2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり」については、妊娠期から出産・子育て期を通した切れ目ない支援を掲げ、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や相談体制の充実などに加え、経済的負担の軽減のための助成・減免制度の拡充に取り組んできており、「基本方針（2）子育て家庭の暮らしと安心を支える」ことに寄与していると評価できます。

④ 施策分野3. 社会全体で子どもを大切にする環境づくり に係る成果指標等

No	指 標	H26	H30	H31 目標
15	「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	47.6% ※1	74.7% ※2	60.0%
16	育児をしている女性の有業率 <総務省「就業構造基本調査」>	59.1% ※3	74.6% ※4	現状より増加
17	男性の家事・育児・介護などへの従事時間	平日:1時間7分 休日:2時間2分	平日:1時間47分 ※4	現状より増加
18	児童虐待の通告義務・通告先の認知率 <新潟市「子育て市民アンケート」> 対象:就学前児童保護者及び小学生保護者	34.7% ※1	40.1 ※4	50.0%
19	保護が必要にもかかわらず、入所できなかった児童の数	0人 ※1	0人	0人
20	登録里親数	83世帯	122世帯	113世帯

※1 H25年度数値

※2 H30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

※3 H24年度数値

※4 H29年度数値

【参考】新・すこやか未来アクションプラン（平成30年度実績）

基本施策	事業数	平成30年度 進捗状況				
		A 達成	B 順調	C 不調	D 未着手	その他
(8) ワーク・ライフ・バランスの推進と 子ども・子育てを応援する機運の醸成	15	14	1	0	0	0
(9) 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進	13	9	4	0	0	0
(10) 社会的養護体制の充実	10	6	4	0	0	0
計	38	29	9	0	0	0

### 【分析と評価】

分野全体の成果指標である【No.15 「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合】については、平成30年度のアンケート調査において選択肢を見直し、中間値である「どちらともいえない」を選択肢から削除したこと、（どちらかといえば）子育てしやすいと回答した保護者の割合が大幅に増加しました。そのため、単純な比較評価はできないものの、新潟市の子育て環境や支援に対する満足度は一定の水準に達していると考えられます。

【No.16 育児をしている女性の有業率】と【No.17 男性の家事・育児・介護などへの従事時間】は増加しており、女性も男性も働きながら子育てをしている状況の中で、家事や育児等の分担や協業が図られてきているといえます。

【No.18 児童虐待の通告義務・通告先の認知率】については、目標には届かないものの、年々増加傾向にあり、認知は進んできているといえますが、今後も引き続き啓発や広報を行うなど、さらなる認知率向上の取り組みが必要です。

【No.19 保護が必要にもかかわらず、入所できなかつた児童の数】と【No.20 登録里親数】については目標を達成しており、本市の社会的養護体制は順調に拡充が図られているといえますが、児童虐待相談・対応件数は年々増加しており、今後もより一層の体制整備が必要と考えられます。

「施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり」については、ワーク・ライフ・バランスや父親の育児休業取得の推進、子育てを応援する機運の醸成など男性も女性も仕事と子育てを両立していくための取り組みのほか、児童虐待防止や社会的養護体制の充実などについても、関係機関や地域と連携しながら実施してきており、「基本方針（3）すべての人々が子どもと子育てに関わりをもち、連携して支える」ことの実現につながっていると評価できます。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 2-1 基本理念

#### (1) 基本理念

第1期計画では、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に掲げ、「子ども」・「家庭」・「地域」の3点を柱とし、施策分野をこの3類型に沿って分類・整理して進捗を図るとともに、相互に連携しながら総合的に子ども・子育て支援施策を実施してきました。

これら3点は、子どもの育ちを支える原点である「家庭」、さらに、家庭を様々な方向から見守り支援する「地域」が「子ども」を中心とした包括関係にあり、各施策による支援は単独で行われるものではなく、それぞれが密接に、かつ連動して進められていくことが重要です。

さらに、子ども・子育て支援施策は、短期的ではなく中長期的な視点に立った実施や検証が必要であることから、新潟市子ども・子育て会議の意見や「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成30年度)の結果を踏まえ、本計画では、第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、市の目指す将来像として、基本理念を引き続き下記のとおりとし、各施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

#### 【基本理念】

子ども・家庭・地域に  
笑顔があふれるまち にいがた

## (2) 基本理念を実現するための姿勢

### 【基本理念を実現するための姿勢】

1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

#### 1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます

各子ども・子育て支援施策による効果や影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、すべての施策や取り組みが子どもの「最善の利益」に資するかという視点をもって施策を実施していきます。

児童福祉法等の改正により、子どもの権利擁護が明文化されたことを踏まえ、すべての子どもが保護者や社会から大切にされ、良質で適切な養育・教育のもとで育つことで、自己肯定感が育まれ、自身の未来を選択し自己実現を図ることができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めています。

#### 2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います

子育て支援にあたっては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、広くすべての子育て家庭を支援するという視点により、妊娠期を含め、発達段階やニーズに応じた支援を行い、安心して子育てができるよう施策を推進していきます。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援という観点も十分に踏まえ、それぞれの子どもや家庭が抱える多様な背景に応じたきめ細かな取り組みを進めています。

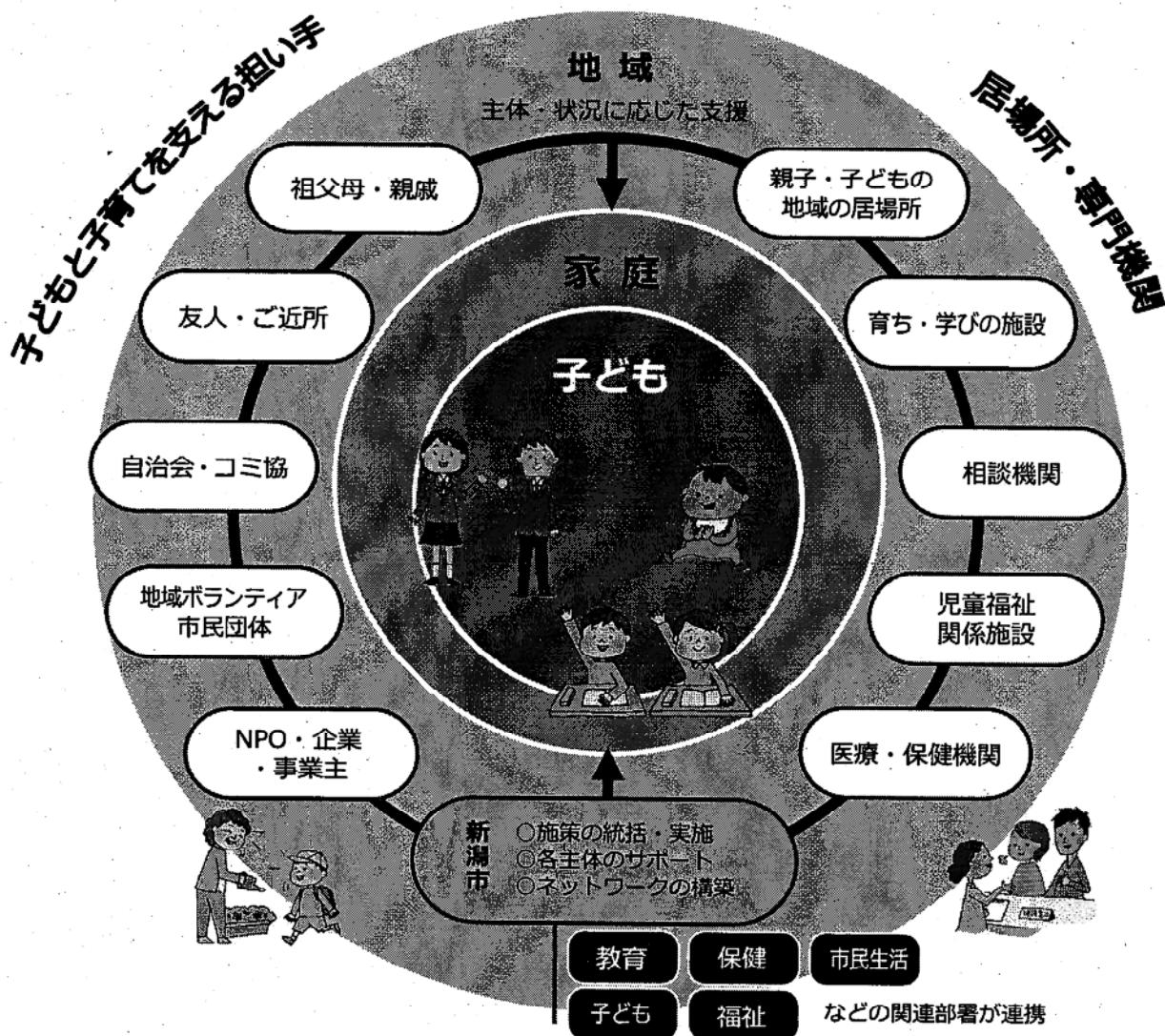
#### 3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どものすこやかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であるとの認識のもと、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取り組みを進めています。

◎本計画の推進にあたっては、これらの姿勢のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

※SDGsについて詳しくは、P50に記載しています。

<子ども・子育て支援のあり方のイメージ図>



**子どもの「最善の利益」について**

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、この言葉を「the interest of the child」と表記しており、「その子どもにとって」であり「子どもたち(children)」を対象としているのではないことは注目すべき点です。では、ここでいう「利益」とは何を指しているのでしょうか。渡辺顕一郎氏は、著書で「個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重される」ことに加えて、親が子育ての支えを得ることで、「ゆとりと自信を回復すること」が子どもに益となること、子どもも親も他人との関係性を持つことで信頼感や社会性が育まれることを指摘しています\*。

子育て支援の観点から「子どもの最善の利益」をとらえると、子どものみに目を向けるのではなく、親への視点、地域社会への視点が含まれていることがわかります。加えて、「子どもの声を聞くこと」を忘れてはなりません。「声を聞く」とは、子どもの思いに耳を傾けること。それは、子どもの存在の肯定でもあり、「最善の利益」の実現を可能とするものとなります。

（※渡辺顕一郎『子ども家庭福祉の基本と実践』金子書房 2009 p99）

## 2-2 施策方針

本計画では、基本理念及び基本理念を実現するための姿勢に基づき、次の3つの施策方針を定め、分野別に合計13の施策で構成します。

### 施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブなどの施設や、多様な体験や交流の場が安全で安心して過ごせる居場所となり、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育、集団生活（社会生活）での育ち合いや、新潟らしい特色を活かした様々な体験や交流を通じて、子どもが、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ心を育み、一人ひとりが将来に夢や希望、目標を描き、それを実現するための「生きる力」を身に付けるための土台を構築できるよう、すべての子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。

- 施策1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保小連携
- 施策1-2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策1-3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策1-4 子ども・若者の健全育成と自立支援
- 施策1-5 配慮が必要な子どもへの支援

### 施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して希望する人数の子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期を通じて切れ目なく、多様なニーズに対するきめ細かな支援を行うことで、負担や不安の軽減を図ります。また、子育て家庭に寄り添い支えることで、保護者や家庭がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや希望を感じ、楽しみながら子育てできる環境づくりを進めます。

- 施策2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策2-2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実
- 施策2-3 経済的負担の軽減のための支援
- 施策2-4 ひとり親家庭への自立支援

### **施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える**

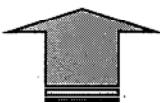
子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体で子どもを大切にする環境づくりを進めるとともに、地域で子育て支援に携わる人材の育成や、子育て家庭への情報提供など地域の実情に応じた子育ての環境づくりを推進します。

- 施策3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成
- 施策3-2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援
- 施策3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策
- 施策3-4 社会的養護体制の充実

## 2-3 施策の体系

### 基本理念

子ども・家庭・地域に  
笑顔があふれるまち  
にいがた



### 基本理念を実現するための姿勢

- 1) 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
- 2) ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
- 3) 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

### 施策方針1

子どものすこやかな育ちを守り、支える

#### 施策1-1

就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保小連携

#### 施策1-2

安心してすごせる居場所づくりと放課後対策の推進

#### 施策1-3

生きる力を育む多様な体験や交流の場の整備

#### 施策1-4

子ども・若者の健全育成と自立支援

#### 施策1-5

配慮が必要な子どもへの支援

### 施策方針2

子育て家庭の暮らしと安心を支える

#### 施策2-1

妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

#### 施策2-2

就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実

#### 施策2-3

経済的負担の軽減のための支援

#### 施策2-4

ひとり親家庭への自立支援

### 施策方針3

すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

#### 施策3-1

子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成

#### 施策3-2

地域の人才培养と活用、家庭の子育て力向上のための支援

#### 施策3-3

児童虐待防止と要保護児童等対策

#### 施策3-4

社会的養護体制の充実

施策 1-1	取り組み 1) 教育・保育に携わる人材の資質向上 取り組み 2) 新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及 取り組み 3) 認定こども園の普及
施策 1-2	取り組み 1) 児童の放課後の居場所の確保 取り組み 2) 放課後児童クラブ職員の資質向上 取り組み 3) 地域における子どもの居場所づくり
施策 1-3	取り組み 1) 「農」や「食」を知る機会の拡充 取り組み 2) 文化・芸術・図書に触れる機会の拡充 取り組み 3) 多様な交流・体験機会の拡充 取り組み 4) 安心・安全教育の充実
施策 1-4	取り組み 1) 思春期の保健対策と相談体制の充実 取り組み 2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援 取り組み 3) 子ども・若者の健全育成と自立支援
施策 1-5	取り組み 1) 障がいの早期発見と地域支援、療育の充実 取り組み 2) 障がいのある子ども受け入れ体制の拡充と関係機関の連携 取り組み 3) 障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実 取り組み 4) 医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援 ※施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援 施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策 } で対象となる子どもへの支援も位置づける 施策 3-4 社会的養護体制の充実
施策 2-1	取り組み 1) 切れ目ない母子保健施策の推進 取り組み 2) 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築 取り組み 3) 子育て負担軽減に向けた頑張り・交流機会の充実 取り組み 4) 不妊症・不育症に対する支援
施策 2-2	取り組み 1) 教育・保育基盤の整備 取り組み 2) 多様な保育サービスの充実
施策 2-3	取り組み 1) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減 取り組み 2) 医療にかかる経済的負担の軽減 取り組み 3) その他の給付・支援
施策 2-4	取り組み 1) 自立に向けた生活・就労サポートの充実 取り組み 2) 経済的負担の軽減 取り組み 3) 保育サービス等利用にあたっての配慮 取り組み 4) 子どもへの学習・生活サポートの充実
施策 3-1	取り組み 1) ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発と企業・団体等との連携 取り組み 2) 社会全体で子育てを担う機運の醸成
施策 3-2	取り組み 1) 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用 取り組み 2) 地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み 取り組み 3) 家庭の子育て力を育む機会の充実
施策 3-3	取り組み 1) 児童虐待に対応する体制の強化 取り組み 2) 相談体制の充実 取り組み 3) 児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進
施策 3-4	取り組み 1) 社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実 取り組み 2) 子どもの自立支援と家庭支援の充実

## SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDG s（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として2015（平成27）年に国連において採択された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

SDG sでは「誰一人取り残さない」を基本理念に、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

どんな人にとっても格差や不平等はあってはならないというSDG sの考え方は、すべての子どもの健康や福祉を維持・増進すること、良質な教育を提供すること、貧困やいじめ、虐待から守ること、将来にわたって安心して暮らしていくける安全で快適な環境をつくることなど、本市の子ども・子育て支援施策及び関連施策の展開においても当てはまる共通のテーマといえます。

本計画においても、このSDG sの考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が実現されるよう、関係機関や地域、企業等社会の様々な主体が横断的に連携し、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」の実現を目指します。

# 各論 I

---

## ● 内容

---

### 第1章 子ども・子育て支援施策の展開

基本方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

基本方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

基本方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

## 第1章 子ども・子育て支援施策の展開

### 施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

#### 施策1－1

##### ▶ 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携

###### ◆施策の方向性◆

幼児期における質の高い教育を提供するとともに、幼保こ小連携による切れ目のない支援を行います。

###### ◆施策推進の背景◆

本市では、これまでに待機児童ゼロを堅持するため、私立保育園等の整備を積極的に進めて受け入れ定員枠の拡充を図ってきましたが、量の拡充に加えて、就学前児童に対する教育・保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

特に就学前は幼稚園、保育園、認定こども園等の多様な受け入れ先があることから、小学校教育への接続を見据えた幼児教育の均質化を図るための研修機会や幼保こ小の連携の機会を充実させることが求められます。

###### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
教育・保育内容に関する園評価の公表実施施設の割合	10% (H30年度実績)	⇒ 70%
現状数値の出典：保育課、学校支援課		
新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）の実施施設の割合	30% (H30年度実績)	⇒ 100%
現状数値の出典：保育課・学校支援課・教育総務課		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 教育・保育に携わる人材の資質向上

教育・保育に携わるスタッフを対象に、それぞれの職位や職務内容に応じた研修機会を提供し、就学前における教育・保育の質を向上させる取り組みを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設職員の人材育成研修
- ◇私立幼稚園すこやか補助金
- ◇食物アレルギー対策の強化
- ◇園児の健康管理
- ◇幼稚園教員研修
- ◇幼稚園教諭新規採用初任者研修

### 取り組み2) 新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及

就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、幼保ご小合同による研修を行うほか、就学前教育児童がスムーズに小学校生活に移行できるよう、幼保ご小の先生たちによる連絡会や児童・生徒の交流機会を設けます。

#### 〔主な事業〕

- ◇新潟市共通幼小接続期カリキュラムの実施
- ◇幼保ご小連携推進事業合同研修

### 取り組み3) 認定こども園の普及

既存の幼稚園や保育園に対して、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園の適正な配置を進めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇認定こども園の適正配置

## 施策 1－2

### 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

#### ◆施策の方向性◆

放課後児童クラブや子どもふれあいスクールの充実をはじめ、子どもが身近な場所で安心・安全に過ごすことができる居場所を提供し、子どものすこやかな成長を促します。

#### ◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ」と回答した割合は、小学生児童調査では34.8%である一方、就学前児童調査では55.2%と半数以上となっています。近年の子どものいる世帯の就業率や保育ニーズの高まりにより、小学校進学後における放課後の時間帯の預かりニーズも高まることが考えられます。また、小学生児童調査で放課後の過ごし方で心配していることとしては、「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」という安全面を心配する項目のほか、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」、「遊んでばかりで勉強をしない」といった項目への回答が多くなっています。

そのため、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所を確保するだけでなく、その時間を学習時間や他学年、地域の人と交流する時間に充てるなど、子どもの社会性や自主性、創造性等のより一層の向上のため、預かりの質を高めることが求められます。また、放課後だけでなく子どもが地域の中で安心して過ごせる居場所を持つことも、子どもの安全性や多世代との交流の機会を確保する観点からも重要です。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
放課後児童支援員ネットワーク研修を受講したクラブの割合 現状数値の出典：こども政策課	89.7% (H30年度実績)	⇒ <b>100%</b>
子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの一体型実施か所数 現状数値の出典：こども政策課／地域教育推進課	13か所 (H30年度実績)	⇒ <b>23か所</b>

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 児童の放課後の居場所の確保

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）の整備・運営を行い、適切な遊びや生活の場を提供します。また、子どもふれあいスクール（放課後子供教室）との一体的な実施など、多様な子どもの居場所づくりを進めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇ひまわりクラブ施設整備
- ◇民設放課後児童クラブ施設整備費補助金
- ◇指定管理者制度による、ひまわりクラブの運営
- ◇放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)
- ◇民設放課後児童クラブ運営委託
- ◇子どもふれあいスクール

### 取り組み2) 放課後児童クラブ職員の資質向上

放課後児童クラブで提供されるサービスの質を向上させるため、全放課後児童クラブの職員を対象に研修会や情報交換会を開催するほか、勤務年数等や研修実績に応じた処遇改善を引き続き実施します。

#### 〔主な事業〕

- ◇民設放課後児童クラブ研修・指導事業
- ◇放課後児童支援員等の処遇改善

### 取り組み3) 地域における子どもの居場所づくり

子どもが地域の大人たちと関わりながら安心して過ごせる居場所の確保に向けて、子ども食堂など地域が主体の活動に対する支援を進めていきます。

児童館は原則更新や新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存施設を有効活用していくこととし、また、公園は遊具等の設備について計画的な管理を実施し、安心安全な環境の提供に努めます。施設等の整備や管理については、利用状況や地域のニーズ、既存施設の配置状況などそれぞれの状況も踏まえ、子どもの居場所の確保を進めていきます。

#### 〔主な事業〕

- ◇子ども食堂への支援
- ◇児童館の運営・支援
- ◇地域子育て支援センター事業
- ◇公園施設長寿命化対策支援事業  
(遊具等の更新)
- ◇都市公園ストック再編事業
- ◇子どもの居場所

## 施策 1 — 3

### ▶ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

#### ◆施策の方向性◆

学校や地域において多様な体験・活動の機会を提供することで、子どもたちの達成感や自己有用感を育み、心の成長と発達を支援します。

#### ◆施策推進の背景◆

子どもが興味・関心のある分野や学びの対象を主体的に見つけ、社会性や自立するための「生きる力」を身に付けるためには、子どものうちに多様な体験や交流の機会に触れられる環境にあることが重要です。

そのため、子どもたちが将来に向けて選択肢や可能性を広げることができるよう、本市の特長ある自然・産業・文化などを活かした学びの機会を提供するとともに、年齢や価値観などが異なる人たちと交流する機会を提供していくことが求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
食育関連事業を実施している保育施設の割合 現状数値の出典：保育課	<b>92.3%</b> (H30 年度実績)	<b>100%</b>
地域のこと（自然・歴史・産業など）に 触れたり、調べたりする学習が好きと回答した児童の割合 (小学 6 年生) 現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査	<b>75.9%</b> (H30 年度調査結果)	<b>増加させる</b>

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1)「農」や「食」を知る機会の拡充

子どもたちの健康ながらだづくりだけでなく、農業を通じて食の恵みへの感謝や重要性を学ぶよう、幼いころからの農業体験機会を提供するとともに、郷土食や栄養に関することなど食に関する取り組みを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設における「食育の日」の取り組み ◇保育園農業体験推進
- ◇「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業
- ◇食育・花育センターの管理運営 ◇アグリパークの管理運営
- ◇学校給食事業
- ◇農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラム）の推進

### 取り組み2) 文化・芸術・図書に触れる機会の拡充

子どもたちの思考力や創造力、表現力など豊かな心を育むため、文化や芸術に触れる機会や自己表現する機会を提供するほか、幼いころから図書に親しむ環境づくりを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇子どものための芸術文化体験事業 ◇にいがた市民文学
- ◇こどもマンガ講座 ◇にいがたマンガ大賞
- ◇りゅーとぴあ普及・育成事業
- ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営
- ◇ARTRIP（アートリップ） ◇子ども講座
- ◇こどもスタンプカード ◇こどもタイム
- ◇ブックスタート事業 ◇赤ちゃんタイム

### 取り組み3) 多様な交流・体験機会の拡充

子どもたちのコミュニケーション能力や社会性を育むため、様々な人や環境、動物などと触れ合う機会、活動する機会を提供するとともに、多様な人や価値観を理解し、認め合う資質や力を育むための教育や取り組みを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇Lounge N きままプログラム ◇こども創造センターの管理運営
- ◇動物ふれあいセンターの管理運営 ◇地域と学校パートナーシップ事業
- ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」の管理運営
- ◇自然体験学習 ◇人権・同和・男女平等教育
- ◇道徳・福祉教育 ◇外国語・国際理解教育
- ◇インクルーシブ教育システム ◇世代間交流事業
- ◇子ども体験活動・ボランティア活動推進事業

### 取り組み4) 安心・安全教育の充実

保護者や地域で子どもを守る取り組みのほか、子どもが自分の身を守るために知識や技術を習得するために、交通安全、防犯対策、防災等に関する教育の充実に取り組みます。

#### 〔主な事業〕

- ◇交通安全教室 ◇子どもの体験型安全教室（防犯）
- ◇CAP プログラム ◇防災教育

## 施策 1-4

### ▶ 子ども・若者の健全育成と自立支援

#### ◆施策の方向性◆

子ども・若者が、自分自身の未来を考え最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。

#### ◆施策推進の背景◆

思春期は多感な時期であり、自分のことや将来のことなどで気持ちが不安定になりがちな時期でもあります。そのような児童・生徒の変化に気づいてあげられるよう周囲の大人が注意深く見守ることも重要ですが、思春期の心身の状況等について学習する機会を設け、不安なことがあった場合には気軽に相談できる環境を整えることも重要です。

また、そのような心の不安定などから非行やひきこもりの状態になった場合においても、自立した生活を送れるように社会全体で見守り、サポートする環境を整えることが求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
「いじめは、どんな理由があってもいいことだと思う」と回答した生徒の割合 (中学3年生)	97.1% (H30年度調査結果)	維持する
現状数値の出典：全国学力・学習状況調査		
将来の夢やつきたい仕事があると回答した生徒の割合 (中学3年生)	65.7% (H30年度調査結果)	増加させる
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 思春期の保健対策と相談体制の充実

思春期における不安や悩みを受け止め、必要な支援や情報を提供できるよう相談体制を整えます。また、思春期・妊娠・出産に関する適切な知識を持ち、自分の望む人生を設計できるため思春期における健康教育に取り組みます。

#### (主な事業)

- ◇思春期健康教育
- ◇思春期青年期相談
- ◇児童相談所
- ◇若者支援センター「オール」
- ◇性に関する指導

### 取り組み2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援

子ども同士の温かい人間関係を築く授業、児童会生徒会活動、行事などの充実を通して、いじめが起こらない風土づくりを進めるとともに、いじめの未然防止・早期解決のために、市民が協働することの大切さについて啓発します。

不登校については、子どもの気になる変化を見逃さない予防的な指導を推進するほか、課題解決的な指導には「児童生徒理解教育支援シート」を活用し、各区教育支援センターや教育相談センターを中心とする各区教育相談室との連携により、組織的な対応を進めます。

#### (主な事業)

- ◇いじめ防止市民フォーラムの実施
- ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会の開催
- ◇教職員研修の実施
- ◇欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施
- ◇「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援
- ◇不登校担当者研修会の実施
- ◇不登校の実態把握に係る学校訪問の実施
- ◇カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー、スクールリーシャルワーカー）
- ◇教育相談ネットワーク

### 取り組み3) 子ども・若者の健全育成と自立支援

ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者の社会的自立のため、若者支援センター「オール」における相談窓口、居場所の設置や関係機関による支援を行います。また、青少年の健全育成や非行の未然防止に向けた取り組みを推進します。

#### (主な事業)

- ◇若者支援センター「オール」
- ◇にいがた若者自立応援ネット
- ◇街頭育成活動
- ◇非行防止キャンペーン

# 施策1－5

## ▶ 配慮が必要な子どもへの支援

### ◆施策の方向性◆

子どもの様々な状況や特性に応じた適切な支援を行い、それぞれに合ったペースや環境で安心して成長できるよう努めます。

### ◆施策推進の背景◆

近年、発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にあるといわれています。特に発達障がいについては判断のしづらさから適切な支援に結び付いていない子どもがいることも考えられ、早期の気づきから適切な療育に結び付けるとともに、教育・保育の現場での受け入れ体制を合理的配慮に基づき整えることが求められます。

また、児童虐待やDV被害などで心身が傷ついた子どもや、保護者の適切な養育を受けられないために社会的養護のもとで生活する子どもに対しては、専門的なケアとともに生活支援や自立のための支援が必要です。

さらに、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対しても、家庭環境や経済状況によって将来の選択が狭められることのないよう必要な支援を行うことが求められます。

### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	79.1% (H30年度実績)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：こども家庭課（児童発達支援センター）		
児童発達支援センター「こころん」による保育所等訪問支援の件数	- (R2年1月開始)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：こども家庭課（児童発達支援センター）		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 障がいの早期発見と地域支援、療育の充実

乳幼児健康診査などの機会を捉え、障がいの早期の気づきに努めるとともに、障がいの疑いがあると判断された際には療育や相談支援サービスへと結び付けます。

#### 〔主な事業〕

- ◇こんなちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導      ◇医師による発達相談      ◇療育教室
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談）

### 取り組み2) 障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、発達支援コーディネーターを養成するとともに児童発達支援センター「こころん」による巡回支援を行い、教育・保育施設等での支援力の向上を図ります。

学齢期については、各学校の特別支援教育コーディネーターと特別支援教育サポートネットワークが就学時や卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児支援施設等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

#### 〔主な事業〕

- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇児童発達支援センター「こころん」（巡回支援）      ◇障がい児保育事業
- ◇早期からの就学支援の推進      ◇インクルーシブ教育システム

### 取り組み3) 障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実

障がいのある子どもが専門的な支援を受けながら安心して生活を送れるよう、障がい児福祉サービスの充実に努めます。

その一環として、保育所等訪問支援事業で、支援員が保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等を訪問し、障がいのある子どもが集団生活に適応できるよう直接的支援を行うとともに、訪問先の職員への助言といった間接的支援を行います。

#### 〔主な事業〕

- |             |                             |             |
|-------------|-----------------------------|-------------|
| ◇基幹相談支援センター | ◇児童発達支援                     | ◇放課後等デイサービス |
| ◇保育所等訪問支援   | ◇短期入所                       | ◇日中一時支援     |
| ◇障がい児相談支援   | ◇児童発達支援センター「こころん」(保育所等訪問支援) |             |
| ◇障がい児入所支援   |                             |             |

### 取り組み4) 医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援

障がいや特定疾病等にかかる医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減するとともに、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい児を対象に歯科診療の機会を提供します。

#### 〔主な事業〕

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ◇こども医療費助成      | ◇未熟児養育医療費助成      |
| ◇小児慢性特定疾病医療費助成 | ◇自立支援医療費（育成医療）助成 |
| ◇新潟市口腔保健福祉センター |                  |

本施策では、障がいや発達に心配のある子どもだけではなく、ひとり親家庭の子ども、児童虐待を受けた子どもや保護者の適切な養育を受けられない子ども、また、経済的に困難な状況にある家庭の子どもなどについても、配慮が必要な子どもとして位置づけています。

なお、ひとり親家庭への自立支援については施策2-4としてP71、児童虐待防止と要保護児童等対策については施策3-3としてP78、社会的養護体制の充実については施策3-4としてP80に具体的な取り組みを記載しています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえて策定した「新潟市子どもの未来応援プラン-新潟市子どもの貧困対策推進計画-」(平成30年3月)においても、困難な状況にある子どもたちへの支援について記載しています。

## 施策方針 2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

### 施策 2-1

#### ▶ 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

##### ◆施策の方向性◆

母子や家庭の状況把握に努め、安心して妊娠・出産・育児ができるよう切れ目のない支援を行います。

##### ◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の保護者に子育ての中で日ごろ悩んでいること・気になることをうかがったところ、「特にない」とする回答は 5.8%にとどまり、悩んでいることとして 3割以上の回答があったのは「子どもにかかるお金のこと」、「子どもの食事や栄養に関するここと」、「子どもの発育、発達に関するここと」、「子どものほめ方、しかり方がよくわからないこと」の 4項目となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先としては大半が「配偶者」、「配偶者以外の親戚」、「友人・知人・職場の人」を挙げていますが、教育・保育施設や公的な相談先の回答は半数以下の割合となっています。

また、令和元年 12 月に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が施行され、妊娠、出産から子どもの成育の各段階において、保護者の支援を含め、医療、保健、教育、福祉などの関係分野が相互に連携・協力し適切に対応することが規定されました。

核家族化や晩婚化、晩産化、共働き家庭の増加など、家庭環境やライフスタイルが多様化する中、悩みながら子育てを行う保護者の心身の負担を減らし、安心して子育てができるよう、保護者への情報提供や講座の機会を充実させるとともに、個々の家庭に合った的確な相談支援が行えるよう、孤立化の予防と切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

##### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 6 年度
リスクを把握した妊婦について産前に状況確認をした割合 現状数値の出典：こども家庭課	96.8% (H30 年度実績)	⇒  100%
こんにちは赤ちゃん訪問等での母子等の状況を把握した割合 現状数値の出典：こども家庭課	100% (H30 年度実績)	⇒  100%

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 切れ目ない母子保健施策の推進

妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期を通して健診や相談支援など切れ目なく行います。

また、母子の健康確保や乳幼児の疾病、障がいの早期発見・早期支援や児童虐待の未然防止のため、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などのあらゆる機会を捉え、母子や家庭の状況把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、関係機関が連携して適切な支援を行います。

そのほか、予防接種の適切な接種や歯科保健の向上など、子どもが健康に過ごすための取り組みも引き続き推進していきます。

#### 〔主な事業〕

- ◇妊娠健康診査
- ◇母子健康手帳交付・妊娠保健指導
- ◇安産教室
- ◇産後ケア
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6か月児健診・3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導
- ◇園児の健康管理
- ◇予防接種事業
- ◇離乳食・幼児食講習会
- ◇妊娠乳幼児歯科健康診査
- ◇むし歯予防事業
- ◇学校における巡回歯科指導の実施
- ◇園・学校におけるフッ化物洗口の実施

### 取り組み2) 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築

子育て中の保護者や家庭の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減できるよう、保護者に届きやすい情報提供の方法や媒体を工夫するとともに、身近な場所で保護者が自分に合った相談先を選択できるよう、相談体制の充実を図ります。

#### 〔主な事業〕

- ◇子育て応援パンフレット「スキップ」の発行
- ◇子育て応援アプリの運営
- ◇子育てなんでも相談センター「きらきら」の支援
- ◇家庭児童相談
- ◇妊娠・子育てほっとステーション
- ◇育児相談
- ◇思春期健康教育
- ◇児童相談所による相談・支援
- ◇地域子育て支援センター事業

### **取り組み3) 子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実**

子育てを一人で抱え込まないよう、地域住民によるサポートやレスバイト（休息）目的のサービスの提供のほか、同じ子育て中の保護者同士で交流できる場の提供を行います。

#### **〔主な事業〕**

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇子育て短期支援事業（子どもショートステイ） ◇児童館・児童センター
- ◇教育・保育施設等での一時預かり ◇地域子育て支援センター事業
- ◇家庭教育支援事業（子育てサロン）

### **取り組み4) 不妊症・不育症に対する支援**

不妊症や不育症にかかる医療費を助成します。

#### **〔主な事業〕**

- ◇特定不妊治療費助成 ◇不育症治療費助成

## 施策2－2

### ▶ 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実

#### ◆施策の方向性◆

待機児童ゼロを基本に、保護者の多様なニーズに応じられる保育サービスの提供体制を整備します。

#### ◆施策推進の背景◆

就学前児童数が減少する一方で、本市でも教育・保育施設の入園児童数は増加しており、ニーズ調査の結果からも、就学前の母親の就労状況では5年前の調査と比べて「フルタイムで就労している」割合、また、国勢調査の結果でも、18歳未満の子どもがいる世帯の共働き率は増加傾向にあります。同じくニーズ調査において現在利用している教育・保育施設をうかがったところ、「認可保育所」や「認定こども園」と回答する割合も5年前と比べて増えており、保護者の就労率の増加に合わせて保育ニーズも増加しています。

保育ニーズの量的な増加に対応するため、教育・保育基盤の充実を図るとともに、働き方や就労形態の多様化に対応し、また、子育て家庭の不安・負担軽減のための一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制を整えることが求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
待機児童数	0人 (H30年度実績)	⇒ 0人
現状数値の出典：保育課		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 教育・保育基盤の整備

保護者の保育ニーズに対応できる教育・保育施設等の定員枠を確保し、運営を支援します。また、教育・保育施設の老朽化・狭あい化対策を進め、保育環境の向上を図ります。

#### 〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設等の定員の拡充
- ◇教育・保育施設等の整備
- ◇地域型保育事業
- ◇保育士確保に向けた取り組みの充実
- ◇市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭あい化対策

### 取り組み2) 多様な保育サービスの充実

保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービス等の充実を図ります。

#### 〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- ◇乳児保育
- ◇時間外保育事業
- ◇休日保育
- ◇一時預かり事業（拠点整備）
- ◇病児・病後児保育
- ◇夜間保育
- ◇幼稚園での預かり保育
- ◇障がい児保育事業

## 施策2－3

### ▶ 経済的負担の軽減のための支援

#### ◆施策の方向性◆

総合的な支援により、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減します。

#### ◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の調査で子育ての中で日ごろ悩んでいること、又は気になることをうかがったところ、「子どもにかかるお金に関するここと」が約5割となっています。

また、実際の子どもの人数が理想とする子どもの人数よりも少ない理由として、上位10項目中7項目が教育費の負担や手当の不十分さなどの経済的要因が挙げられています。

子育て中の世帯において、経済的な負担は悩みの要因となっているだけでなく、希望する子どもの数を持てない要因にもなっていることから、子育てにかかる経済的な負担を少しでも軽減させることが求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお金に関するここと」と回答した人の割合  現状数値の出典：子ども子育て支援に関するニーズ調査	未就学児保護者： <b>48.7%</b> 小学生保護者： <b>48.3%</b> <small>(H30年度調査結果)</small>	⇒ <b>減少させる</b>

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

教育・保育サービスにかかる利用料等や就学にかかる費用等の軽減や補助を行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇ひまわりクラブ利用料・減免制度
- ◇保育料の軽減（多子世帯への軽減を含む）
- ◇就学援助事業
- ◇学び直し授業料負担の支援
- ◇奨学金貸付事業
- ◇私立高等学校学費助成
- ◇私立幼稚園すこやか補助金
- ◇入学準備金貸付事業
- ◇特別支援教育就学奨励事業

### 取り組み2) 医療にかかる経済的負担の軽減

各種医療費助成を行い、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇妊娠婦及び子ども医療費助成
- ◇未熟児養育医療費助成
- ◇小児慢性特定疾病医療費助成
- ◇自立支援医療費（育成医療）助成

### 取り組み3) その他の給付・支援

児童手当の支給やその他の支援により、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇家庭ごみ指定袋の支給
- ◇児童手当給付
- ◇生活保護事業

## 施策2-4

### ▶ひとり親家庭への自立支援

#### ◆施策の方向性◆

ひとり親家庭の経済的な自立や、子どもの学習や生活習慣の定着に向けたサポートを行います。

#### ◆施策推進の背景◆

平成29年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査」では、所得が貧困線未満もしくは、公共料金や家賃等で未払い・買えない経験がある人の割合は子ども・若者のいる世帯で1割、ひとり親世帯で約5割となっています。

また、同調査の結果からは、ひとり親家庭は比較的不安定な就労状況におかれています。健康面や生活面においても支援が必要であるなど、包括的な支援の提供が求められます。

同じく子どもの状況では、学習意欲の低下、進学の断念などが見受けられることから、家庭環境や経済状況により将来の選択が狭められることのないよう、学習支援など必要な支援が求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
高等職業訓練促進給付金の受給者の中、資格を活かして就職した人の割合	100% (H30年度実績)	⇒ 100%
現状数値の出典：こども家庭課		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 自立に向けた生活・就労サポートの充実

ひとり親家庭の保護者が安定した仕事に就くとともに、無理なく家事や金銭管理等ができるよう、就労・生活支援を行うほか、離婚前から養育費などの相談や情報提供など、自立に向けた取り組みを行います。

また、様々な事情で子どもの養育が困難な状況にある母子家庭の親子に対し、母子生活支援施設での就労指導や生活指導などを通じて自立への支援を行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇生活保護受給者等就労自立促進
- ◇ひとり親家庭等日常生活支援
- ◇ひとり親家庭生活支援講習会
- ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター
- ◇母子・父子自立支援プログラム策定
- ◇自立支援教育訓練給付金
- ◇高等職業訓練促進給付金
- ◇ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付
- ◇母子生活支援施設管理運営

### 取り組み2) 経済的負担の軽減

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減させるため、各種手当の給付や助成などを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇児童扶養手当給付
- ◇ひとり親家庭等医療費助成
- ◇母子父子寡婦福祉資金貸付
- ◇みなし寡婦（夫）控除
- ◇母子向け住宅

### **取り組み3) 保育サービス等利用にあたっての配慮**

ひとり親家庭の保護者が安心して就労や求職活動が行えるよう、保育サービス等利用にあたっての配慮を行います。

#### **〔主な事業〕**

- ◇ひまわりクラブ入会基準の緩和
- ◇放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)
- ◇教育・保育施設の優先利用の促進

### **取り組み4) 子どもへの学習・生活サポートの充実**

世帯の経済状況により家庭での学習が困難であったり、学習習慣を身に付けることができない児童扶養手当受給世帯の子どもを対象に学習支援を行うほか、子どもや保護者からの相談に応じるなど、双方に必要な支援を行います。

#### **〔主な事業〕**

- ◇ひとり親家庭学習支援(子どもの学習・生活支援事業)

## 施策方針 3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

### 施策 3-1

#### ▶ 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成

##### ◆施策の方向性◆

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域の子育て支援参加を促し、男女がともに子育てと仕事を両立しながら生活し、地域や社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

##### ◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、子育てを主に行っている方は誰かをうかがったところ、就学前児童と小学生児童の両調査において、「父母ともに」が4割台となっていますが、「主に母親」とする回答が約5割となっており、父親が子育てに十分に関われていない状況がうかがえます。

また、実際にもつ子どもの人数が理想とする子どもの人数よりも少ない理由として、「仕事と子育ての両立が難しいから」を挙げる割合が約5割となっており、保護者が仕事で忙しく、子育てのための時間を確保することが容易でないことがわかります。

保護者が仕事をしている中でも子どもと過ごす時間が確保され、親子間のコミュニケーションを大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行うことや、企業・事業所や職場の同僚等の周囲の積極的な協力を得ることも必要不可欠であるため、地域や社会全体で子育て支援を担う機運を高めていくことが求められます。

##### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
男性の育児休業取得率	5.2% (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：男女共同参画課		
育児に関する支援制度を有する事業所の割合	77.2% (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：雇用政策課		
にいがたっ子すこやかパスポート協賛企業数	755 店 (H30 年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：こども政策課		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発と企業・団体等との連携

ワーク・ライフ・バランスの取り組みや働きやすい職場づくりは、人材の定着やイメージアップ、生産性の向上につながり、企業や事業主にとってもメリットがあります。様々な企業・団体等の取り組みに関する情報提供を行うなど、職場環境の整備について広く働きかけや啓発を行います。

女性は結婚・出産を機に離職するケースがあることから、出産後の再就職支援を行います。また、男性は育児休業の取得率が低い状況であることから、育児休業の取得を促進します。

#### 〔主な事業〕

- ◇男性のための電話相談
- ◇女性の再就職支援
- ◇「すべての働く人のためのハンドブック-女性も男性も輝く社会のために-」の発行
- ◇働き方改革推進事業
- ◇男性の育児休業取得奨励金

### 取り組み2) 社会全体で子育てを担う機運の醸成

子どもや子育て家庭に関わる人だけではなく、多くの人が子どもと子育て家庭に興味を持ち、温かく見守りつつできることから応援していくという機運を醸成し、子育てにやさしいまちづくりの実感を広げるため、普及啓発活動や子育てや少子化対策の取り組みに前向きに取り組む地域や企業への支援を行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇にいがたっ子すこやかパスポート事業
- ◇子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用
- ◇スマイルプラス運動の展開
- ◇児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）等への協力
- ◇世代間交流事業

## 施策3－2

### ▶ 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援

#### ◆施策の方向性◆

地域の人材を育成、活用し子育て家庭を支えるつながりをつくるほか、保護者が適切な情報や方法で子育てできるよう、家庭の子育て力を養うための取り組みを行います。

#### ◆施策推進の背景◆

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の調査において、子育ての中で近所付き合いの必要性を感じるかうかがったところ、約9割が必要性を感じると回答しています。

また、地域の人々が主体となって行う子育て活動としてどのようなことがあつたらよいかという問い合わせに対しては、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が73.1%、「子どもたちが集まって遊びや交流ができる居場所づくり」が52.0%となるなど、地域の協力・地域の支援を望む声が多いことがうかがえます。

そのため、地域における子育て支援の活動が盛んに行われるよう、活動を担う人材を育成することが求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
ファミリー・サポート・センターの提供会員数 現状数値の出典：こども政策課	481人 (H30年度末時点)	⇒ 増加させる
家庭教育学級参加者の満足度 現状数値の出典：中央公民館	93.3% (H30年度実績)	⇒ 維持する

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用

地域の様々な人や団体、施設などの多様な強みを活かして地域社会全体で子育て支援を担うことができるよう、子育て支援に携わる人材の育成と有効な活用を進め、子どもと子育て家庭への支援に資することはもちろんのこと、支援の仕手と受け手という関係だけでなく、お互いに頼れる安心と支える喜びを感じあえるようなつながりが醸成されるよう努めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇地域の茶の間支援事業
- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇家庭教育支援事業

### 取り組み2) 地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み

事件や事故から子どもを守るために、地域による通学路等での見守り活動などを行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇校区交通安全推進協議会
- ◇子ども見守り隊
- ◇スクールガードリーダー

### 取り組み3) 家庭の子育て力を育む機会の充実

子育ての仕方がわからない、また、不確かな情報に惑わされて適切な子育てができない保護者や、子育てについて悩みやストレスを抱えがちな保護者等に対して、各種講座や啓発を行い、正しい方法や情報の提供や仲間づくりなどを通じて保護者の子育て力の向上を促します。

#### 〔主な事業〕

- ◇男性の生き方講座（子育て期）
- ◇安産教室
- ◇家庭教育振興事業  
(ゆりかご学級、父親学級、出産前・幼児期・児童期・思春期・孫育て講座など)
- ◇子育て出前学習講座（小学校）
- ◇子育て出前学習講座（中学校）
- ◇ブックスタート事業

## 施策3－3

### ▶児童虐待防止と要保護児童等対策

#### ◆施策の方向性◆

児童虐待の未然防止のため周知啓発や相談支援を行うとともに、児童虐待事案に対しては、子どもの安全を第一に、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

#### ◆施策推進の背景◆

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。本市でも児童相談所への虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、迅速かつ的確に組織的な対応が行えるよう、児童相談所及び各区要保護児童対策地域協議会職員の専門性向上や体制の強化が必要です。

令和元年6月に「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どもの権利擁護や児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が示されたことも踏まえ、子どもの「最善の利益」の根幹である子どもの安心・安全を最優先に考えた児童虐待防止対策の推進が求められます。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
児童虐待死亡事例	0人 (H30年度実績)	0人
現状数値の出典：児童相談所		
児童虐待に関する通告義務・通告先の認知度	40.1% (H29年度調査結果)	増加させる
現状数値の出典：子育て市民アンケート		

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 児童虐待に対応する体制の強化

児童虐待の早期発見やその後の迅速で的確な対応について、警察や学校、医療機関等様々な関係機関の連携強化を図るとともに、相談支援や在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行っていくために「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け検討を進めます。

また、児童相談所において、児童福祉司や児童心理司を計画的に増員するとともに、施設整備の検討も併せた体制強化を図り、より子どもの安全・権利擁護に配慮した一時保護を実施します。

#### 〔主な事業〕

- ◇要保護児童対策地域協議会の運営
- ◇「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた検討
- ◇子どもの安全を守るための一時保護事業 ◇児童相談所の体制強化

### 取り組み2) 相談体制の充実

支援が必要な子どもや家庭の相談に応じるとともに、適切な助言や対応をします。

また、職員のスキル向上を図るため、研修を実施します。

#### 〔主な事業〕

- ◇専門家による職員への法律相談支援 ◇児童相談所による相談・支援
- ◇職員研修の実施 ◇家庭への支援と子どもの自立支援事業

### 取り組み3) 児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進

虐待を未然に防止するため、様々な機会において虐待防止の周知・啓発に取り組むほか、特に支援が必要な子どもや保護者に対して家事・育児の支援や専門相談を行います。

また、育児環境にリスクのある家庭に対しては妊娠期から保健師などによる支援を行うほか、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などの機会を捉え、関係機関が連携して子どもと家庭の状況把握と支援に努めます。

#### 〔主な事業〕

- ◇オレンジリボンキャンペーンの実施 ◇虐待防止ファイルの配布
- ◇虐待防止パンフレットの配布 ◇養育支援訪問事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診・股関節検診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）

## 施策3－4

### ▶ 社会的養護体制の充実

#### ◆施策の方向性◆

社会的養護が必要な子どもが安心して生活できる場を確保するとともに、自立に向けた支援を行います。

#### ◆施策推進の背景◆

児童虐待の増加や、保護者の適切な養育が受けられない子どもが増加する傾向にある中、平成28年の児童福祉法改正及び平成29年の国の「新しい社会的養育ビジョン」が示されたことを踏まえ、子どもの権利保障と家庭養育優先の原則に基づいて、家庭への養育支援や代替養育が必要な子どもの受け入れ体制の確保が必要です。

また、入所した施設を退所する際、その後子どもが自立した生活を営むことができるようサポート体制を整えておくことも重要です。

#### ◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和6年度
登録里親数	81世帯※ (H30年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：児童相談所		
里親等委託率	55.9% (H30年度末時点)	⇒ 増加させる
現状数値の出典：児童相談所		

※第1期計画では指標の登録里親数を「養育里親」、「専門里親」、「親族里親」、「養子縁組里親」それぞれの区分の登録数の合計としていたが、複数の区分に重複して登録する世帯があるため、本計画では「実世帯数」で表記する。

## ◆具体的な取り組み◆

### 取り組み1) 社会的養護が必要な子どもの養育体制の充実

保護者がいない、又は保護者の適切な養育を受けられないなどの理由により家庭で養育を受けられない子どもの受け入れ先については、家庭養育を優先し、里親やファミリーホームの担い手の確保及び育成を図るとともに、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて取り組みます。また、引き続き、施設の安定的な運営を支援していきます。

#### 〔主な事業〕

- ◇市立乳児院管理運営
- ◇児童自立支援施設改築整備負担金
- ◇母子生活支援施設管理運営
- ◇里親・ファミリー・ホームの普及促進

### 取り組み2) 子どもの自立支援と家庭支援の充実

施設等を退所した後に自立した生活を営むことができるよう、継続した相談対応や必要な支援を行います。

#### 〔主な事業〕

- ◇母子生活支援施設管理運営
- ◇各施設退所後のアフターケア
- ◇社会的養護が必要な児童についての連携

社会的養護体制の充実については、県と一体で策定した「新潟県社会的養育推進計画（令和2年3月）」にも具体的な取り組みの方向性等を記載しています。



# 各 論Ⅱ

---

## ● 内 容

- 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策
- 第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項
- 第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画

# 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

## 1-1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、「8つの行政区」を教育・保育提供区域として位置づけます。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、この8区域を基本としつつ、ニーズや提供体制が広域的・統一的であるなどの事業については、全市域を提供区域に設定します。



【各区の人口】

区名	総人口		0～5歳人口		6～11歳人口		教育・保育 施設数
	人口	増減比	人口	増減比	人口	増減比	
北区	74,113	97.3%	3,055	91.0%	3,779	94.0%	27
	72,106		2,782		3,552		
東区	136,779	97.3%	6,471	91.2%	6,638	94.0%	49
	133,075		5,900		6,241		
中央区	175,242	97.3%	8,026	91.2%	8,355	94.0%	68
	170,496		7,320		7,853		
江南区	68,626	97.3%	3,320	91.1%	3,723	94.1%	31
	66,768		3,024		3,502		
秋葉区	76,998	97.3%	3,431	91.2%	4,021	94.0%	28
	74,913		3,127		3,780		
南区	44,786	97.3%	2,001	91.1%	2,148	94.0%	17
	43,573		1,822		2,020		
西区	156,464	97.3%	7,438	91.1%	8,213	94.0%	54
	152,227		6,778		7,718		
西蒲区	56,889	97.3%	2,129	90.9%	2,531	94.1%	21
	55,348		1,935		2,380		
新潟市計	789,897	97.3%	35,871	91.1%	39,408	94.0%	295
	768,506		32,688		37,046		

※上段は平成31年実績値、下段は令和6年推計値

## 1-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

### (1) 市全体の教育・保育の量及び確保の方策

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

#### 【必要な量の見込み（令和2・3年度）】

		R 1 実績				R 2 見込み				R 3 見込み			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3歳	5歳	1・2歳	0歳	3歳	5歳	1・2歳	0歳	3歳	5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	5,030	13,338	7,967	1,210	4,653	13,216	8,040	1,297	4,330	13,209	8,261	1,331
	②定員	7,445	13,947	7,404	2,227	7,503	14,248	7,578	2,295	7,503	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	2,415	609	▲563	1,017	2,850	1,032	▲462	998	3,173	1,039	▲683	964
北区	①利用数	252	1,317	685	106	235	1,302	689	115	220	1,299	707	119
	②定員	436	1,426	755	211	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	184	109	70	105	201	140	78	103	216	143	60	99
東区	①利用数	848	2,315	1,418	222	770	2,290	1,428	234	702	2,285	1,468	235
	②定員	1,161	2,285	1,394	360	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	313	▲30	▲24	138	436	59	▲18	136	504	64	▲58	135
中央区	①利用数	1,983	2,400	1,706	258	1,854	2,391	1,738	275	1,746	2,402	1,800	281
	②定員	2,799	2,593	1,488	610	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	816	193	▲218	352	955	215	▲236	338	1,063	204	▲298	332
江南区	①利用数	194	1,516	794	120	182	1,491	773	123	173	1,479	766	122
	②定員	255	1,654	773	175	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	61	138	▲21	55	88	170	16	56	97	182	23	57
秋葉区	①利用数	388	1,293	719	114	349	1,270	729	127	314	1,258	753	136
	②定員	887	1,294	671	130	911	1,333	710	149	911	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	499	1	▲48	16	562	63	▲19	22	597	75	▲43	13
南区	①利用数	58	965	487	59	55	942	494	65	52	927	507	69
	②定員	70	983	342	140	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	12	18	▲145	81	15	98	▲128	84	18	113	▲141	80
西区	①利用数	1,188	2,472	1,629	271	1,100	2,477	1,654	292	1,025	2,502	1,710	300
	②定員	1,658	2,586	1,441	421	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	470	114	▲188	150	582	169	▲175	145	657	144	▲231	137
西蒲区	①利用数	119	1,060	529	60	108	1,053	535	66	98	1,057	550	69
	②定員	179	1,126	540	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	60	66	11	120	11	118	20	114	21	114	5	111

【必要な量の見込み（令和4～6年度）】

		R 4 見込み				R 5 見込み				R 6 見込み			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3・5歳	3・5歳	1・2歳	0歳	3・5歳	3・5歳	1・2歳	0歳	3・5歳	3・5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	3,938	12,935	8,626	1,362	3,658	12,973	8,799	1,387	3,383	13,003	8,942	1,409
	②定員	7,428	14,248	7,578	2,295	7,278	14,248	7,578	2,295	7,113	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	3,490	1,313	▲1,048	933	3,620	1,275	▲1,221	908	3,730	1,245	▲1,364	886
北区	①利用数	202	1,270	736	123	189	1,272	749	126	177	1,273	760	129
	②定員	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	234	172	31	95	247	170	18	92	259	169	7	89
東区	①利用数	624	2,235	1,531	237	565	2,240	1,560	237	506	2,241	1,584	237
	②定員	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370	1,116	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	582	114	▲121	133	641	109	▲150	133	610	108	▲174	133
中央区	①利用数	1,609	2,364	1,894	286	1,515	2,382	1,946	291	1,425	2,400	1,990	294
	②定員	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	1,200	242	▲392	327	1,294	224	▲444	322	1,384	206	▲488	319
江南区	①利用数	160	1,438	775	120	152	1,432	767	118	143	1,425	756	115
	②定員	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	110	223	14	59	118	229	22	61	127	236	33	64
秋葉区	①利用数	274	1,221	790	143	244	1,215	809	150	214	1,209	825	157
	②定員	836	1,333	710	149	686	1,333	710	149	611	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	562	112	▲80	6	442	118	▲99	▲1	397	124	▲115	▲8
南区	①利用数	49	893	532	72	47	882	544	75	45	872	555	78
	②定員	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	21	147	▲166	77	23	158	▲178	74	25	168	▲189	71
西区	①利用数	933	2,475	1,794	308	868	2,506	1,838	315	804	2,535	1,877	321
	②定員	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	749	171	▲315	129	814	140	▲359	122	878	111	▲398	116
西蒲区	①利用数	87	1,039	574	73	78	1,044	586	75	69	1,048	595	78
	②定員	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	32	132	▲19	107	41	127	▲31	105	50	123	▲40	102

【確保の方策】

1号認定は、現在の提供体制で受け入れ可能であり、将来的な見込みに対しても供給過多のため、適切な定員調整を行います。3号認定（1・2歳）の定員は、需要に対して不足している状況です。引き続き、施設整備や開閉設の比較的容易な小規模保育事業の活用など、当分の間の低年齢児を中心とした、受け入れ体制の拡充を図ります。併せて、供給過多である1号の定員数を低年齢児の受け入れにシフトする方向性についても検討していきます。

なお、これらについては「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき検討・実施していきます。

## 1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	本市事業名称
①	利用者支援事業	妊娠・出産サポート体制整備事業 (妊娠・子育てほっとステーション)
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	こどもショートステイ
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育園等によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※1)	障がい児保育事業(一部)(※2)

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア)新規参入施設等への巡回支援」及び「イ)認定こども園特別支援教育・保育経費」からなっていますが、本市ではイ)を実施しています。

## ① 妊娠・出産サポート体制整備事業

対象	妊娠、子どもとその保護者
事業概要	妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うため、各区「妊娠・子育てほっとステーション」に保健師・助産師等の専門職（マタニティナビゲーター）を配置し、一人で悩まない子育て環境を整備します。
現状と課題	晚産化や核家族化により、子育て家庭が身近な家族等の支援が受けられない、また、不安が生じやすい状況にあるため、孤立させず適切なサポートにつなげていく必要があります。
取り組みの方向性	「妊娠・子育てほっとステーション」を中心に、NPO法人等の民間事業者を含めた関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援の充実を図ります。 また、民間事業者等、サポートにつながる社会資源の拡充を検討します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数（か所）	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
北区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
東区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
江南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
秋葉区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1

## ② 地域子育て支援センター事業

対

象

0歳～5歳の子どもとその保護者

事業概要

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。

現状と課題

0～2歳児の教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、地域子育て支援センターの利用人数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいることから、利用する子どもが安心して過ごせるような配慮や工夫とともに、利用者の年齢やニーズに応じた事業内容の見直しが必要です。また、利用者の多様なニーズに対応するための、職員のスキルアップが求められています。

取り組みの方向性

主な利用児童である0～1歳児に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、教育・保育施設への入園を含む多様な保育サービスに関する情報、及び地域の子育て関連情報の提供を充実させるとともに、各支援センター間の連携による職員の資質向上を図るための取り組みを行います。また、利用状況等を踏まえ、必要に応じ施設数の見直しや施設の整備（改修・移転を含む）を検討します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用者数(人／年) 確保の方策：実施カ所数(カ所)		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	301,745	298,335	294,964	291,631	288,336	285,077
	確保の方策	45	45	45	45	45	45
北区	量の見込み	22,062	21,812	21,566	21,323	21,082	20,844
	確保の方策	6	6	6	6	6	6
東区	量の見込み	31,854	31,494	31,138	30,786	30,438	30,094
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
中央区	量の見込み	78,006	77,125	76,253	75,391	74,539	73,697
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
江南区	量の見込み	27,428	27,118	26,812	26,509	26,209	25,913
	確保の方策	3	3	3	3	3	3
秋葉区	量の見込み	32,706	32,336	31,971	31,610	31,253	30,899
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
南区	量の見込み	22,338	22,085	21,836	21,589	21,345	21,104
	確保の方策	4	4	4	4	4	4
西区	量の見込み	53,318	52,715	52,120	51,531	50,949	50,373
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
西蒲区	量の見込み	34,033	33,649	33,268	32,892	32,521	32,153
	確保の方策	6	6	6	6	6	6

### ③ 妊婦健康診査

対象

妊婦

事業概要

国の示す「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿った健康診査（全14回）にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理と経済的な負担の軽減を図ります。

現状と課題

妊婦健康診査の結果、治療や経過観察等を要する妊婦が増加しています。  
定期的な受診の重要性を周知するなど、妊婦健康診査受診の徹底を図るとともに、産前からの子育てに関する情報提供の機会として活用に努めます。

#### 【必要な量の見込み】

量の見込み： のべ受診回数(回／年)	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み 確保の方策	70,657	65,272	64,181	62,983	61,691	60,362

«提供区域»  
全市

«確保の方策の提供体制»  
委託医療機関：8病院、17診療所、1助産所

«実施時期»  
【妊娠初期～妊娠23週】 4週間に1回  
【妊娠24週～妊娠35週】 2週間に1回  
【妊娠36週～分娩】 1週間に1回

#### ④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

対象	生後4か月までの乳児とその保護者
事業概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、計測や育児相談のほか、子育て支援に関する情報提供や親子の心身状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
現状と課題	晩産化や核家族化により、身近な家族等の支援が受けられず孤立化しやすい、育児不安が生じやすい状況にあります。
取り組みの方向性	産後うつの早期発見や育児不安の解消、児童虐待防止のため、すべての家庭への訪問を実施することで、養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

#### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策 訪問乳児数（人／年）	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
	確保の方策	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
北区	量の見込み	514	453	446	437	428	419
	確保の方策	514	453	446	437	428	419
東区	量の見込み	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
	確保の方策	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
中央区	量の見込み	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
	確保の方策	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
江南区	量の見込み	554	496	488	479	469	459
	確保の方策	554	496	488	479	469	459
秋葉区	量の見込み	547	511	502	493	483	472
	確保の方策	547	511	502	493	483	472
南区	量の見込み	312	278	273	268	263	257
	確保の方策	312	278	273	268	263	257
西区	量の見込み	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
	確保の方策	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
西蒲区	量の見込み	325	291	286	281	275	269
	確保の方策	325	291	286	281	275	269

※本事業の量の見込みは0歳児の推計人口を基に算出しており、各区の見込み数は按分率により算出しているため、端数処理の関係で、内訳と合計が合わない箇所があります。

## ⑥ 養育支援訪問事業

対象	養育支援が必要な家庭（子どもの年齢は18歳未満）、特定妊婦
事業概要	特に支援が必要と認められる子どもや保護者に対して、保健師による専門的相談支援及び養育支援ヘルパーを対象家庭に派遣し、育児・家事等の援助を実施します。
現状と課題	各区の保健師や児童虐待対応職員が必要な家庭を把握し利用につなげることになりますが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。
取り組みの方向性	各区の保健師や児童虐待対応職員等が連携し、支援が必要な家庭を適切に把握するとともに、対象者から派遣の同意を得られるよう工夫していきます。 中長期的に支援が必要とされる家庭については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携しながら見守り支援をするとともに、他の福祉サービスにつなぐなど、継続して支援が受けられるよう努めます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ訪問回数（回／年）	実績(見込)						本計画期間の見込み量					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	140	145	150	155	160	165					
	確保の方策	140	145	150	155	160	165					
	関わりの件数	800	810	820	830	840	850					
北区	量の見込み	5	6	6	7	7	8					
	確保の方策	5	6	6	7	7	8					
東区	量の見込み	44	44	45	46	47	48					
	確保の方策	44	44	45	46	47	48					
中央区	量の見込み	20	21	22	23	24	25					
	確保の方策	20	21	22	23	24	25					
江南区	量の見込み	18	18	19	19	20	20					
	確保の方策	18	18	19	19	20	20					
秋葉区	量の見込み	10	11	12	12	13	14					
	確保の方策	10	11	12	12	13	14					
南区	量の見込み	5	6	6	7	7	7					
	確保の方策	5	6	6	7	7	7					
西区	見込み	31	32	32	33	34	35					
	確保の方策	31	32	32	33	34	35					
西蒲区	量の見込み	7	7	8	8	8	8					
	確保の方策	7	7	8	8	8	8					

※関わりの件数：各区役所（健康福祉課）が当該年度に新規で対応した児童虐待対応件数と前年度からの継続対応件数を合計した件数（実児童数）

## ⑥ こどもショートステイ

対

象

0歳～小学6年生の子ども

事業概要

保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に預かります。

現状と課題

制度上は、対象年齢が0歳から小学6年生ですが、受け入れ可能施設が乳児院のみであることから、実際は0～2歳までの受け入れとなっています。今後、受け入れ可能年齢の拡大に向けて他施設と協議を進める必要があります。

取り組みの方向性

受け入れの拡大のため、本事業を実施できる施設への働きかけを行います。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用人数（人／年）	量の見込み 確保の方策	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
	量の見込み	66	89	84	84	84	79
	確保の方策	96	96	96	96	96	96
全市		«提供区域» 全市					
		«確保の方策の提供体制» 乳児院 1施設					

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

対象 0歳～18歳の子どもの保護者

事業概要 事前の会員登録により、子どもの預かりや送迎等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）をマッチングさせ、相互援助活動の連絡・調整を行います。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズにも対応します。

現状と課題 平成30年に活動件数が大幅に増加した一方で、提供会員数が伸びていない状況です。今後も活動件数が増える見込みであるため、さらなる提供会員の確保が必要です。

取り組みの方向性 説明会の開催や広報活動による周知や働きかけを工夫し、提供会員の増加を目指します。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した病児の代理受診など利用範囲や使い方について、よりわかりやすい周知を図ります。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策 の利用人数（人／年） 会員数：人／年度末時点	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	確保の方策	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	提供会員数	499	518	537	557	578	600
	依頼会員数	2,393	2,585	2,839	3,096	3,387	3,679
北区	量の見込み	694	750	824	898	983	1,067
	確保の方策	694	750	824	898	983	1,067
	提供会員数	54	62	68	74	81	88
東区	量の見込み	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	確保の方策	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	提供会員数	78	90	98	107	117	127
中央区	量の見込み	2,049	2,213	2,430	2,651	2,899	3,149
	確保の方策	2,049	2,213	2,430	2,651	2,899	3,149
	提供会員数	133	153	168	183	200	217
江南区	量の見込み	765	826	907	989	1,083	1,176
	確保の方策	765	826	907	989	1,083	1,176
	提供会員数	29	33	37	40	44	48
秋葉区	量の見込み	114	123	135	147	161	175
	確保の方策	114	123	135	147	161	175
	提供会員数	44	50	55	60	66	71
南区	量の見込み	144	155	170	186	203	221
	確保の方策	144	155	170	186	203	221
	提供会員数	28	32	35	39	42	46
西区	量の見込み	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	確保の方策	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	提供会員数	116	134	147	160	175	190
西蒲区	量の見込み	133	144	159	173	189	205
	確保の方策	133	144	159	173	189	205
	提供会員数	17	20	21	24	27	29

## ⑧-1 一時預かり事業【保育施設によるもの】

対象

0歳～5歳の子ども

事業概要

日中、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現状と課題

現在、事業の利用児童は0～2歳児が大半を占めていますが、利用児童の低年齢化が進むことにより事業全体の利用人数も出生数とともに減少傾向にあります。

また、利用児童の年齢層の変化から、各施設で提供される事業内容についても見直しが必要になっています。

取り組みの方向性

保護者の用事やリフレッシュ目的による一時預かりの需要に対応できるよう、拠点園のほかすべての保育施設で一時預かりを実施します。

また、入園できなかった場合の一時的な利用にも対応します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施か所数	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	23,611	21,795	20,007	18,417	16,930	15,574
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	825	762	699	644	592	544
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	3,882	3,583	3,289	3,028	2,784	2,561
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	10,286	9,496	8,717	8,023	7,375	6,785
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,236	1,141	1,047	964	886	815
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	1,230	1,135	1,042	959	882	811
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	1,231	1,136	1,043	960	883	812
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	3,925	3,623	3,326	3,062	2,814	2,589
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西蒲区	量の見込み	996	919	844	777	714	657
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

## ⑧-2 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕

対象 3歳～5歳の子ども

事業概要 市内の私立幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

現状と課題 幼稚園における一時預かり（預かり保育）については、従来、実績把握が困難でしたが、幼児教育・保育の無償化により、定期利用者（新2号・新3号該当者）の利用ニーズ想定が可能となりました。

幼稚園教諭・保育士の不足により、事業実施（希望園児の受け入れ人数確保）ができない施設が生じるおそれがあります。

取り組みの方向性 市内のすべての私立幼稚園において預かり保育を継続実施することができるよう、幼稚園教諭の確保及び補助制度の拡充に取り組みます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施か所数	実績(見込)		本計画期間の見込み量			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	6,525	84,438	82,917	79,791	78,668
	確保の方策	5	11	11	11	11
北区	量の見込み	0	9,134	8,969	8,631	8,510
	確保の方策	2	2	2	2	2
東区	量の見込み	233	9,540	9,368	9,015	8,888
	確保の方策	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	0	44,655	43,850	42,198	41,603
	確保の方策	6	5	5	5	5
江南区	量の見込み	0				
	確保の方策	0	0	0	0	0
秋葉区	量の見込み	0	6,089	5,980	5,754	5,673
	確保の方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	0	4,770	4,684	4,507	4,444
	確保の方策	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	2,586	10,250	10,066	9,686	9,550
	確保の方策	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	3,706				
	確保の方策	1	0	0	0	0

※「量の見込み」行の「実績（見込）」欄は市の補助事業利用分です。

## ◎ 時間外保育事業（延長保育事業）

- 対象** 0歳～5歳の子ども（在園児）
- 事業概要** 11時間の開所時間を超える保育需要へ対応するため、開所時間の前後において延長保育を実施します。
- 現状と課題** 多様化する就業体系における保育ニーズに対応するため、すべての園で延長保育事業を実施しています。
- 取り組みの方向性** 引き続き、すべての保育施設での延長保育事業を実施します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策 実施か所数	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	12,956	12,978	13,120	13,190	13,326	13,438
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	1,214	1,216	1,229	1,236	1,248	1,259
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	2,487	2,491	2,518	2,532	2,558	2,579
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	2,710	2,715	2,745	2,759	2,788	2,811
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,310	1,312	1,326	1,333	1,347	1,358
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	904	906	916	921	930	938
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	926	927	938	943	952	960
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	2,690	2,694	2,724	2,738	2,767	2,790
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西蒲区	量の見込み	715	717	724	728	736	743
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

## ⑩ 病児・病後児保育事業

**対象** 生後6か月～小学6年生の子ども

**事業概要** 病気(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童について、保護者が就労などにより、家庭で看護又は保育できないときに、医療機関や保育施設に併設した病児・病後児保育施設で一時的に保育を行います。

令和元年度に南区で医療機関併設の病児保育、北区・西蒲区では保育施設併設の病後児保育を実施することにより、全区でのサービス提供となります。

**現状と課題** なお、利用者は0～2歳が全体の70%を占めています。

共働きやひとり親の増加等によりニーズは依然として高い状況にあります。感染症は隔離が必要となるなど、施設の定員まで受け入れできない場合もあることや、急なキャンセルの対応など充足率の低下も課題となっています。

**取り組みの方向性** 利用ニーズは依然として高い状況のため、充足率の向上と併せて、必要に応じて医療機関併設を基本とした整備の検討を行います。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数(人／年) 確保の方策：実施か所数	実績(見込)						本計画期間の見込み量					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	12,680	14,871	15,722	16,411	17,373	18,226					
	確保の方策	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)					
北区	量の見込み	537	1,568	1,639	1,710	1,785	1,864					
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)					
東区	量の見込み	2,458	2,436	2,413	2,391	2,369	2,347					
	確保の方策	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)					
中央区	量の見込み	3,656	3,848	4,049	4,261	4,484	4,719					
	確保の方策	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)					
江南区	量の見込み	1,705	1,668	1,632	1,597	1,563	1,530					
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)					
秋葉区	量の見込み	1,135	1,255	1,388	1,535	1,697	1,877					
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)					
南区	量の見込み	237	693	817	963	1,135	1,337					
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)					
西区	量の見込み	2,863	3,036	3,219	3,414	3,620	3,838					
	確保の方策	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)					
西蒲区	量の見込み	89	367	565	540	720	714					
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)					

※確保の方策の( )内は定員数

## ⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対

象

小学生

事 業 概 要

就労等により昼間保護者がいない小学校の児童に対し、授業終了後や土曜日に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

現 状 と 課 題

放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、公設クラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受け入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。

利用する児童の増加に対応するため、引き続き受け入れ体制の確保が必要です。

取り組みの方向性

引き続き待機児童を出さないよう受け入れ体制を整えるため、公設クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行っていきます。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもふれあいスクールとの一体的な実施や、放課後児童クラブの質の向上を進めます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量					
全市	低学年	量の見込み	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243	
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634	

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量				
			R1	R2	R3	R4	R5	R6
北区	低学年	量の見込み	803	807	797	808	801	805
		確保の方策	803	807	797	808	801	805
	高学年	量の見込み	129	143	156	161	162	161
		確保の方策	129	143	156	161	162	161
東区	低学年	量の見込み	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820
		確保の方策	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820
	高学年	量の見込み	307	346	381	384	398	415
		確保の方策	307	346	381	384	398	415
中央区	低学年	量の見込み	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250
		確保の方策	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250
	高学年	量の見込み	435	497	552	570	588	608
		確保の方策	435	497	552	570	588	608
江南区	低学年	量の見込み	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102
		確保の方策	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102
	高学年	量の見込み	187	210	222	229	237	242
		確保の方策	187	210	222	229	237	242
秋葉区	低学年	量の見込み	917	899	904	917	967	990
		確保の方策	917	899	904	917	967	990
	高学年	量の見込み	317	353	386	399	392	396
		確保の方策	317	353	386	399	392	396
南区	低学年	量の見込み	455	473	493	511	533	526
		確保の方策	455	473	493	511	533	526
	高学年	量の見込み	85	98	106	109	113	118
		確保の方策	85	98	106	109	113	118
西区	低学年	量の見込み	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128
		確保の方策	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128
	高学年	量の見込み	357	400	439	445	461	467
		確保の方策	357	400	439	445	461	467
西蒲区	低学年	量の見込み	583	612	634	631	621	622
		確保の方策	583	612	634	631	621	622
	高学年	量の見込み	172	193	201	209	218	227
		確保の方策	172	193	201	209	218	227

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

- 対象
- ①特定教育・保育施設に在籍する、生活保護受給世帯の子ども
  - ②新制度へ移行していない幼稚園に在籍する、年収360万円未満相当世帯、又は小学3年生以下から数えて第3子以降にあたる子ども
- 事業概要
- ①教材費など実費徴収額の一部を補助します。
  - ②給食費の実費徴収額のうち、副食材料費の一部を補助します。
- 国制度に則り事業を実施しています。
- 現状と課題
- 副食材料費の補足給付については、幼児教育・保育の無償化に併せて新たに開始されたため、事業規模等を精査する必要があります。
- 取り組みの方向性
- ①は低所得者世帯の子どものすこやかな成長の支援として、②は特定教育・保育施設における副食費免除加算に相当する補助事業として、引き続き実施します。

## ⑬ 障がい児保育事業（一部）

- 対象
- 特別な支援が必要な子どものうち、私学助成など他の制度で支援の対象とならない子どもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園
- 事業概要
- 特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築し、当該子どもの福祉向上を図るために、当該子どもを受け入れ、そのための職員を配置した施設に対して、その経費を助成します。
- 現状と課題
- 特別な支援が必要な子どもの施設への受け入れニーズは年々高まっており、施設もそのための職員を配置することにより対応しています。
- 取り組みの方向性
- 引き続き、特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するとともに、対象施設への経費の助成を行います。

## 第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

### 2-1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 認定こども園への移行支援・普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う利便性の高い施設であることから、既存の幼稚園や保育園からの移行について、地域の状況、利用者のニーズ、施設・設備等の状況や設置者の意向を踏まえて支援するとともに、認定こども園の適正な配置に努めます。

#### (2) 質の高い教育・保育等の役割・基本的考え方及びその推進方策

##### ① 教育・保育に係るスタッフの資質の確保・向上に関する考え方

教育や保育に携わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るために研修の機会を確保します。また、教育・保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていく体制整備に努めます。

##### ② 幼保小の連携・接続に関する考え方

子どもに対する一貫した教育や個々の子どもに応じたきめ細やかな対応を図るため、「新潟市共通幼小接続期カリキュラム」に基づいたカリキュラムの導入や職員研修を推進することで小学校への円滑な接続に努めます。

##### ③ 教育・保育施設と地域型保育事業の連携・接続に関する考え方

小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を確保することを働きかけるとともに、卒園後の受け皿の相談など保護者に寄り添った支援を行うため、各区に保育コンシェルジュを配置するなど、円滑な接続を確保していきます。

##### ④ 障がいのある子どもや外国につながる幼児等に対する配慮に関する考え方

障がいのある子どもや、海外から帰国した幼児、外国人幼児なども適切に教育・保育サービスが受けられるよう、相談支援や情報提供などきめ細やかな対応を図るとともに、小学校への円滑な接続を視野に、個々の子どもの状況・特性に応じた支援を提供できる体制整備に努めます。

## 2-2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である幼児教育の重要性や保護者の経済負担の軽減等を勘案しつつ、給付の公正化・適正化や保護者の利便性、施設の事務負担の軽減化を図り、今後も定期的に事務の見直しを行います。

給付方法の具体は、新制度未移行幼稚園については、従来の就園奨励費との事務の連続性を鑑み、一部事務の簡略化を図るとともに、法定代理受領にて毎月給付することを基本とします。

また、保護者負担の軽減や過誤請求・給付誤り防止のため、預かり保育事業や認可外保育施設については、入所施設での給付申請取りまとめを依頼し、償還払いにて毎月の給付に取り組むこととします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、新潟県と常に連携しながら、情報共有及び公開を行い、保育の質の向上が図られるよう施設等への働きかけを行います。

## 2-3 指針に基づく任意記載事項に係る事業

### (1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本計画に基づき、教育・保育施設の整備による定員の拡充、地域型保育事業の実施などにより保育の受け皿の拡大を図るとともに、適切な情報提供や入園等に関する相談にきめ細かに対応するなど、保護者に寄り添った支援に努めます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

児童虐待への対応や社会的養護、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児への支援など特別な支援を要する子どもへの支援のためには、各機関での専門的で適切な対応や相互の連携が必要です。

#### ① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るために、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、関係機関が連携し情報共有と早期発見、早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めます。

また、児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」の機能の検討を踏まえ、必要な体制整備と職員の資質向上に取り組みます。

さらに、平成28年以降の児童福祉法等の改正を踏まえ、子どもの権利擁護に関して体罰によらない子育ての推進をはじめ、児童虐待防止や通告義務等に関して、市民へ広く周知・啓発し、地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。

#### ② 社会的養護体制の充実

社会的養護が必要な子どもについては、できる限り家庭的な環境での養護を進めるため、里親委託の推進やファミリーホームへの支援を行います。

また、施設や里親等からの自立後のアフターケアにも取り組むとともに、職員の資質向上や人材確保を図り、専門的ケアの充実に努めます。

#### ③ ひとり親家庭への自立支援

児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援のほか、母子・父子自立支援員による就労支援などを総合的に推進することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

また、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を引き続き実施します。

#### ④ 障がい児施策の充実

障がいのある子どもやその家庭に対する支援については、児童発達支援センター「こころん」が中核的な役割を担い、各事業所や関係機関と連携し、地域の支援体制の充実を図ります。

また、早期の気づきや対応のための相談・支援の強化や、療育機関、通所・入所支援、特別支援教育の充実を図るとともに、社会的な理解や地域社会への参加を推進します。

医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域で安心して生活できるよう医療・福祉・教育分野等が連携して支援体制の充実を図ります。

なお、具体的な取り組みは、施策 1-5 配慮が必要な子どもへの支援（P61）、施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援（P71）、施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策（P78）、施策 3-4 社会的養護体制の充実（P80）に掲載しています。

### （3）労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策

共働き家庭の増加、雇用環境の変化、核家族化など、仕事をしながら子育てをしていくためには、従来の長時間労働や性別による固定的な役割分担意識に影響を受けてきた働き方を見直すことと、保護者が利用できる有用な子育て支援サービスを展開することを両輪として同時並行で進めいくことが必要です。

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが、親としての家庭生活に重要であるばかりではなく、ビジネスパーソンとしてのキャリア形成や、企業・事業主にとっても人材確保や生産性の向上等につながることなどを理解してもらうような啓発を進めます。

また、長時間労働の縮減や、年次有給休暇取得促進のための啓発のほか、育児休業や子育てに関わる休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進します。

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育の受け皿を拡充していくほか、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、出産などで退職したり、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援します。

#### ③ 土曜日や長期休暇中の保育等に関する普及啓発

保護者の働き方等に対応した保育サービス等の充実を図る一方で、子どもの「最善の利益」実現の観点からは、保護者が仕事をする中でも、できるだけ子どもと過ごす時間を持ち、コミュニケーションを大切にすることが必要と考えられ、また、保育士の働き方や保育の質の確保の観点からも、保育施設等開所日でも、土曜日やお盆期間中など保護者が休みの日は、家庭での保育を呼びかけるなど保護者や企業等への普及啓発を行います。

なお、具体的な取り組みは、施策 3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成（P74）に掲載しています。

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画

### 3-1 次世代育成支援対策行動計画との整合について

本市では、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を策定し、平成17年度から26年度までの10年間、前・後2期にわたり次世代育成支援対策に関する基本的方向性や実施する施策及びその目標を示し、取り組みを推進してきました。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が法定義務となり、次世代育成支援対策行動計画は任意策定となつたことから、平成27年度からは「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を継承しつつ、内容を重点化した「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「第1期計画」という）を策定し、子ども・子育て施策の推進を図っています。

なお、本計画には第1期計画と同様に、次世代育成支援対策行動計画のうち、必要な事項についても盛り込んでいます。

## 3-2 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画

### (1) 放課後児童クラブ

#### ① 年度ごとの見込み及び目標（再掲）

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）		実績	本計画期間の見込み量					
全市	低学年	量の見込み	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634

※各区の量の見込み及び確保の方策については省略

#### ② 放課後児童クラブ実施の主な取り組み

##### ア) 施設・受け皿の確保

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65m以上確保する必要があります。

今後も利用児童数の増加に対応し児童が生活するスペースを確保するため、小学校内の余裕教室の活用を基本としながら、状況に応じてその他の施設も活用し放課後児童クラブの整備を行っていきます。

##### イ) 職員の配置・質の向上

支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格を持つ職員を2人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち1人を「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれる」補助員に代えることができます。

児童の自主性、社会性及び創造性等のより一層の向上に必要な知識や能力を得るために、放課後児童健全育成事業者及び従事している職員を対象とした研修や情報交換会を継続実施します。

また、国の制度に基づき支援員の勤務年数や研修実績に応じた「キャリアアップ待遇改善」や市独自に実施する待遇改善などにより、放課後児童クラブに従事している職員の待遇を改善し職員の確保や質の向上につなげます。

利用する保護者、地域の住民に放課後児童クラブの取り組みについて理解や協力をいただけるよう、学校等を通じて日々の活動など周知を進めます。

##### ウ) 地域の実情に応じた開所時間について

現在、ひまわりクラブの開所時間は18時30分までとなっています。

開所時間については、子ども・子育て会議において「働く保護者のために延長すべき」との意見や「延長せず、子どもが家庭で過ごす時間も大切にすべき」といった意見がありました。開所

時間の延長については、延長のニーズや家庭・地域の状況などを踏まえ、総合的に検討していきます。

なお、検討にあたっては、開所時間の延長に伴う支援員の確保や、利用料をはじめとした費用の増加も考慮する必要があります。

## (2) 子どもふれあいスクール

### ① 子どもふれあいスクールの実施目標

新潟市では放課後子供教室を子どもふれあいスクールと呼んでいます。子どもふれあいスクールは、小学校を活用して、子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流により、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。実施校の全児童が対象です。

子どもふれあいスクールへの児童平均参加率を向上させることを実施目標とします。

#### 【目標事業量】

(単位：%)	実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	児童の平均参加率	13.4	13.7	13.7	13.8	13.8	13.9

### ② 子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

#### ア) 実施プログラムの展開

主な活動内容として①身体活動（ボール運動、卓球、竹馬、一輪車、自由遊び 等）、②文化活動（読書、囲碁、将棋、折り紙、かるた、オセロ、工作・手芸 等）、③学習活動（宿題、自主学習、補充学習、清掃などのボランティア活動 等）、④イベント活動（お泊まり会、祭り、クリスマス会、餅つき大会 等）を展開します。

また、必要に応じて活動事例集で実施プログラムを紹介し、すべての児童が参加できる学習・体験活動の実施プログラムを推進します。

#### イ) 事業の拡大

新たに実施を希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて取り組むとともに、現在実施しているふれあいスクールについても、事業内容のさらなる充実を図り、令和6年度までに実施校での児童の平均参加率を13.9%となることを目指します。

#### ウ) ボランティア等の人材確保

ふれあいスクールでは、スタッフの高齢化等に伴いスタッフの確保も事業継続の課題となっています。ふれあいスクールに個別に支援をしながら、スタッフの増員を呼び掛けていきます。

### (3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型の実施

#### ① 一体型による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールの整備方針と目標

令和6年度までに23か所の一体型の実施を目指すとともに、両事業を行うすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

ここでいう一体型とは、両者で考えた共通のプログラムを行うことです。

放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの各関係者が連携・協力し、それぞれの特長を活かしながら実施していきます。

#### 【目標事業量】

(単位:か所)		本計画期間の見込み量					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	一体型の実施か所	20	21	21	22	23	23

#### ② 一体型、又は連携による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

##### ア) 共通プログラムの展開

ふれあいスクールで実施している「土曜プログラム」などを活用し、子どもたちにより多くの体験機会を提供していきます。その際には、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールのスタッフが連携し情報を共有し、希望する児童が参加できるように留意して実施します。

##### イ) 職員の配置・質の確保

平成25年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフ及び放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行い今後も継続していきます。

## (4) 放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて

### ①教育委員会とこども未来部の連携について

新潟市では、「新潟市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両事業の連携や一体型の実施について、具体的に意見交換を行い、両事業を行なうすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

### ② 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールへの小学校余裕教室等の活用について

放課後児童クラブについては、教育委員会や各小学校の理解を得ながら、小学校の余裕教室の活用を基本として進めます。

子どもふれあいスクールや一体型の実施については、基本的には小学校内で実施していますが、状況に応じて児童館や公民館などの施設の活用を検討していきます。

両事業や一体型の実施をはじめとする児童の安心・安全な居場所の確保に向けて、教育委員会や各学校、こども未来部が共通理解のもと、各事業の整備予定や運営状況など定期的な情報共有を図り、連携して各事業を実施していきます。

### ③ 特別な配慮を必要とする児童への対応について

特別な配慮を必要とする児童を含め、希望するすべての児童を受け入れています。

放課後児童クラブでは、特別な配慮が必要な児童に対し引き続き臨時支援員を配置して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業所などの関係機関とも情報共有を行い連携を図ることにより、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮します。

#### (参考) 放課後等デイサービスについて

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、学校などと連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等の活動の充実に努めています。令和元年12月1日現在、市内65事業所で児童の受け入れを行っています。

#### 【各年度のサービス見込量】

	H30	R1 (H31)	R2 (H32)
人日分(月)	10,985	11,505	12,025
人分(月)	845	885	925

※人日分(月)：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの利用日数」

人分(月)：月間のサービス利用人数

(第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画より)

### 3-3 市立保育園配置計画に関するもの

#### ◆市立保育園配置計画における今後の方向性◆

本市における保育の現状と課題（地域による保育ニーズの違い、低年齢児からの入園児童数の増加、施設の老朽化の進行、保育士不足、市立における正職率の低下（約3割）、持続可能な行財政運営の必要性等）を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用した上で、市内すべての市立保育園等86施設（計画策定期87施設）を対象に適正配置を進めるため、平成30年10月に「新潟市立保育園配置計画」を策定しました。

計画では、各施設について、建築年数（老朽化の状況）、利用の状況、新設の民間施設を含む近隣保育所などでの受け入れの可能性、市立の必要性（基幹保育園、セーフティネット機能）等、周辺地域の状況や住民意向を考慮の上、対応時期・方針について、個別に検討・調整し、在園児への影響を最大限配慮するとともに、地域における合意形成をしながら進め、施設数についておおむね20年で半数程度、正職率について同規模政令市と同等の50～60%を目指すこととしています。

【各施設の耐用年数到達時期一覧】(※1)

年度 区	R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17- (2035-)	民間保育施設数 (×3)
北 (12)	太夫浜・越岡	ちとせ・早通北・ 太田・三ツ森・若葉	かやま・すみれ・ 二葉	早通南・木崎	【保】 6 【こ】 7
東 (10)	山ノ下・大山・中 野山・石山・第二 中野山・東中野山		山木戸・中山	大形・桃山	【保】 10 【こ】 22(2) 【小】 4(1)
中央 (12)	しなの・山潟	入舟	白山・敷島・流作 場・長嶺	八千代・万代(※2) ・沼垂・鳥屋野・ ロータリー	【保】 12 【こ】 30(1) 【小】 6(2)
江南 (13)	両川・ことぶき・ 曾野木・第二曾野木・ 大江山・亀田第一・亀田第二	亀田第三	横越双葉・亀田第 五	横越中央・横越小 杉・亀田第四	【保】 11 【こ】 6 【小】 1
秋葉 (5)	新金沢		新津東・小須戸	金津・矢代田	【保】 6 【こ】 9(2) 【小】 1(1)
南 (12)	新飯田	臼井・古川・にし しろね・あじほ	諏訪木・根岸・大 通・月潟	白根・大鷲・小林	【保】 4(1) 【こ】 1
西 (11)	内野・上五十嵐・ 坂井・坂井輪 ・小針	大野・寺地・山田		興野・木場・ 黒崎・なかよし	【保】 14(1) 【こ】 23(1) 【小】 6(3)
西蒲 (11)			岩室・巻・松野尾 ・七浦・なかのくち	和納・巻つくし・ すわ・漆山東・ 漆山西・かきの実	【保】 6 【こ】 4
施設数 (86)		24	14	22	【保】 69 【こ】 102 【小】 18

※1 耐用年数は、木造30年、鉄骨50年で整理。下線は、令和2年4月時点で耐用年数を超過している施設。（ただし、すべての施設について耐震改修済）

※2 令和2年2月に宮浦乳児と統合新設

※3 令和2年4月1日時点

【保】保育園、【こ】認定こども園、【小】小規模保育施設（）：うちH31以降新設

**【各年度の予定】**

年度	R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17-R21 (2035-2039)
施設数	総数 86 → 75	75 → 65	65 → 55	55 → 45
方針決定済	△11 程度  曾野木 第二曾野木 (統合・民営化)	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)

**【早期に対応が必要な施設】**

1 既に耐用年数を超過している施設	太夫浜・越岡・山ノ下・大山・中野山・石山・ 第二中野山・東中野山・しなの・山潟・両川・ ことぶき・大江山・亀田第一・新金沢・新飯田・ 内野・五十嵐・坂井・坂井輪・小針
2 新すこやか未来アクションプラン（H27～H31）において既に実行予定としている施設	石山・第二中野山・白山・敷島・内野・上五十嵐
3 地域別実行計画において既に検討を開始している施設	かやま・すみれ・太田・若葉・坂井
4 利用児童数が 20 人未満の施設 (児童福祉法における認可保育所の定員の下限)	新飯田
5 近隣に民間保育施設ができるため、受け入れの可能性がある施設	山ノ下・古川

※下線は、「1 既に耐用年数を超過している施設」にも該当する施設

# 各論Ⅲ

---

● 内容

第1章 推進体制

# 第1章 推進体制

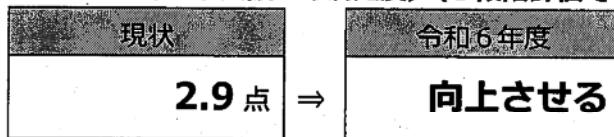
## 1-1 計画の推進に向けて

### (1) 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理・評価については、毎年度の実施状況や「子育て市民アンケート」などの結果を「新潟市子ども・子育て会議」において報告し、点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し・修正を行うこととし、全体的な計画の推進状況を確認するため、成果指標を次のとおり設定します。

#### ●計画全体の指標

〔住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度〕（5段階評価での平均値）

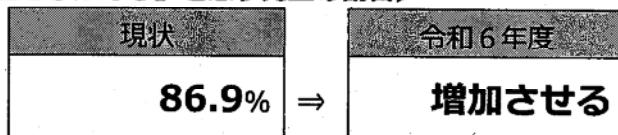


現状数値の出典：新潟市H30年度子ども子育て支援に関するニーズ調査  
※対象：未就学児及び小学生の保護者

#### ●施策方針ごとの成果指標

##### 施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

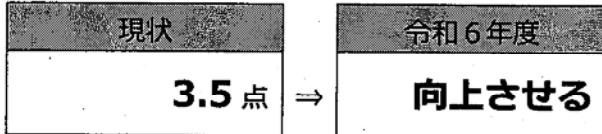
〔「自分にはよいところがある」と思う児童の割合〕



現状数値の出典：文部科学省 全国学力・学習状況調査 ※対象：小学校6年

##### 施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

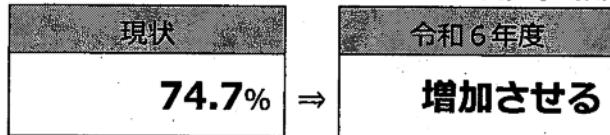
〔保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値〕（5段階評価での平均値）



現状数値の出典：新潟市H30年度子ども子育て支援に関するニーズ調査  
※対象：未就学児及び小学生の保護者

##### 施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり連携して支える

〔「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合〕（4段階評価での平均値）



現状数値の出典：新潟市H30年度子ども子育て支援に関するニーズ調査  
※対象：未就学児及び小学生の保護者

●施策ごとの成果指標一覧（再掲）

施策	指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保ご小連携	教育・保育内容に関する国評価の公表実施施設の割合	10%	70%
	新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の実施施設の割合	30%	100%
1-2 安心してすごせる居場所づくりと放課後対策の推進	放課後児童支援員ネットワーク研修を受講したクラブの割合	89.7%	100%
	子どもふれあいスクールと放課後児童クラブの一体型実施か所数	13か所	23か所
1-3 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実	食育関連事業を実施している保育施設の割合	92.3%	100%
	地域のこと（自然・歴史・産業など）に触れたり、調べたりする学習が好きと回答した児童の割合（小学6年生）	75.9%	増加させる
1-4 子ども・若者の健全育成と自立支援	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した生徒の割合（中学3年生）	97.1%	維持する
	将来の夢やつきたい仕事があると回答した生徒の割合（中学3年生）	65.7%	増加させる
1-5 配慮が必要な子どもへの支援	教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	79.1%	増加させる
	児童発達支援センター「こころん」による保育所等訪問支援の件数	-	増加させる
2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実	リスクを把握した妊婦について、産前に状況確認をした割合	96.8%	100%
	こんにちは赤ちゃん訪問等での母子等の状況を把握した割合率	100%	100%

施策		指標	現状 (H30)	目標 (R6)
2-2	就学前の教育・保育基盤の整備と保育サービスの充実	待機児童数	0人	0人
2-3	経済的負担軽減のための支援	日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお金に関するこど」と回答した人の割合	未就学児の保護者 : 48.7% 小学生の保護者 : 48.3%	減少させる
2-4	ひとり親家庭への自立支援	高等職業訓練促進給付金の受給者のうち、資格を活かして就職した人の割合	100%	100%
3-1	子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成	父親の育児休業取得率	5.2%	増加させる
		育児に関する支援制度を有する事業所の割合	77.2%	増加させる
		にいがたっ子すこやかパスポートの協賛店舗数	755店	増加させる
3-2	地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援	ファミリー・サポート・センターの提供会員数	481人	増加させる
		家庭教育学級参加者満足度	93.3%	維持する
3-3	児童虐待防止と要保護児童等対策	児童虐待死亡事例	0人	0人
		児童虐待に関する通告義務と通告先の認知率	40.1% ※H29	増加させる
3-4	社会的養護体制の充実	登録里親数	81世帯	増加させる
		里親委託率	55.9%	増加させる

# 資料編

## ● 内 容

- 
- 1 施策体系・関連事業一覧
  - 2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料
  - 3 用語集

## 1 施策体系・関連事業一覧

### 施策方針1 子どものすこやかな育ちを守り、支える

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業・取り組み名	所管課	方向性 新規検討 ／拡充 継続
<b>1-1 就学前の質の高い教育・保育の充実と幼保こ小連携</b>				
教育・保育に携わる人材の資質向上	教育・保育施設職員の人材育成研修	保育課	●	
	私立幼稚園すこやか補助金	保育課		●
	食物アレルギー対策の強化	保育課		●
	園児の健康管理	保育課		●
	幼稚園教員研修	学校支援課		●
	幼稚園教諭新規採用初任者研修	学校支援課		●
新潟市共通幼小接続期カリキュラムの普及	新潟市共通幼小接続期カリキュラム	保育課 教育総務課 学校支援課	●	
	幼保こ小連携推進事業合同研修	保育課 教育総務課 学校支援課		●
認定こども園の普及	認定こども園の適正配置	保育課		●
<b>1-2 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進</b>				
児童の放課後の居場所の確保	ひまわりクラブ施設整備	こども政策課		●
	民設放課後児童クラブ施設整備費補助金	こども政策課		●
	指定管理者制度によるひまわりクラブの運営	こども政策課		●
	放課後児童健全育成緊急対策事業補助金(民設)	こども政策課		●
	民設放課後児童クラブ運営委託	こども政策課		●
	子どもふれあいスクール	地域教育推進課		●
放課後児童クラブ職員の資質向上	民設放課後児童クラブ研修・指導事業	こども政策課		●
	放課後児童支援員等の処遇改善	こども政策課		●
地域における子どもの居場所づくり	子ども食堂への支援	こども政策課		●
	児童館の運営・支援	こども政策課 区健康福祉課		●
	地域子育て支援センター事業	保育課		●
	公園施設長寿命化対策支援事業	公園水辺課		●
	都市公園ストック再編事業	公園水辺課		●
子どもの居場所		中央公民館		●

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業・取り組み名	所管課	方向性 新規検討/ 拡充 継続
<b>1-3 生きる力を育む多様な体験や学習の場の実現</b>				
「農」や「食」を知る機会の拡充	教育・保育施設での「食育の日」の取り組み	保育課		●
	保育園農業体験推進	食と花の推進課 保育課		●
	「新潟発 わくわく教育ファーム」推進事業	食と花の推進課		●
	食育・花育センターの管理運営	食と花の推進課		●
	アグリパークの管理運営	食と花の推進課		●
	学校給食事業	保健給食課		●
	農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラム）の推進	学校支援課		●
文化・芸術・図書に触れる機会の拡充	子どものための芸術文化体験事業	文化政策課		●
	にいがた市民文学	文化政策課		●
	こどもマンガ講座	文化政策課		●
	にいがたマンガ大賞	文化政策課		●
	りゅーとぴあ普及・育成事業	文化政策課		●
	芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」の管理運営	文化政策課		●
	ARTTRIP（アートリップ）	美術館		●
	子ども講座	美術館		●
	こどもスタンプカード	美術館 新津美術館		●
	こどもタイム	新津美術館		●
	ブックスタート事業	中央図書館	●	
	赤ちゃんタイム	中央図書館		●
多様な交流・体験機会の拡充	Lounge N きままプログラム	美術館		●
	こども創造センターの管理運営	こども政策課		●
	動物ふれあいセンター管理運営	動物愛護センター		●
	地域と学校パートナーシップ事業	地域教育推進課		●
	芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」の管理運営【再掲】	地域教育推進課		●
	自然体験学習	学校支援課		●
	人権・同和・男女平等教育	学校支援課		●
	道徳・福祉教育	学校支援課		●
	外国語・国際理解教育	学校支援課		●
	インクルーシブ教育システム	学校支援課		●
	世代間交流事業	中央公民館		●
	子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	中央公民館		●

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業・取り組み名	所管課	方向性
		新規検討／拡充	継続	
安心・安全教育の充実	安心・安全教育の充実	子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	中央公民館	●
		交通安全教室	市民生活課	●
		子どもの体験型安全教室	市民生活課	●
		CAPプログラム	こども政策課	●
		防災教育	学校支援課	●
十一４ 子ども・若者の健全育成と自立支援				
思春期保健対策と相談体制の充実	思春期保健対策と相談体制の充実	思春期健康教育	こども家庭課	●
		思春期青年期相談	こころの健康センター	●
		児童相談所	児童相談所	●
		若者支援センター「オール」	地域教育推進課	●
		性に関する指導	学校支援課	●
	いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援	いじめ防止市民フォーラムの実施	学校支援課	●
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校支援課	●
		教職員研修の実施	学校支援課	●
		欠席連絡の丁寧な聞き取りと欠席3日目の家庭訪問の実施	学校支援課	●
		「児童生徒理解教育支援シート」を活用したチーム支援	学校支援課	●
子ども・若者の健全育成と自立支援	子ども・若者の健全育成と自立支援	不登校担当者研究会	学校支援課	●
		不登校の実態把握に係る学校訪問	学校支援課	●
		カウンセラー等活用事業	学校支援課	●
		教育相談ネットワーク	学校支援課	●
	子ども・若者の健全育成と自立支援	若者支援センター「オール」【再掲】	地域教育推進課	●
		にいがた若者自立応援ネット	地域教育推進課	●
		街頭育成活動	地域教育推進課	●
		非行防止キャンペーン	地域教育推進課	●

施策	具体的取り組み	主な事業					
		事業名	所管課	方向性 新規検討/ 拡充			
<b>障がいが必要な子どもへの支援</b>							
障がいの早期発見と地域支援、療育の充実	こにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課		●			
	乳幼児健康診査	こども家庭課		●			
	乳幼児健康指導	こども家庭課		●			
	医師による発達相談	こども家庭課		●			
	療育教室	こども家庭課		●			
	児童発達支援センター「こころん」(通所支援、発達相談)	こども家庭課 (児童発達支援センター)		●			
障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携	発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課		●			
	児童発達支援センター「こころん」(巡回支援)	こども家庭課 (児童発達支援センター)		●			
	障がい児保育事業	保育課		●			
	早期からの就学支援	学校支援課		●			
	インクルーシブ教育システム【再掲】	学校支援課		●			
障がい福祉サービス及び相談支援体制の充実	基幹相談支援センター	障がい福祉課		●			
	児童発達支援	障がい福祉課		●			
	放課後等デイサービス	障がい福祉課		●			
	保育所等訪問支援	障がい福祉課		●			
	短期入所	障がい福祉課		●			
	日中一時支援	障がい福祉課		●			
	障がい児相談支援	障がい福祉課		●			
	児童発達支援センター「こころん」(保育所等訪問支援)	こども家庭課 (児童発達支援センター)	●				
医療費負担の軽減と医療的ケア児の支援	障がい児入所支援	児童相談所		●			
	こども医療費助成	こども家庭課	●				
	未熟児養育医療費助成	こども家庭課		●			
	小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課		●			
	自立支援医療費(育成医療)助成	こども家庭課		●			
新潟市口腔保健福祉センター		健康増進課		●			
施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援		左記施策で対象となる子どもへの支援も位置づける					
施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策							
施策 3-4 社会的養護体制の充実							

## 施策方針2 子育て家庭の暮らしと安心を支える

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業名	所管課	方向性 新規検討／ 拡充
<b>2-1 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実</b>				
切れ目ない母子保健施策の推進	妊婦健康診査	こども家庭課		●
	母子健康手帳交付・妊婦保健指導	こども家庭課		●
	安産教室	こども家庭課		●
	産後ケア	こども家庭課	●	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●
	乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●
	乳幼児健康指導【再掲】	こども家庭課		●
	園児の健康管理	保育課		●
	予防接種事業	保健管理課		●
	離乳食・幼児食講習会	健康増進課		●
	妊娠乳幼児歯科健康診査	健康増進課		●
	むし歯予防事業	健康増進課		●
	学校における巡回歯科指導の実施	保健給食課		●
	園・学校におけるフッ化物洗口の実施	保健給食課 保育課		●
切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築	子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	こども政策課		●
	子育て応援アプリの運営	こども政策課		●
	子育てなんでも相談センター「きらきら」の支援	こども政策課		●
	家庭児童相談	こども政策課		●
	妊娠・子育てほっとステーション	こども家庭課	●	
	育児相談	こども家庭課		●
	思春期健康教育【再掲】	こども家庭課	●	
	児童相談所による相談・支援事業	児童相談所		●
子育て負担軽減に向けた預かり・交流機会の充実	地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●
	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	●	
	子育て短期支援事業(こどもショートステイ)	こども政策課	●	
	児童館・児童センター	こども政策課		●
	教育・保育施設等での一時預かり	保育課		●
	地域子育て支援センター事業【再掲】	保育課		●
	家庭教育支援事業	中央公民館		●
不妊症・不育症に対する支援	特定不妊治療費助成	こども家庭課		●
	不育症治療費助成	こども家庭課		●

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業名	所管課	方向性
2-2 就学前の教育・保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実				
教育・保育基盤の整備	教育・保育施設等の定員の拡充	保育課		●
	教育・保育施設等の整備	保育課		●
	地域型保育事業	保育課		●
	保育士確保に向けた取り組みの充実	保育課		●
	市立保育園配置計画の推進による老朽化・狭隘化対策	保育課	●	
多様な保育サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●	
	子育て短期支援事業(こどもショートステイ)【再掲】	こども政策課	●	
	乳児保育	保育課		●
	時間外保育事業	保育課		●
	休日保育	保育課	●	
	一時預かり事業(拠点整備)	保育課		●
	病児・病後児保育	保育課		●
	夜間保育	保育課		●
	幼稚園での預かり保育	保育課		●
	障がい児保育事業【再掲】	保育課		●
2-3 経済的負担の軽減のための支援				
保育・教育にかかる経済的負担の軽減	ひまわりクラブ利用料・減免制度	こども政策課		●
	私立高等学校学費助成	こども政策課		●
	保育料の軽減(多子世帯への軽減を含む)	保育課		●
	私立幼稚園すこやか補助金【再掲】	保育課		●
	就学援助事業	学務課		●
	入学準備金貸付事業	学務課		●
	学び直し授業料負担の支援	学務課		●
	特別支援教育就学奨励事業	学務課		●
	奨学金貸付事業	学務課		●

施策	具体的取り組み	主な事業		
		事業名	所管課	方向性
				新規検討/ 拡充
医療にかかる経済的負担の軽減	その他給付・支援	妊産婦及び子ども医療費助成	こども家庭課	●
		未熟児養育医療費助成【再掲】	こども家庭課	●
		小児慢性特定疾病医療費助成【再掲】	こども家庭課	●
		自立支援医療費（育成医療）助成【再掲】	こども家庭課	●
2-4 ひとり親家庭への自立支援	自立に向けた生活・就労サポートの充実	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉総務課	●
		ひとり親家庭等日常生活支援	こども家庭課	●
		ひとり親家庭生活支援講習会	こども家庭課	●
経済的負担の軽減	自立に向けた生活・就労サポートの充実	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	こども家庭課	●
		母子・父子自立支援プログラム策定	こども家庭課	●
		自立支援教育訓練給付金	こども家庭課	●
		高等職業訓練促進給付金	こども家庭課	●
		ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付	こども家庭課	●
	経済的負担の軽減	母子生活支援施設管理運営	こども家庭課	●
		児童扶養手当給付事業	こども家庭課	●
		ひとり親家庭等医療費助成事業	こども家庭課	●
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども家庭課	●
		みなし寡婦（夫）控除	こども家庭課	●
保育サービス等利用にあたっての配慮	保育サービス等利用にあたっての配慮	母子向け住宅	こども家庭課	●
		放課後児童健全育成緊急対策事業補助金（民設）	こども政策課	●
		ひとり親家庭のひまわりクラブ入会基準の緩和	こども政策課	●
	子どもへの学習・生活サポートの充実	教育・保育施設の優先利用の促進	保育課	●
		ひとり親家庭学習支援	こども家庭課	●

### 施策方針3 すべての人々が子どもと子育てに関わり、連携して支える

施策	具体的取り組み	主な事業			方向性 新規検討/ 拡充	継続
		事業名	所管課			
<b>3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と協調育成</b>						
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と企業・団体等との連携	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と企業・団体等との連携	男性のための電話相談	男女共同参画課		●	
		男性の育児休業取得奨励金	男女共同参画課		●	
		女性の再就職支援	男女共同参画課		●	
		「すべての働く人のためのハンドブック」-女性も男性も輝く社会のために-の発行	雇用政策課		●	
		働き方改革推進事業	雇用政策課		●	
	社会全体で子育てを担う機運の醸成	にいがたっ子すこやかサポート事業	こども政策課	●		
		子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用	こども政策課		●	
		「スマイルプラス運動」の展開	こども政策課		●	
		児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）等への協力	こども政策課		●	
		世代間交流事業【再掲】	中央公民館		●	
<b>3-2 地域の人材育成と活用、家庭の子育て力向上のための支援</b>						
地域で子育て支援を担う人材の育成	地域で子育て支援を担う人材の育成	地域の茶の間支援事業	地域包括ケア推進課	●		
		ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	こども政策課	●		
		家庭教育支援事業	中央公民館		●	
	地域や関係団体と連携した子どもの安全を守る取り組み	校区交通安全推進協議会	市民生活課		●	
		子ども見守り隊	学校支援課		●	
		スクールガードリーダー	学校支援課		●	
	家庭の子育て力を育む機会の充実	男性の生き方講座（子育て期）	男女共同参画課		●	
		安産教室【再掲】	こども家庭課		●	
		家庭教育振興事業	中央公民館		●	
		子育て出前学習講座（小学校）	中央公民館		●	
		子育て出前学習講座（中学校）	中央公民館		●	
		ブックスタート事業【再掲】	中央図書館	●		

施策	具体的取り組み	主な事業			方向性
		事業名	所管課	新規検討／ 拡充	
<b>3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策</b>					
児童虐待に対応する体制の強化	要保護児童対策地域協議会の運営	こども政策課		●	
	子ども家庭総合支援拠点の設置検討	こども政策課	●		
	子どもの安全を守るために一時保護事業	児童相談所		●	
	児童相談所の体制強化	児童相談所		●	
	法律相談	こども政策課		●	
	児童相談所による相談・支援事業	児童相談所		●	
	職員研修の実施	児童相談所 こども政策課		●	
	家庭への支援と子どもの自立支援事業	児童相談所		●	
	オレンジリボンキャンペーンの実施	こども政策課		●	
	虐待防止ファイルの配布	こども政策課		●	
虐待の未然防止に向けた取り組みの推進	虐待防止パンフレットの配布	こども政策課		●	
	養育支援訪問事業	こども政策課		●	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課		●	
	乳幼児健康診査【再掲】	こども家庭課		●	
<b>3-4 社会的養護体制の充実</b>					
社会的養護が必要な子どもの居場所の確保	市立乳児院管理運営事業	こども政策課		●	
	児童自立支援施設改築整備負担金	こども政策課		●	
	母子生活支援施設管理運営	こども家庭課		●	
	里親・ファミリーホームの普及促進	児童相談所	●		
子どもの自立支援と家庭支援の充実	母子生活支援施設管理運営【再掲】	こども家庭課		●	
	各施設退所後のアフターケア	児童相談所		●	
	社会的養護が必要な児童についての連携	児童相談所		●	

※「拡充」や「継続」の方向性については、予算や事業規模だけでなく、取り組み内容の改善や見直しによるものを含みます。

### 各区による取り組み

特色のある区づくり事業	
	各区においては、地域の実情やニーズに応じて様々な子ども・子育て支援事業を行っていますが、特色のある区づくり予算の性質上、原則3年以内（事業評価により延長も可）の期間で実施しています。

## 2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料

### (1) 新潟市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名など	部会		
		幼保	放課後	移動
阿部 由美	連合新潟地域協議会健進会職員組合副執行委員長			○
池田 貴之	新潟市社会福祉協議会地域福祉課地域活動支援係長		○	○
市嶋 範恵	新潟市民生委員児童委員協議会連合会青少年・児童部会長			○
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授		○	
海津 基生	新潟市歯科医師会理事			○
菊池 貴子	新潟市手をつなぐ育成会連絡協議会新潟地区手をつなぐ育成会幹事			○
◎小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授	○		○
小林 美奈子	公募委員			○
斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会长	○		
佐藤 勇	新潟市医師会理事			○
☆椎谷 照美	特定非営利活動法人ヒューマン・エイド22代表理事	○		○
志賀 有子	公募委員	○		
関川 弘雄	新潟市青少年健全育成協議会会长		○	
長谷川 雅朗	新潟市小中学校PTA連合会副会長		○	
平澤 正人	新潟市私立保育協会会长	○		
平田 秀子	新潟商工会議所女性会理事	○		
政谷 英樹	新潟市小学校長会会长		○	
三浦 聖子	新潟市母子福祉連合会副会長			○
山岸 則子	地域教育コーディネーター		○	

◎会長 ☆副会長

※敬称略・50音順 令和2年3月1日現在

(令和元年8月31日まで)

- ・大竹 真理子 (新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員)
- ・菊地 千以 (新潟市母子福祉連合会会长)
- ・鈴木 昭 (新潟医療福祉大学特任教授)
- ・長崎 麻里子 (公募委員)
- ・長谷川 雅之 (新潟市歯科医師会理事)
- ・福士 晃子 (公募委員)
- ・横尾 三代子 (新潟市社会福祉協議会福祉相談支援課相談支援係長)

## (2) 新潟市子ども・子育て会議開催経過

### 【本体会議】

開催数	開催年月日	主な内容
平成 30 年度 第 1 回 (通算第 16 回)	平成 30 年 10 月 12 日	○新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について ○第 2 期計画の策定に係るニーズ調査の内容について
平成 30 年度 第 2 回 (通算第 17 回)	平成 31 年 3 月 28 日	○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○「量の見込み」の算出及び計画策定について
令和元年度 第 1 回 (通算第 18 回)	令和元年 5 月 30 日	○第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計方法について ○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果のポイント・課題について ○新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱いについて
令和元年度 第 2 回 (通算第 19 回)	令和元年 9 月 6 日	○「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）（現計画）」及び「新潟市子どもの貧困対策推進計画（新潟市子どもの未来応援プラン）」の進捗状況・評価について ○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」骨子（案）について
令和元年度 第 3 回 (通算第 20 回)	令和元年 11 月 7 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」素案について
令和元年度 第 4 回 (通算第 21 回)	令和元年 12 月 2 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について
令和元年度 第 5 回 (通算第 22 回)	令和 2 年 2 月 5 日	○「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画－新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画－」案について

※平成 30 年度から令和元年度に開催した本計画策定に係る経過について記載しています。

**【幼保部会】**

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画にかかる「量の見込み」及び方向性について</li> <li>○令和2年度に新設・移設予定の特定教育・保育施設について</li> <li>○その他</li> </ul>
令和元年度 第2回 (通算第16回) 書面会議	令和元年10月25日 から11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新・すこやか未来アクションプラン第2期計画にかかる「量の見込み」及び方向性について</li> </ul>

**【放課後児童クラブ検討部会】**

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第15回)	令和元年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の「量の見込み」の算定について</li> </ul>
令和元年度 第2回 (通算第16回)	令和元年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の記載事項について</li> </ul>

**【子ども・子育て支援ネットワーク部会】**

開催数	開催年月日	主な内容
令和元年度 第1回 (通算第1回)	令和元年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる「量の見込み」及び方向性について</li> </ul>
令和元年度 第2回 (通算第2回) 書面会議	令和元年10月10日 から10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる取り組みの方向性について</li> <li>○前回部会後の委員意見等への回答について</li> </ul>

※令和元年度に開催した本計画策定にかかる会議について記載しています。

### (3) 新潟市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第33号

改正

平成26年10月7日条例第59号

平成29年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき同項に規定する事務を処理するため、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき同条に規定する事項を調査審議するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができます。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「、当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（施行の日＝平成27年4月1日）

(準備行為)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項のうち、同法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る調査審議については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市子ども・子育て会議条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月22日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (4) 新潟市子ども・子育て会議の部会について

令和元年5月30日  
新潟市子ども・子育て会議決定

##### 子ども・子育て会議 (本体会議)

- ① 子ども・子育て支援事業計画の策定、進行管理
- ② 子どもの貧困対策推進計画の進行管理
- ③ その他必要な事項

##### 幼保部会

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に関する事項
- ② 一時預かり事業に関する事項
- ③ 延長保育促進事業に関する事項
- ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する事項
- ⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業に関する事項
- ⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

##### 放課後児童クラブ検討部会

- ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する事項
- ② その他必要な事項

##### 子ども・子育て支援ネットワーク部会

- ① 利用者支援事業に関する事項
- ② 地域子育て支援拠点事業に関する事項
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業に関する事項
- ④ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業に関する事項
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
- ⑥ 妊婦健康診査に関する事項
- ⑦ 病児・病後児保育事業に関する事項
- ⑧ 子育て短期支援事業に関する事項
- ⑨ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ⑩ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑪ その他必要な事項

##### <部会の審議・議決事項の取扱い>

- (1) 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする。
- (2) 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。  
ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

### 3 用語集

#### あ 行

##### インクルーシブ教育システム〔初出：58 ページ〕

障がいのある児童とない児童がともに同じ場で学び、一人ひとりのニーズに応じた教育や支援が受けられる仕組み。

##### オレンジリボンキャンペーン〔初出：34 ページ〕

子どもの虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンを用い、毎年 11 月の児童虐待防止月間を中心に行う啓発キャンペーン。

#### か 行

##### 確保の方策〔初出：85 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量に対する供給量。

##### 家庭教育学級〔初出：76 ページ〕

出産前から中学生期までの子どもの成長に合わせて必要な情報や課題を学んだり、親として子どもとどう付き合っていくかを考える場を連続講座により提供する。

##### 家庭児童相談室〔初出：31 ページ〕

家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るために、福祉事務所に設置されている相談室。

##### 家庭的保育事業〔初出：26 ページ〕

保育者の居宅、その他の場所で行われている定員が 5 人以下の保育事業。地域型保育事業の一類。

##### 基幹保育園〔初出：111 ページ〕

通常の保育のほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域の保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に設置される園。

##### 子育て世代包括支援センター〔初出：31 ページ〕

新潟市における「妊娠・子育てほっとステーション」。母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等のスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供するもの。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

##### 子育てのための施設等利用給付〔初出：103 ページ〕

幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが幼稚園（新制度未移行）、預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料の給付。

##### 子ども家庭総合支援拠点〔初出：79 ページ〕

地域のすべての子どもや家庭、妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。令和 4 年度までに全市町村に設置が求められている。

##### 子どもショートステイ〔初出：31 ページ〕

P93 に記載

##### 子ども食堂〔初出：55 ページ〕

親子又は子ども一人でも安心して訪れることができる無料あるいは安い参加費で食事が提供される居場所。

**こんにちは赤ちゃん訪問**〔初出：30 ページ〕

P91 に記載

## さ 行

---

**産後ケア**〔初出：29 ページ〕

産後うつや育児不安解消のための心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するもの。医療機関等での宿泊ケアやデイケア、助産師等による訪問ケアなどがある。

**事業所内保育施設**〔初出：26 ページ〕

事業所の従業員の子ども「従業員枠」と地域の子ども「地域枠」を受けるために事業所内に設置された保育施設。地域型保育事業の一類。(「地域枠」を設定しない事業所も有り)

**児童福祉司**〔初出：79 ページ〕

児童相談所の中核的な職員で、子どもや保護者の相談に応じ、必要な支援を行う職員のこと。

**児童心理司**〔初出：79 ページ〕

児童相談所に配置される職員で、子どもや保護者の心理判断を行い、必要な支援（助言や指導）を行う職員のこと。

**社会的養護**〔初出：27 ページ〕

保護者のない児童や保護者に養育させることが適当でない児童を、里親やファミリーホーム、又は児童養護施設等において、公的責任で保護・養育すること。

**障がい児通所支援（放課後等デイサービス）**〔初出：25 ページ〕

児童福祉法に基づく障がい児通所支援の一つで、学校に通学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練などをを行う福祉サービス。

**小規模保育施設**〔初出：26 ページ〕

3歳未満児に重点を置いた利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設。地域型保育事業の一類。

**スクールカウンセラー**〔初出：60 ページ〕

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、臨床心理士や発達課題等への専門知識や経験から、児童生徒へのカウンセリングや教員や保護者に対して助言・指導を行う専門職。

**スクールソーシャルワーカー**〔初出：60 ページ〕

児童生徒の学校や家庭での問題・課題について、教育、福祉分野の専門知識や経験から、学校や保護者、関係機関と連携して支援を行う専門職。

**スマイルプラス運動**〔初出：33 ページ〕

市民・地域・企業などが子育て世代に关心を持ち、悩みを理解して、一人ひとりができるところから行動することで、市全体にスマイルをプラスしていくこうという運動。

**セーフティネット機能**〔初出：111 ページ〕

ここでは、保育施設において児童発達支援センターや児童相談所、医療機関、警察など複数の公的機関などの連携が欠かせない児童の受け入れや、民間では運営が難しい地域での保育運営や災害時の受け入れなどを指す。

**ソーシャルワーク**〔初出：79 ページ〕

地域社会や家庭生活の中で起こる様々な問題を解決するための社会福祉の専門職等による支援のこと。

## た 行

---

### 待機児童〔初出：3ページ〕

保育施設への入園申し込みをし、保育が必要な要件を満たしているにも関わらず、入園できていない状態にある児童のうち、求職活動を休止・特定の園への入園希望等私的な理由・育児休業中の要件に当てはまる者を除いて算出する児童を、国定義の待機児童としている。

### 地域型保育事業〔初出：28ページ〕

原則0～2歳児を対象とし、地域の様々な保育ニーズにきめ細かく対応していくための事業。

類型として「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業（本市には無い）」の4つがある。

### 地域子ども・子育て支援事業〔初出：84ページ〕

子ども・子育て支援法に規定されている、P87記載の事業のこと。

### 特定疾患（小児慢性特定疾患）〔初出：32ページ〕

治療や症状が長期間にわたり、生活の質低下や生命を脅かす疾患であり、医療費の負担も高額となるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。（小児慢性特定疾患の解説）

### 特定妊婦〔初出：92ページ〕

妊娠中から出産後の子どもの養育について支援が必要な妊婦のこと。具体的には、若年妊娠や、家庭環境が複雑であること、養育に負担のかかる疾患や障がいがあるなど、妊娠中から家庭環境におけるリスクが高いとされる妊婦。

### 特別支援教育コーディネーター〔初出：62ページ〕

学校内、又は福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。

### 特別支援教育サポートネットワーク〔初出：62ページ〕

特別支援教育サポートセンターを核として、市内の特別支援学校や通級指導教室との連携を図ったり、医療や福祉等の専門機関や地域との連携を図ったりすることができる仕組み。

## な 行

---

### 新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）〔初出：52ページ〕

【アプローチ・カリキュラム】公立市立問わずすべての幼児教育・保育施設で実施する小学校入学前（9～3月）に取り組むカリキュラム。子どものかかわる力の基盤を作るための取り組みが示されている。

【スタートカリキュラム】受け入れる小学校側で実施する入学直後に取り組むカリキュラム。スムーズに小学校生活に入れるよう、幼児期の教育・保育環境を踏まえた授業のあり方などが示されている。

### にいがたっ子すこやかバースポート〔初出：33ページ〕

妊婦及び中学生以下の子どもに発行しているカードで、協賛店舗で提示すると特典や割引が受けられる。

### 認可外保育施設〔初出：26ページ〕

児童福祉法及び認定こども園法に基づく市の認可施設以外の保育施設で、夜間やベビーシッターなど、多様な保育サービスを実施する施設。

### 妊娠・子育てほつとステーション〔初出：29ページ〕

新潟市における「子育て世代包括支援センター」で、妊娠や出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する窓口。各区役所の健康福祉課に開設している。

## **認定こども園** [初出：26 ページ]

教育と保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

## **は 行**

---

### **発達支援コーディネーター** [初出：29 ページ]

教育・保育施設等において、専門的な知識をもとに一人ひとりの子どもの成長に応じた支援を行うため、市が行う「発達支援コーディネーター養成研修」を受けた職員のこと。

### **ファミリー・サポート・センター** [初出：25 ページ]

P94 に記載

### **ファミリー・ホーム** [初出：81 ページ]

社会的養護が必要な子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う場。

### **不育症** [初出：66 ページ]

妊娠はするが、2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもが授かれないとされる状態のこと。

### **フレックスタイム制** [初出：24 ページ]

変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

### **保育コンシェルジュ** [初出：102 ページ]

保育所等の空き情報や保護者からの保育サービスの利用に関する相談を受け、適切な保育サービスの提供に向けた調整などの寄り添った支援を行う職員のこと。

### **放課後子供教室（ふれあいスクール）** [初出：25 ページ]

放課後や土曜日に、小学校施設を活用し、子どもたちに遊びや居場所を提供するとともに、異年齢の児童同士や地域の大人との交流を図る事業。

### **放課後児童支援員ネットワーク研修** [初出：54 ページ]

放課後児童クラブの放課後児童支援員として必要な知識・技術を補完するため、業務を遂行する上で必要な知識・技術の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修。

### **包括的な里親養育支援** [初出：81 ページ]

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援のこと。

## **ま 行**

---

### **マタニティナビゲーター** [初出：29 ページ]

母子保健相談員のことで、妊娠期から産後、子育ての期間に至るまで切れ目のない相談やサポートを行う。

## **や 行**

---

### **幼児期の教育・保育の無償化** [初出：3 ページ]

令和元年10月からスタートした、3歳児クラスから5歳児クラスの児童及び住民税非課税世帯の3歳未満児について、教育・保育にかかる利用料が無料になる制度。

### **要保護児童対策地域協議会**〔初出：34 ページ〕

児童虐待を受けている子どもをはじめ、保護者の適切な養育を受けられない要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、庁内の関係部局のほか、警察や弁護士、医療機関等様々な関係機関が参加し、情報共有や支援内容などの協議を行う場。

### **幼保こ小連携**〔初出：46 ページ〕

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携することでスムーズな接続を目指すこと。

## **ら 行**

---

### **ライフステージ**〔初出：44 ページ〕

妊娠、出産、子育て、就学など、人生の節目ごとに区分した生活環境の段階のこと。

### **ライフプラン**〔初出：30 ページ〕

これから的人生の計画、設計図のこと。進学や就業、結婚観、子育てなどの将来設計について考えること。

### **量の見込み**〔初出：85 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量（ニーズ量）。

## **わ 行**

---

### **ワーク・ライフ・バランス**〔初出：27 ページ〕

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をすること、またその考え方。

## **数字**

---

### **1号認定、2号認定、3号認定**〔初出：86 ページ〕

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育施設を利用するにあたり必要な市町村による認定区分。

1号：満3歳以上で教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

2号：満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号：満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

## **アルファベット**

---

### **C A Pプログラム**〔初出：58 ページ〕

Child Assault Prevention（子どもへの虐待防止）の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力など様々な暴力から自分を守るために人権教育プログラム。

### **D V**〔初出：61 ページ〕

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略で、配偶者や恋人、親しい間柄の人物からの暴力のこと。

### **M字カーブ**〔初出：3 ページ〕

年齢別就業率を表すグラフの形状がM字になる現象。女性が結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産のために離職し、子どもの成長後に再就職する人が多いため、このような形状になることが多い。





**第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画  
-新・すこやか未来アクションプラン第2期計画-**

---

発行年月：令和2年3月

発 行：新潟市

編 集：新潟市 こども未来部 こども政策課

---

所 在 地：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町 602番地1

電 話：025-228-1000（代表）